

相馬直胤
秋田俊季
板倉重宗
片桐貞隆

三寶院義
演

秀忠ノ上
洛延期ニ
スヨリ歸寺

元和五年五月八日

五七八

五月、將軍京師ニ朝ス、公疾アリテ、朝スルヲ能ハス、○本書ニ忠直上京セ
〔義演准后日記〕二十 六月廿四日、從越州宰相單物一重、帷子三進上、使鷺

坂長左衛門、愚札ニテ仰了、

廿五日、越州宰相江昨日爲禮瓜三籠遣之、

廿七日、雨、早馬大膳助、秋田城介、板倉伊賀、同周防、片桐主膳正、瓜兩籠宛遣之、

渡邊山城守へ同遣之、

廿八日、晴、渡邊山城守ヨリ返禮、蠟燭百挺進上、

〔義演准后日記〕三十 五月小朔日、晴、將軍御上洛ニ付、進物以下爲用意在

洛、○義演、四月二十七日、諸公卿門跡ト

二日、御上洛少御延引由風聞、仍歸寺了、

〔モレホン日本史〕第三編 第十七章 (歐文材料第十五號譯文)

ペドロ・モレホン編、一六一五年より一六一九年までに、日本及び支那の

王國に於て起りたる事件の顛末報告、

將軍都に赴き、大名數人を追放し、又吉利支丹宗徒の迫害を命じたる

事、

秀忠上洛
ノ目的

伊達政宗
智仁親王
ヲ訪フ
山科言緒
ト利頼川義
ト贈答

西曆一六一九年六七月の頃、○元和五年五月、將軍は、江戸なる居城より許多
の有司と精銳の軍隊を引率して、都に赴きたり、こは、其女を妃となし給へ
る内裏へ伺候し、又上方地方の行政の處理をなし、過ぐる年の戦争にて破
壊せられたる大坂及び堺の都市復舊の状況を視察せんとする目的なり
との風説なりしが、事實に於ては、大名數名の替地を行ひ、其信賴せる人物
を配置して、己が政權を鞏固ならしめ、且確立せんとする意志なること、及
び吉利支丹宗徒等の迫害に、愈力を致さんとする意志なることを示した
り、

○以下、在京諸大名ノ動靜ノコトニカ、ル、

〔智仁親王御記〕一 七月十九日、政宗數奇ニ來、

〔言緒卿記〕五月廿二日、甲辰、天晴、

一尾張中納言、駿河中納言殿へ匂袋十ツ、大澤ニ持セ遣了、

六月廿六日、丁丑、風雨、

一從駿河中納言、銀子五枚被下了、使アツミ太郎兵衛也、

廿八日、己卯、雨、

元和五年五月八日

五七九

物ヲ酒井
忠世ニ贈
ル物ヲ本
正純ニ贈
ル

物ヲ日野
唯心ニ贈
ル

新庄直好
堀秀信等
言緒ヲ訪

一從尾張中納言殿、帷子五之内單物貳、送給了、使龍雲、

七月五日、丙戌、天晴、

一酒井雅樂頭、江匂袋十、遣、使同前、

一本多上野、江匂袋十、藤堂和泉、江匂袋十、大澤少將、江間鎗貳、吉良侍從、江

帶三筋、永喜、江間鎗貳、遣之、使大澤左衛門大夫也、

六日、丁亥、天晴、

一伊達宰相（致守）へ匂袋十、遣、使大澤左衛門大夫也、

十二日、辛巳、天晴、

一從本多上野、帷子三之内壹ハ單物、并大樽壹、預恩志了、

十四日、癸未、夕立、

一從日野唯心、帷子二重之内單物壹、預恩志了、

十六日、乙戌、天晴、夕立、雷霆、

一酒井雅樂頭ヨリ、帷子貳之内單物壹、到來了、使松村イホリ也、

八月廿二日、壬申、天晴、

一新庄駿河、同甚介、堀因幡來臨也、音物駿河銀子貳枚、因州湯次貳、錫鉢壹

徳川義利
ノ直垂ヲ
製ス

土御門泰
重ノ疾ヲ
興ノ疾ヲ
問フ

義利物ヲ
泰重ニ贈
ル
土御門久
脩忠興ヲ
訪フ

泰重忠興
ヲ訪フ

ツ、甚介蠟燭五十丁預恩志了、夕飯振舞了、

廿三日、癸酉、天晴、

一尾張中納言様ノ御直垂出來、宗徳持來、鹽鯛一懸持來了、

廿八日、戊寅、天晴、

一尾張中納言殿直垂出來、中嶋新四郎ニ渡了、代銀貳百卅五匁也、

〔土御門泰重卿記〕三

六月五日、丙辰、晴、吉田（細川忠尚）越中守見廻參候、

十日、辛酉、駿河中納言殿、爲御音信、良子五枚送被下候、

十一日、壬戌、今日、昨日爲御禮、中納言殿兩老（年）寄衆、以愚札御禮申入候、

十三日、甲子、越中守見廻、吉田へ參候、

十四日、乙丑、尾張中納言、爲御音信、帷子五之内單物二、送被下候、

七月四日、乙酉、晴、予吉田へ、早々ヨリ家公（久禮）同道仕參候、午時まで相詰、越中守

眼散らつき申候、

五日、丙戌、晴、越中守見廻參候、一段機嫌よく雜談申候、而罷歸申候、

七日、戊子、晴、予越中守所へ參候、内客御座候、而逢不申候、同内記所へ參候、（忠利）留也、罷歸、内記ヨリ慰勸之禮文給候、

十三日、甲午晴、吉田越中守所へ見廻申候へ、色々相留被申候故、及黄昏罷歸候、

廿三日、甲辰晴、飯後こ吉田へ、越中守見廻參候、

八月一日、辛亥晴、予、駿河黃門、細川越中守見廻申候、越中父子クツワタスケ廿筋、十筋、父子信物也、入夜歸宅、此邊ノ御禮懈怠仕候、夜こ入大雨降也、

六日、丙辰晴、吉田へ細川越中守見廻參候、

十二日、壬戌晴、越中守見廻、吉田江參候、留守ニテ空罷歸候、

廿七日、丁丑、雨天、從細川内記、烏丸辨、予、萩原（兼從）茶給候、從早天參候、公方ヨリ越中守御使者、小袖二百、良子千枚拜領と聞申候、其用こ隙入、振舞無相伴、心易御入候、茶とてられ候、其以後罷歸、越中守見廻申候、從越中守良子十枚贈給候、過分之由返事申入候、

廿八日、戊子、晴、從吉田越中守、可參候由使札アリ、則參候、用所之事被申候へ共不調候、昨日之良子禮次申入候、

廿九日、己卯、晴、越中守見廻申候、

〔義演准后日記〕二十 四月十五日、嶋津使者（兼從）シキノ中務、杉原五十帖進上、

細川忠利
茶會及
秀忠銀及
小袖ヲ
忠興ニ賜
フ

島津家久
物ヲ三寶
院義演ニ

贈ル

義演徳川
義利同頼
信ヲ訪フ

義演ト土
井利勝酒
井忠本
多正純藤
堂高虎等
トノ贈答

義利頼信
トノ贈答

佐竹義宣
トノ贈答

對面、盃賜之、

五月十九日、兩中納言（徳川義利、同前信）江一禮ノ事尋遣之、明後日可有御成之由、彼執事返事、

昨日攝家中渡御云々、

廿一日、兩中納言（江）隨門勸門同道罷向、單物二、帷子三、遣之、振舞及大酒、兩所

ノ馳走凡等閑也、

六月二日、大炊助（十井利勝）江楊梅一折遣之、

八日、成瀬隼人（正成）正ヨリ蠟燭百挺返禮、

十七日、酒井雅樂頭ヨリ單物二、帷子三、進上、使辻文右衛門、

廿三日、陰、本多上野介ヨリ海松一籠進上、土井大炊助ヨリ太刀一腰、馬代銀

子五枚進上、使木作勘左衛門尉、藤堂和泉守（高徳）江瓜三籠遣之、本多上野介、土井

大炊助江瓜二籠宛、使已前ニ遣之、

廿四日、嶋津江瓜三籠遣之、尾州中納言、駿州中納言江瓜二籠宛、并成瀬隼人

正、同一籠、安藤帶刀、同一籠遣之、禮狀在之、

廿五日、從佐竹右京大夫單物五重、帷子五重進上、使小貫大藏、對面、盃賜之、爲

公方御共日野村江居住、本領常州ハ相國ノ時改動之、當時五分一計知行歟、

廿六日、佐竹江太刀一腰、馬一疋、但代銀一枚、使兵部卿、大風吹、
 廿七日、雨、從駿州中納言使者、銀五枚進上、對面、賜盃、
 廿八日、晴、尾州中納言ヨリ銀五枚進上、使一色片雲軒、
 七月朔日、霽、佐竹右京大夫江真桑瓜五籠送之、
 二日、晴、南光坊并金地院、瓜籠遣之、土井大炊助へ掛香五送之、酒井雅樂頭へ
 繡廿袋送之、
 十八日、土井大炊助へ樽遣之、酒井雅樂頭へ梨一折遣之、使ニ帷子遣、不思寄
 懇ノ儀也、

八月七日、雨、本多上野介ヨリ蓮根一折、椎茸一折進上、

十八日、安藤對馬守ヨリ單物一重、帷子二重、名酒雙樽進上、

廿九日、秋田川内守、相馬大膳同道來、太刀、馬、單物一、帷子一重、兩人同進上、一
 獻賜之、

〔本光國師日記〕

二十

一四日、尾張中納言殿御使者酒井久三郎被來、則

軍人殿、山城殿禮狀進候、

一同五日、伏見へ清兵へを遣ス、大炊殿、藤堂泉州、唯心、禪高、牧齋、立花殿、猪内

秋田俊季
相馬利胤
義演ヲ訪

崇傳物ヲ
土井利勝
等ニ贈ル

竹の子す
醒井餅

物ヲ義利
等ニ贈ル

物ヲ義信
等ニ贈ル

匠、堀泉州三好一臣、因州、佐伊州、能攝州、丹五郎左殿へ狀進候、ひしを進候、大炊殿

へハ竹ノ子ノスシ進候、井新左へもひしを遣ス、

一同八日、安藤對馬殿源太郎來、狀并諸白大樽貳、帷子十之内單物五、醒井

餅一箱來、則返書遣ス、右京進殿も狀來、則返書遣ス、

一同九日、伊喜之助殿御使者來、并海松一籠、大栗一折貳百十來、則禮狀遣ス、

一同十一日、伏見へ清兵衛遣ス、大炊殿、うと殿、上野殿、對馬殿、神尾形部殿、喜

之助殿へ狀遣ス、ひしを一おけつゝ遣ス、炊殿へハ三重之折箱遣ス、賀豐、

會又左、松雲へひしを一桶つゝ、書狀をしこ遣ス、

一同晚、清兵歸、各返書來、

一同日、成瀬軍人殿、竹山城殿、瀧豐前殿へ書狀遣、ひしを一桶つゝ、中納言樣

へ一壺進上申也、

一同日、安帶殿、水出雲殿、竹慶安へ書狀并一桶つゝ遣ス、大新右へも一桶迄

遣ス、中納言樣へ一壺進上申也、

一同日、土井大炊助殿御使者來、帷子十曝七、來、則書狀進也、

一同日、土井大炊殿御使者來、海雲一桶來、則禮狀遣ス、

元和五年五月八日

五八六

一 七月二日、大炊殿（五日）使者來、ろこのり一箱來、則禮狀遣ス、
 一 同日、伏見方々へひしを遣ス、
 一 同日（九日）、鍋信濃殿狀并兩種音信來、則返書遣ス、
 一 廿七日之朝、伏見へ越候、
 同日、細越中殿狀來、羽帚貳本一箱來、則返書遣ス、
 一 同日（八月四日）、佐竹殿（八月四日）昨日三日南禪へ使者來、帷子十之内單物五つ來、則今日禮狀日野へもとせ遣ス、
 一 同日（九月）、安藤對馬殿へ見廻こ參也、とんを貳卷持參、對馬殿（九月）八月十二日之返書、源太郎相渡候也、源太へ帷子單物被遣過分之由申來ル、狀也、
 〔鹿苑日錄〕二十 六月九日、赴伏見道山私宅、呈帶三筋、乞道山案内者、到酒井雅樂殿、呈常住百疋、愚當住故伸禮、雅樂殿登城留守、留言而歸、到土井大炊殿、登城不面、百疋亦還之、到永喜老、遣五十疋、到老父宿所（日野唯心）、老師、文嶺西堂、魯雲西堂亦來臨、有展待、到池田權助殿、呈曝帷子貳、以麵吸物侷酒、到山禪高（山名豐國）呈唐扇壹柄、
 十五日、池田權助殿使者大野七左衛門殿來、傳權助命、惠帷子二、諸白兩檜、

七月八日、陸奧殿（伊達政宗）到慈照院、午刻予亦出、入夜出題、即刻□詩歌、題者荻告秋也、
 十三日、從曉天赴伏見、唯心院へ獻盃之祝儀一盞、設朝食、大納言殿亦來儀、晚來有大納言殿振舞、花房馬助殿朝□共會參庵、
 十九日、東條（安長）畏兵衛殿、花房馬助（右腕力）來臨、畏兵衛殿惠杉原三束、右馬助殿惠單物一、帷子一、以麵吸物侷酒、
 廿二日、早朝赴伏見、花房右馬助殿旅宿、呈黑木綿壹端、諸白壹荷、右馬助在御城御番而不面、赴東條猪兵衛殿、呈帷子一重、（但曝一）細美一也、歸路赴老父私宅、到竹田而留守也、留□□出冷飯飲酒、欲歸則老父歸宅、又喫冷麵而歸、
 廿四日、老父自早天赴日大納言殿、予亦赴矣、入夜而歸、
 八月四日、赴政宗殿、伸來八日之朝賜茶之禮矣、他出留言、
 八日、赴奧州政宗殿之請、蓋茶湯也、床有清拙文字、
 不是心、不是佛、不是物、是甚麼、
 此公案、十二時中、行住坐臥、不可間斷、心々念々、是究明、既是不是心、又不是佛、亦不是物、畢竟□甚麼、歲月之長、以悟爲期、
 右弟子淨忻坐禪究明事、

元和五年五月八日

五八七

松平定綱

細川忠利
巢松軒ニ
至ル

島津家久
神道表被
拜ノ事ヲ
問フ

梵舜軍陣
被ヲ家久
ニ口授ス
家久ノ爲
メニ二十
二社神號

十二日、早朝赴伏見老父之宿、不動院設展待故也、午刻赴池田權助殿旅宿、呈錫一對、晚同不動院赴松平越中殿、呈杉原十帖、金扇一柄、九月二日、老父光駕投宿、日大納言殿賜大錫一對、松茸一折、日中納言殿惠松茸十五本、松茸送于巢松軒、蓋爲内記殿來儀也、

三日、齋了、赴巢松軒、與細川内記殿相見、呈折一、

〔梵舜日記〕

二十

四月廿二日、雨降、嶋津陸奥守依上洛、木下道上所ニ宿所、

町衆右衛門申町人依馳走取次、ベツフ信濃守奏者也、進物杉原十帖、スヘヒロガリ扇、神道御表之被相添令持參、及面會盃也、同奏者信州へ木綿踏皮緒付二足遣也、次御表被之事委陸奥守尋也、大形申入也、

六月十日、晴、略中次嶋津薩摩守殿ヨリ太刀一腰、馬代三貫文、帷子十之内單物五給也、軍陣之被在之事申來也、

十二日、晴、嶋津薩摩守へ罷、折節朝會茶湯、留守ニテ、暫面會、則軍陣被已下令持參、一々面授申了、晚食用意相伴也、

廿一日、少雨降、嶋津薩摩守へ廿二社神號垂迹所望之間、令書寫持遣也、久次

ヲ書寫ス

梵舜忠利
ノ爲メニ
神道大意
ヲ講ズ

入道興意
親王軸物
ヲ贈ル

使、次木下之宿、右衛門所角豆折遣也、次細川越中忠興爲見廻、繡十袋令持參、及面會也、

七月三日、晴、晚ヨリ久次、伏見へ使ニ、トマリカケニ遣也、本多上野守繡十袋會我又右衛門木綿踏皮二足、周慶齋紫帶二筋遣也、

四日、晴、伏見ヨリ久次歸也、

十二日、晴、嶋津薩摩守へ爲見廻罷也、繡十袋、團扇二本令持參也、及面會、暫廿二社垂迹之事尋也、晚食也、奏者伊勢内記也、コリツ遣也、次宿ノ右衛門へ唐納豆一桶遣也、

八月廿六日、晴、略中次細川内記殿ヨリ、神道大意可讀之由被仰問、令持參讀了、尤候由之感也、則所望之間、予舊本可進之由申入了、

〔薩藩舊記增補〕

五 古御文書廿五卷中
家久 公御譜中ニ在リ ○薩摩

昨日者、爲一軸之御禮、芳札令祝著候、可有御祕藏之由、別而滿足申候、猶重而御面談、万々可申入候條、不能詳候、

元和五年

五月朔日

松平薩摩守殿

(入道興親王)
(花押)

智仁親王
家久ヲ歌
會久ヲ歌
給フ招キ

家久文武
ノ名都下
リニ藉甚タ

元和五年五月八日

〔薩藩舊記增補〕

五久御文庫拾七番箱十九卷中
家久公御譜中ニ在リ ○薩摩

五九〇

一五月三日於八條様御歌會御座候、相公様御會席へ被成御出候、寄道祝と有通題こ而御詠歌被遊、披講管絃御座候、其外終日之御會釋、式正之御振舞、更不及言語儀候、畢竟相公様御馳走之御興行与聞得申候、六十年已來如此之御會御座候之由、其沙汰候、我々不承馴儀を聽聞仕候、御歌御座候體、後日書記□□進入候事、○上下略、五月六日附喜入攝津守、比志鳥紀伊守、三原諸右衛門尉宛、鳥津久元、町田久幸、連署狀。

〔薩藩舊記增補〕

五薩摩家久公御譜中

五月三日、八條智仁親王招家久於華

亭、爲催和歌之會時、列其席公卿、家久共俱十有四人、其外連歌師昌琢、玄仲候末席、各題寄道祝、始親王而詠之、披講管絃如法式、而當賜饗膳行盃酒之期、樂工等列席會席左方之縁頗、調金鼓笙笛、咸角策、奏樂三番、吳飲酒破、龍王、武德樂也、猗歎、家久雖爲武將、能學文、頗通敷鳥之道、是以列此席、交雲上之客、是實可謂一時之高遊者乎、因家久之文名武名藉甚于都鄙、所詠之和歌及會席圖見于左、

〔薩藩舊記增補〕

五薩摩寫正文在貴鳥善左衛門

大鼓

角

龍王

武德樂

笙笛

同同

樂

吳飲酒破

龍王

武德樂

已上三番

繼李言納中辻四

村通言納中院中

久家相幸摩薩

直時三位新院洞西

鳳雅將中井鳥飛

有高將少路小綾

定忠

親王

文齋

御宮仕衆

繼李言納中御門大

村通言納野中納言實顯

久家相幸院院空

直時三位新院院空

鳳雅將中井鳥飛

有高將少路小綾

定忠

○略ス、下ノ、寺歌、文書ニ同ノ、光

〔薩藩舊記增補〕

五薩摩

元和五年五月八日

五九一

家久入道
興意親王
スニ物ヲ呈

元和五年五月八日

五九二

去三日、於八條殿御歌會之由、珍重存候、御満足之旨尤候、其通具可申傳候、將又芭蕉布五端贈給之、每度御懇志之段、祝著不淺候、猶重而面之時万々可申入候條、不能多筆候、朱カキ

元和五年五月六日

入道興意親王
御花押

松平薩摩守殿

家久公御譜中ニ在リ、

〔慈光寺文書〕

城〇山

〔備前卷〕
一元和五五三

於八條宮和歌御會

讀師 中御門大納言 付物 四辻少納言 筆
講師 通式 之仲

地下 廣遠 景昌 笛 築

詠寄道祝

和歌

智仁

三行三字
君も臣も國おさめたるおしへとて世よもてあそふ敷嶋の道

詠寄道祝

和歌

天下たさまる時と君う代よまあひてたえぬ敷嶋の道

詠寄道祝

和歌

權大納言藤原資胤

おさめたる道さいつれの跡をしもおもへらふりき世の久くさう歌

夏日同詠寄道祝

和歌

權中納言季繼

たさまれる世こゑと聞えあそびたのまふりきとの葉の道

詠寄道祝

和歌

權中納言實顯

たさまれる七の道おとしめよて外の外まで國もうころぬ

夏日詠寄道祝

權中納言通村

元和五年五月八日

五九三

和歌

あつさ弓やしまの波のおさまるもたゝしきふとの道よまうせて

夏日同詠

和

右衛門督平時慶

そあ波ある世よそむ人の心よもあぐえてぞ見る敷嶋の道

夏日詠

和

参議藤原家久

あ波き世のこゑをうつせるとの葉もその國曲の道あふくらん

夏日同詠

和

右兵衛督源之仲

ちうひてし神のおゝ波の道よ里もとよあし原のくにそさうふる

從三位時直

夏日詠

和

右衛門佐永慶

言の葉はちりうせぬ松波たねとして世よさうへ行あきまの道

夏日

和

左近衛權中將雅胤

ゆみ筆の二の道をおさあきてあゝろよせくは和歌のうらあこ

夏日詠

和

左藤原爲頼

すたれしもまたあらたまる君う世よわきてさうあよ敷嶋の道

夏日同

和

右近少將源通式

元和五年五月八日

五九六

あつゝれと神やまもらむあへて人のまとの道よかあふてふよ

夏日詠

右近一少將源高有

神代よりいまよたえせぬ敷嶋の道のつとへや猶あふくらん

夏日同詠

彈正大弼藤原忠定

まあ一の道ありとても我國の世のとふきや歌よとせらん

詠

法橋昌琢

さうふるや西の海よりあらわれし神のまもりの敷嶋の道

詠

法橋玄仲

ほらぬへきあすおもわぬ歌よさへ道とあ残ある世残あふくらんハ薩藩

舊記増補
= 據ル

〔薩藩舊記増補〕

家久 古御文書廿五卷中
= 在リ ○ 薩摩

以上

其以來不能拜面、恐憚無極候、抑爲今月之御祈念、太元明王之護摩、抽懇誠御
肩數札令進覽候、目出度可有御頂戴候、尙參扣之節可申入候、恐惶謹言、

元和五年
五月十五日

觀助

松平薩摩守殿人々御中

〔薩藩舊記増補〕

家久 三番箱寶鑑中
= 在リ ○ 薩摩

已上

此薰物折節調合候間、二香合、次諸白貳荷、乍輕少進之候、然者來月初比、於當
門池坊、可致立花之由候條、於御隙者必々待存候、巨細之段、宗順迄申聞候間
不詳候、

元和五年
五月廿八日

(御花押) 入道良親王御判

元和五年五月八日

五九七

理性院觀
助太元護
摩ノ卷數
ヲ家久ニ
贈ル

入道良親
王物ヲ
島津家久
ニ贈ル

元和五年五月八日

松平薩摩守殿

五九八

〔参考〕

〔台徳院殿實紀〕

五十

五月八日、御上洛御首途ありて、神奈川に泊らせら

る、本城之國松君、西城は若君をとめ守らせたるふ、鳥居左京亮忠政、内藤

左馬助政長、酒井宮内大輔忠勝、松平下野守忠郷、松平式部大輔忠次、最上源

五郎義俊、福島左衛門大夫正則等留守に、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、

加藤左馬助嘉明、京極主膳正高通、阿部左馬助忠吉、一柳監物直盛、同丹後守

直重、松平出羽直政、太田攝津守資宗、安部彌一郎信盛、本堂伊勢守茂親、野々

山新兵衛兼綱、保田甚兵衛宗雪、小濱久太郎嘉隆、曾根源藏吉次、山本四兵衛

正吉、松平掃部忠隆、駒井次郎左衛門昌保、蘆野民部少輔資泰、小野左馬助高

盛等、供奉此列よくとる、東武實錄、家譜、寛永系、圖、貞享書上、斷家譜

九日、藤澤にとまらせ給ふ、

十日、小田原に泊らせたまふ、

十一日、三嶋、

十二日、蒲原、

扈從ノ諸大名

秀忠ノ旅程

駿府

十三日、駿府

十四日、孝ふも駿府にとまらせ給ふ、

十五日、駿府に御滯座、

十六日、田中、

十七日、懸川にとまらせらる、

十八日、中泉に御旅宿あり、

十九日、濱松、

二十日、吉田、

廿一日、岡崎、

廿二日、名古屋、

廿三日、岐阜、

廿四日、水口、國師日記

廿五日、柏原にとまらせ給ふ、代官新庄吉兵衛直氏、老父刑部左衛門直忠入

道、東國酒肴を獻し、御親筆此畫を給ふ、國師日記、家譜、寛政重修譜

廿六日、膳所、

元和五年五月八日

五九九

名古屋

蒲生忠郷
上京ニツ
キテ法度
ヲ下ス

元和五年五月八日

〔新編會津風土記〕

十六上陸奥國若松之四町 舊家 郭外 梁田仙右衛門 略上

六〇〇

又慶長以來札辻ニ懸ル所ノ制札ヲ藏ム、其文如左、通略ス、

定

一 今度御上洛ニ付而、諸奉公人年記明候とも、いとほを不被出、御下國迄可被召置候、縦當春いとほを被出候共、いとほ主取を不仕有之者を、引返し可被召仕候事、

一 給分之儀、去年のとくたるべし、御歸國以後、年記明、いとほをこひしをのを、可被出候事、

一 請人之儀、去年迄の請人無異儀可相立候、但御下國之後、年記明、いとほをこひ候へ、請人にかゝるゝるほしき事、

右條々不可有違亂者也、仍如件、

元和五年二月十九日

町野長門守

稻田數馬助

〔中村不能齋採集文書〕

四 二百九十 彦根藩計算券 元和六年四月八日 三居滿一藏

略上

井伊直孝
在京中ノ
勘定

上錢

一六貫六百七匁七分四リ 丁銀子 未之五月御在京中御賄方之拂

一 百五拾五匁者 丁銀子 右同時上錢拾貫文買申代渡ル、

一 貳百拾壹貫五百貳拾壹文 上錢 右同時御賄方拂、但買錢共ニ、

一 貳貫貳百七拾三文 上錢 未之極月、申之正月、御鷹野之時御

一 三匁者 丁銀子 右同斷、

拂合九拾七者 壹分判金

拂合拾九貫九百四拾貳匁六分七輪 丁銀子

拂合四百八拾六貫七百五拾壹文 上錢

内貳拾貫文 下錢

右之外殘物

一 貳貫百五拾匁八分六リ 丁銀子 重而御勘定之時元ニ可立、

申十二月廿六日御勘定本ニ入、

一 貳拾四貫八百四拾文 代物 右同斷、

内三貫八百四拾六文 上錢

八貫文 中錢

元和五年五月八日

六〇一

拾三貫文

下錢

右午之五月、江戸へ御下向、未之五月、京都御上洛之時、并淀、八幡、京御鷹野之時、共ニ御貸之拂方證文改、御勘定極候上、殘物此書付之通、重而可有御勘定候、仍如件、

元和六年

申卯月八日

八森次郎右衛門花押

中尾二兵衛花押

中西久左衛門花押

島田角左衛門花押

岩佐甚兵衛花押

谷九郎右衛門花押

水野左助花押

上田佐右衛門花押

細居四郎左衛門花押

三居孫太夫殿

裡ニ繼印及今村源右衛門花押

上京ニツ
キテ染物
ノ注文

土御門泰
重今宮祭
物忌ヲ獻

〔相州文書〕

板三足柄下郡藤兵衛所藏九通之内

柏原與兵衛花押
秋山忠兵衛花押

末年御上落之比

衆五人前之とおひ、むくのミ色之おも

て、□染申候、爲其如此候、

元和五年 卯月朔日

磯部源五兵衛

十五日、今宮祭、

〔土御門泰重卿記〕

五月七日、己丑晴、今宮祭物忌進上申候、禁中、女院、國

〔梵舜日記〕

五月十五日、雨降、今宮御祭也、

幕府、武家ノ第内ニ町人及ビ浪人ヲ置クヲ禁ズ、

〔東武實錄〕

同十五日、

覺

元和五年五月十五日

元和五年五月十六日

六〇四

一屋鋪之内小町人并無主置候^(者)亥堅停止^(方)候、來廿二日方御檢使候間、右之者共置候屋鋪者、可被召上旨也、

五月十五日

十六日、^(成)幕府、尾張名古屋城主德川義利^(直)、美濃ノ地五萬石ヲ加賜ス、

〔別敬公遺事〕 元和五未年

五月十六日、

義利岐阜ヲ領ス

長良川ノ役銀

美濃十四郡ヲ領ス

一濃州五万石御拜領之、此節岐阜をも御拜領、

小物成米ハ高百石ニ付五十石、銀ハ高百石ニ付一ノ匁ツ、小判六十

四十匁替之積五万石高之内ニ被成、長良川御役銀三貫目とも高三百

石ニ結ヒ御拜領也、

九月十六日、

一今度被進候濃州五万石郷帳略ニ曰、

武儀郡高六千八百三十一石一斗三升四合

安八郡同八千六百六拾貳石

羽栗郡同七千四百七十石九斗三升九合

賀茂郡同五千八百九十一石七斗九升二合

不破郡同三千九百五拾五石七斗一升六合

方縣郡同貳千六百廿五石八升七合

多藝郡同四千四百五十五石七斗一升六合

各務郡同千貳百四十七石五斗七升一合

厚見郡同二千九百廿四石六斗九升四合

中嶋郡同千五百五十一石七斗

石津郡同七百二石六斗三升五合

土岐郡同四百六拾九石六斗四升五合

本巢郡同千三百廿石九斗九升六合

大野郡同五百五拾三石

右之外小物成、

米合六百四拾九石三斗一升八合

高ニハ千貳百九十八石六斗三升六合^{以上合計四萬九千九百}

右ハ今度殿様^被進候御知行所、當未年方御所務可被成旨ニ而、伊丹

元和五年五月十六日

六〇五

幕府ヨリ
美濃國ヨリ
帳ヲ受領

元和五年五月十六日

六〇六

喜之助殿、松平右衛門殿、岡田將監殿、成瀬隼人正、竹腰山城守充名と
而、今日右之ヶ所相渡ル、

〔河敬公實錄〕 二 五年己未

五月十六日、台徳公以美濃地五萬石増封公、岐阜在其中、

〔編年大略〕 乾 元和五年己未

一今年、於濃州御加増五万石、

金森五郎八子（長光）早世、（長光）美濃上有知邑主、（長光）慶長十六年十月六日、幕府、其封ヲ上

有知二万石及美濃國士久々利士等合五万石御加増、於是御領六十一

万九千五百石餘ト云々、

一久々利士爲御家人、馬場三郎左衛門者、御旗本ニ被召出、其外千村、山村初

不殘ト云々、（長光）付此儀俗説有之、甚非也トアリ、

〔新撰美濃志〕 不破郡上

古義ニ曰、

一 高何程

何村

一、一、一、

、一、一、

金森長光
ノ舊領ヲ
賜ハル

一 一
米五升替

高二百九十八石餘ノ内、

岐阜
長良川

一 銀三貫目

此高三百石 但一匁ニ付五升替

高都合五万石

右ハ今般中納言様へ被進候御知行所ニテ候、

當末年ヨリ可被成御所務候、以上、

元和五年未九月十六日

岡田將監

伊丹喜之助

松平右衛門

成瀬隼人正殿

竹腰山城守殿

地傳集

一美濃國御家へ御拜領ハ、慶長十七子ヨリ元和五未迄追々ニ御拜領ト

候、依元和五未以後の檢地帳ハ、役所御多門ニ扣有之候、

〔竹腰文書〕

濃〇美

尚々、先日豊前殿迄申入候ホコヤをしきこうへ置申花を申請、岐阜へ

元和五年五月十六日

六〇七

岡田善同
花木ヲ名
古屋ヨリ

岐阜ニ移
植ス

善同岐阜
請取衆ノ
派遣ヲ促
ス

善同大垣
ニ赴ク

元和五年五月十六日

六〇八

取、うへ置申候、是ハ此度も申請、（山）茶山花、口おし、まら
玉、うやうの物を申請候、其段御取成奉頼候、以上、

態申上候、然ハ岐阜御請取之衆早々被遣御請取候て可被下候、御茶屋明置、
拙者式罷有候所も明置申候條、火用心も如何と御座候間、片時も早ク御番
をも被仰付候様ニ奉頼候、拙者小屋も見苦敷候へとも、御鹿よりちとこ中
（美利）納言様御座被成候御宿こと存、戸障子、疊根地迄申付置申候間、御改之衆へ
被入御念御請取候様ニ被仰付可被遣候、拙者岐阜へ罷越、相渡可申候へ共、
御存のとく、此中伏見ニ罷有人馬御扶持方爲可相渡、今日直ニ大垣へ罷越
居申候間、先以書狀申上候、恐惶謹言、

岡田將監

九月十八日

（花押）

成隼人様

竹山城様

藤民部様

原右衛門様人々御中

幕府義利
ヲシテ元
和濃年ノ
美濃納米
ヲ江納シ
輸送セシ
ム

善同美
濃納米
江納送
ヲ明春
延明春
トサコ
正成瀬
勸成瀬

尙々、栗原御代官所々參候村々御米之儀も、右同前ニ可有御座候、以上、
態以書狀申上候、然ハ今度、從濃州五万石中納言様御拜領被成候村々、（元利）午
之年之納米、米改衆符付候て御座候御米、賃舟にて早々江戶へ相届候様ニ
と、喜之助殿被仰下候、左候へハ、此跡大久保石見御代官之時、其村之米
ハ、其村庄や、年寄才料仕先々へ相届ケ渡し、手形を取候様ニ仕來候間、則跡
のとく、村々才料被仰付可被遣候哉、左候者、舟をも相調可申候間、俵拵積
出しをも、地下被仰付候而可被下候、御米改御奉行衆符を切申候刻ハ、其
村當御代官御手代衆壹人宛御さしく、（御成力）被成候而可被下候、奉頼候、如此
ハ申上候、只今時分柄之儀ニ候へ、村之御庄屋、年寄衆と江戶迄罷越候
義、當御所務之さふとげにも罷成と存候、定而御百姓も迷惑可仕と奉察
候、其元ハ江戶へ御状をも被遣、年内を御さし延、來正月も御米出船候様
ニ可被仰遣候哉、其分ニ候へ、春ハ御ふも、氣遣も無御座候、只今冬ひよ
り、如何と存候、其元於同心也、其通御状をも遊シ被下候者、爰元も、同
ハ春出舟候様ことの儀、御奉行所様迄可申上候、御分別被成、御報奉待申候、

元和五年五月十六日

六〇九

元和五年五月十六日

六一〇

御報次第賃舟相調可申候間、爲其申上候、恐惶謹言、

石原清左衛門

〔花押〕

山田長右衛門

〔花押〕

岡田將監

〔花押〕

成瀬隼人様

竹腰山城様

藤田民部様

原田右衛門様人々御中

○幕府義利ニ、美濃ノ地三萬二千石ヲ加賜スルコト、慶長十七年是歳ノ條ニ、美濃及ビ信濃ノ地三萬石ヲ加賜スルコト、元和元年八月十日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔元和五年美濃一國郷帳〕

〔表題〕
美濃元一國郷帳

一 高九万貳百拾三石三斗餘

内

七千五百六拾八石

三万貳千貳百八拾貳石八斗

四万八千七百壹石三斗

千八百八拾三石壹斗

四百七拾八石壹斗四升

外

高千貳百九拾八石六斗三升六合

右之内子年渡分

貳千百廿石壹斗壹升

千八拾六石五斗壹升五合

五百三拾六石三斗八升五合

元和五年五月十六日

慶長十七年
領地加増ノ

山縣郡
政所村

〔慶長十七年〕
子年渡分

〔元和元年〕
卯年渡分

〔元和五年〕
未年渡分

切御由永左而助座知候内川ノ御物永昌及ビ朱印知
九ヲ授ケラノル候ニ見ユ、三年
川保切由長二兵衛御座知候内

小物成渡候分

各務郡 鷺沼村

同 鷺沼村

羽栗郡 圓城寺村

六一一

元和五年五月十六日

六百七拾九石貳斗二升^(三)
 百七拾石九斗八升
 貳百三拾五石六斗九升
 九百三拾貳石四斗七升六合
 貳百四拾石九斗貳升六合
 百拾石九斗三合^(斗)
 千四百七拾九石七斗七升
 八百廿貳石五斗五升
 三百八拾八石三斗八合^(斗)
 貳百廿八石九斗七合
 六百六石六斗四升三合
 四百五拾六石也
 貳百六拾石壹斗四升
 貳千六百貳拾四石八斗三升^(六)
 五百拾貳石六斗四升
 千七拾石四斗四升
 千六百廿四石三升
 貳百五石三斗
 六百廿九石六斗五升八合
 千八百七石六斗六合

同
 明 伏 送 中 見 大 吉 河 坂 金 篠 切 上 加 上 嶋 大 曾 中
 知 見 木 竹 井 田 和 東 山 原 原 麻 淵 伊 串 野 代 保
 村

六一四

元和五年
地加増ノ領

百拾石八斗三升六合
 百拾五石壹斗八升四合
 千五百六拾三石七升四合
 四拾五石三斗貳升
 小以^(斗)三万貳千貳百八拾貳石八斗
 三百六拾九石也^(斗)
 三百拾四石五斗貳升
 千八拾八石貳斗九升貳合
 百八拾五石貳斗六合
 七拾三石七斗貳升五合
 百拾八石七斗八升貳合
 四拾六石八斗八升六合
 九拾三石八斗七合
 百三拾壹石五斗
 百廿六石七斗貳升
 五拾四石八斗貳升六合
 六拾三石貳斗八升九合
 百七拾五石也
 五百九拾壹石五斗九升五合
 四百六拾七石八斗貳升

同
 谷 洞 板 乙 神 藥 立 安 小 上 堅 御 大 高 小 野 山 矢 谷
 口 戶 郷 取 狩 洞 飛 花 毛 倉 野 地 想 手 矢 野 瀬 原 ノ 上 間 戶
 村

六一五

元和五年五月十六日

貳百四拾六石五斗貳升
 百五拾五石七斗五升五合
 百八拾五石八斗四升
 千三百三拾八石七斗九升
 六百九拾貳石八斗四升八合
 百四拾四石貳斗六升七合
 八百四拾七石六斗八升
 貳百八拾八石四斗
 三百壹石四斗三升
 六百六拾四石貳斗貳升
 百六拾八石壹斗九升
 三百三拾石三斗三升
 五百七拾四石七合
 百貳拾五石九斗壹升
 五百三拾七石三斗四升
 貳百四拾七石九斗六升
 貳百廿石六斗
 百三拾貳石也
 百廿石五斗貳升
 拾三石八斗八升

同 小 知 野 村
 同 長 瀬 村
 同 前 野 村
 同 安 八 部 村
 同 森 部 村
 同 墨 侯 村
 同 下 宿 村
 同 神 戶 村
 同 西 橋 村
 同 下 南 波 村
 同 羽 西 小 熊 村
 同 川 口 村
 同 嶋 村
 同 直 道 村
 同 天 王 森 村
 同 平 方 村
 同 淺 平 村
 同 藥 師 寺 村
 同 栗 木 村
 同 加 納 村
 同 一 色 村

六一六

元和五年五月十六日

拾九石四斗
 貳百七石七升
 三百四石貳斗五升
 三百五石壹斗九升
 貳百廿八石貳斗四升五合
 九拾貳石六斗四升
 貳百三拾九石八斗
 百拾九石三斗七升七合
 四百九拾九石七斗
 五百六拾六石壹斗壹升
 四百拾九石四斗四升
 五百石七斗七升
 貳百六拾壹石六斗五升五合
 四百八拾四石四斗三升五合
 七百七拾三石四斗貳升三合
 貳百五石也
 七拾七石壹斗八升
 廿四石九斗七升六合
 百石也
 七百八拾石九斗

同 伏 屋 村
 同 南 川 村
 同 小 荒 井 村
 同 南 宿 村
 同 北 宿 村
 同 市 場 村
 同 間 嶋 村
 同 坂 井 村
 同 本 郷 村
 同 南 宿 村
 同 德 田 村
 同 三 宅 村
 同 野 中 村
 同 柳 津 村
 同 東 小 熊 村
 同 加 茂 野 村
 同 伊 深 村
 同 上 飯 田 村
 同 伊 邊 村
 同 黑 岩 村

六一七

元和五年五月十六日

七拾壹石四斗六升八合
 百貳拾九石四斗壹升
 三百廿六石九斗壹升
 貳百九拾石壹斗五升三合
 千三拾石貳斗九升
 百四拾八石三斗^(一)
 百七拾七石八斗六升六合
 貳拾五石五斗六升五合
 百四拾七石貳斗也
 七百七拾八石六斗壹升
 五百貳石五斗貳升
 千三拾壹石壹斗八升
 百九拾三石五斗九升五合
 四百五石壹斗^(五)
 拾四石七斗三升
 四拾八石也
 四拾壹石三斗
 三百八拾五石壹斗八升壹合
 八拾四石五斗四合
 三百六拾五石六斗八升六合

野 飛 鳥 村
 同 厚見郡 中 泉 村
 同 今 泉 村
 同 小 熊 村
 同 忠 節 村
 同 岐 阜 明 屋 敷 村
 同 池 上 村
 同 早 田 村
 同 船 橋 村
 同 狐 穴 村
 同 東 方 村
 同 一 枝 村
 同 五 町 村
 同 柳 湊 村
 同 福 嶋 村
 同 七枝郡 馬場山田村
 同 加茂郡 山田村
 同 本巢郡 上橋本村

元和五年五月十六日

六百七拾四石五斗貳升
 貳百八拾石七斗九升
 貳百七拾石也
 三百貳拾三石也
 七拾貳石九斗四升三合
 五百六拾三石四斗七升
 百貳拾八石貳升也
 八百廿九石三斗七升
 百五拾八石也
 八拾七石九斗也
 五百三拾石六斗三升
 貳百九石六斗也
 三百五拾三石三斗也
 貳百九拾六石八斗七升七合
 百三拾九石七斗壹升六合
 百八拾四石六斗六升三合
 九拾三石貳斗八升五合
 五百四拾八石八斗四升
 百九拾七石三斗也
 六百九拾五石也

祖 父 江 村
 同 柳 一 色 村
 同 大野郡 合 村
 同 齋 田 村
 同 安八郡 道 嶋 村
 同 草 崎 村
 同 本 戶 村
 同 今 尾 村
 同 大 牧 村
 同 羽張郡 荒 井 村
 同 小 荒 井 村
 同 岩 佐 村
 同 中 洞 村
 同 宇 多 院 村
 同 平 野 村
 同 柿 野 村
 同 佐 野 村
 同 相 野 村
 同 廣 見 村
 同 安八郡 藏 村
 同 脇 野 村

小物成ニ
テ渡ル高
石川多八
ノ知行所

元和五年五月十六日

拾四石七斗三升
百三拾石也
小以四万八千七百壹石三斗
外
千貳百九拾八石六斗三升六合 小物成リ渡ル高
合八万九千八百五拾石七斗四升
一高壹万石
内
石川多八

百拾壹石八斗九升六合
貳百貳拾石九斗四合
三百六拾三石七斗貳升
三百九拾八石三升壹合
百拾八石壹升壹合
百四拾六石九升六合
貳百三拾七石壹升
百拾三石八斗五合
三百三斗七升八合
貳百五拾四石四斗七升
百四拾貳石壹斗七升
三百七拾五石貳合

同 五 町 村
同 中 村
大野郡 付寄村
同 下座倉村
同 横山村
同 小衣斐村
同 乙原村
同 深南村
同 安八郡 南條村
同 鹽 北今ヶ淵村
同 大野郡 大野村
同 大明神村
同 上大橋村

六二二

元和五年五月十六日

拾壹石六斗三合
八百六拾六石五斗六升壹合
三百八拾石九斗八升三合
九百七石九斗五升六合
貳拾石九斗壹升三合
貳百九拾八石貳斗九合
貳百九拾四石八斗五升
百五拾貳石五斗貳升五合
百九拾貳石八斗貳升八合
五拾七石九斗八升四合
百三拾六石壹斗貳升九合
四拾壹石七斗壹升六合
百三拾五石貳斗八升七合
貳百九拾貳石五斗五升
百六拾貳石七斗貳合
百九拾五石九斗五升四合
百九拾壹石壹升壹合
千六百拾四石三斗六升八合
百九拾七石四斗
百五拾六石九斗六升九合

同(勝) 同 村
同 成田村之内
同 方 鷺山村
同 折立見村
同 志 多見村
同 中 大浦村
同 大 東野村
同 東 門野村
同 大 津門村
同 方 古津村
同 厚 見 場村
同 石 津 江村
同 石 福 瀨村
同 市 屋敷村
同 城 上野村
同 山 野村
同 本 會 井村
同 大 野 井村
同 郡 家村

六二三

木曾衆ノ
知行所

元和五年五月十六日

六百八拾五石四斗八升七合
 小以九千七百七拾六石貳斗八升八合
 一高壹万六千貳百石
 内
 貳千四百拾壹石三升
 千三百四拾九石八斗四升
 四百六拾九石壹斗
 千七百貳拾石九斗三升
 八百四拾八石七斗八升
 四百八拾石七斗八升
 千三百三拾四石六斗三升
 千三百六拾八石六升
 七百七拾貳石也
 五百六拾貳石六斗貳升
 八百七拾三石貳斗七升
 四百四拾六石五斗四升
 百九石八斗貳升
 千四百七拾貳石八斗五升
 九百七拾三石貳斗
 百八拾壹石也

多摩郡
飯田村内

可兒郡 三武上郷
 同(分前カ) 日江村
 同 久々利村
 同 大森村
 真那郡 落合村
 同(中カ) 木津川村
 同(加子) さすひ川村
 同(カ) 駒場村
 同 千田林村
 同 正家村
 同(手賀野カ) 照野村
 土岐郡 大久手村
 同 日吉村
 同(金戸カ) 鎌古村
 同 平原村

六二四

稻葉右近
ノ知行所

毛利掃部
ノ知行所

稻葉七之丞
ノ知行所
酒井平九郎
ノ知行所

五拾石貳斗
 七百八拾六石壹斗八升
 小以壹万六千貳百石八斗三升
 一高四千四百三拾壹石
 内

稻葉右近

同 寺川戸村内
可兒郡(伊岐津志) 生辻村

加茂郡 久田見村
 同 細目村
 同 野上郷村
 同 和知村内
 同 牧野村

毛利掃部

内

海西郡 八神村
 (同脱方下同カ) 大田村
 (同) 石田村

六百石也
 七百石也
 七百石也
 小以貳千石
 一高千六石三升五合
 一高千石

稻葉七之丞
酒井平九郎

本巢郡 十七條村

元和五年五月十六日

六二五

元和五年五月十六日

六二六

津田吉兵衛
ノ知行所

一高千石
内 津田吉兵衛

八百三拾八石九斗七升壹合
百六拾壹石三升

瀧川豊前
ノ知行所

一高七百石
内 瀧川豊前

貳百五拾四石貳升五合
百九拾三石四升

貳百廿六石壹斗三升
七石貳斗

拾九石六斗五合
小以七百石也

石黒善十郎
ノ知行所

一高五百壹石四斗貳升
内 石黒善十郎

貳百拾五石七斗三升四合

百三拾貳石七斗六升八合

百五拾貳石九斗壹升八合

酒井久三郎
ノ知行所

一高五百石
内 酒井久三郎

可兒郡 池田村

安八郡 高田村
山縣郡 梅原村

加茂郡 則竹村

同 爲岡村

同 山本村

同 加茂野村

同 野原村

池田郡 山洞村
(安八郡)

同 海松村

同 二木村

可兒郡 池田村

奥平主馬
ノ知行所

一高五百石
内 奥平主馬

三百六拾貳石壹斗四合

百三拾九石

土岐九郎
左衛門ノ知行所

一高五百石
内 土岐九郎左衛門

百九拾石也

三百拾石

西尾喜兵衛
ノ知行所

一高貳百石
内 西尾喜兵衛

一高百五拾石
内 西尾豊藏

給入衆 西尾豊藏ノ知行所
屋御人衆各古
合拾三万九拾八石九斗餘 但、尾州付古屋市史候所收給人衆知行高帳ニ據ル、

元和五年 己未 六月 吉左衛門

〔附録〕

〔新撰美濃志〕

十五見郡中

岐阜 土産ハ鮎鮒を第一と云、あゆハ皇國の古

元和五年五月十六日

六二七

義利毎年
岐阜鮎鮎
ヲ幕府ニ
獻ズ

元和五年五月十七日

六二八

書に、細鱗魚ニ年魚ともウき、異國の書どもに、香魚ニあるハ溪鱸ニか
ける魚ニふク鮎ノ字を用ゆるハあやまり也、されども鮎をウゆとよむ事、千
年ヲ以往ノ傳習ヲあれハ、今遽ニあらためグとし、天正年中、國守クニノミ土岐氏
長良川ノ年魚ニて鮎ヲを製りて、遠く公侯ニに送リし、是岐阜鮎鮎ノはじめ也
といふ、元和ノのとしめより、將軍家ニに獻りセめ、源敬公ニ此地御拜領ヲせら
れしノちハ、御家より御獻上ノの定式トなり、毎年中夏より中秋ノをスるまで
に、東海道宿次ヲをもク、江戸へトびノ御進獻あり、鮎鮎ハ初夏ノころノ若
鮎ヲてつくり獻せ給ふ、當町古屋敷ニに御鮎所トいへるありて、河崎氏ノ人
代々ノその事をつウさトる、上略

十七日、己權中納言阿野實顯ヲ石清水八幡宮ニ遣シ、御生母近衛氏ノ御
病平癒ヲ祈ラシメ給フ、

〔京都帝國大學所藏文書〕

石清水八幡近州例カ勅使參向ノ次第

同五年五月十七日、

女御御不例ニ付、御勅使阿野中納言參向、

御太刀一腰、馬代三百疋、

土御門泰
重ノ御見

三寶院義
演ニ物ヲ
賜フ

〔土御門泰重卿記〕

三

五月十一日、癸巳、國母様御不例御見廻申候、

十二日、甲午、國母様御見廻申上候、

〔義演准后日記〕

二十

六月二日、從國母御檢取樽折拜領、過分、御不例御驗云々、
珍重々々、

二十七日、己秀忠、伏見城ニ入ル、公家衆、諸大名等、之ヲ山科ニ迎フ、

〔言緒卿記〕

五月廿七日、己酉、雨、

一略○將軍様御上洛、各山科迄御迎ニ被參了、

〔土御門泰重卿記〕

三

五月廿七日、己酉、公方御上洛、伏見御著也、公家御迎

也、

〔孝亮宿禰日記〕

五

五月廿七日、己酉、晴、晚雨降、將軍自關東、今日伏見城

令入給、公家衆ヲイワケ迄被出迎、忠利同參之、

〔梵舜日記〕

二十

五月廿七日、晴、江戸將軍様至伏見御城御上洛、諸大名、公

家衆至山科御迎也、

〔義演准后日記〕

三十

五月廿七日、將軍已半刻伏見城、江著御、於山科神無

森諸公家御迎、諸門跡衆悉名代出之、攝家同之、御禮在之、

攝家並ニ
門跡ハ名
ヲ出ス

元和五年五月二十七日

六二九

元和五年五月二十七日

六三〇

〔華頂要略〕

門十四 傳二十五

圓智院二品法親王、諱尊純

五月廿七日、大樹

御著於伏見、早且爲御迎、道迄遣治部卿、

〔東大寺雜事記〕

二

五月廿七日、公方様御上落、伏見ノ御城へ著座、

〔春日記錄〕

正七 預祐範元和五年紀記

一廿七日、將軍家御上落、伏見城ニ著

御也、日本國諸大名皆々在京也、諸禮無之、御參内以後ト云々、

〔薩藩舊記增補〕

五 薩摩 正文在文庫

一書申入候、然者公方様漸程近可被成御上与奉存候、此中者打續天氣惡御座候間、各別而御苦勞察存候、仍我等儀中途迄罷出、致御目見得候而可然候、
ハハ哉、當年未御禮申上候間、先々ハハ可申哉、御指南次第可得其意候、本多上野介殿へも、此旨申入候條、被仰談、御報奉待候、万々期面上入候、恐惶謹言、

松平薩摩守

朱力キ 元和五年

五月廿一日

家久

土井大炊様人々御中

〔薩藩舊記增補〕

五 薩摩 家久公御譜中

同月二十六日、秀忠公入御伏見城、時

島津家久 秀忠出迎
ノコトヲ 土井利勝
ニ問フ

板倉勝重 秀忠出迎
ノ内命ヲ 細川忠利
ニ傳フ

家久爲御迎參山科事及上聞、甚愜台意、既而歸于旅舍矣、

〔薩藩舊記增補〕

五 薩摩 家久公御譜中ニ在リ

已上

一書令啓上候、公方様明後廿六日ニ伏見御著座之儀候間、追分迄御迎ニ罷出候様こと、從板倉伊賀殿申來候、貴様へも、其分ニ而御座候哉、承度存候、猶期面上之時候、恐惶謹言、

朱力キ 元和五年

五月廿四日

忠利(花押)

口裏ニ在リ 松平薩摩様人々御中

細川内記

〔細川家記〕

忠興十五 九

一五月八日、將軍爲御上洛、江戸御發輿、廿七日、七日と

有誤也、伏見へ御著ニ付、御出迎被成候、

〔附錄〕

〔義演准后日記〕

三十

五月廿八日、楊梅一折、公方へ進上、酒井雅樂頭披露、雅樂ニ太刀馬代銀一枚遣之、禮狀有之、本多上野介并安藤對馬守太刀馬代遣之、但留主人請取之、土井大炊助并板倉周防太刀馬代不請取之、

元和五年五月二十七日

六三一

三寶院義 演物ヲ秀 忠ニ獻ズ

廿九日、土井大炊助、以愚札太刀馬代送之、則請取了、
六月朔日、晴、從土井大炊助禮狀使者來了、

〔本光國師日記〕二十 一同廿六日、五月 略中

一 伏見御音信之覺、

一 上様へ諸白大樽三斗五ツ、

一 諸白大樽三斗入、三斗 貳ツ、醬油貳斗入、貳斗 二ツ、土井大炊殿へ 一 諸白大樽三斗入、

貳ツ、酒井雅樂殿へ、 一同大樽三斗入、三斗 貳ツ、醬油大樽壹斗、白米貳石、伊丹

喜之助殿へ、 一 諸白大樽三斗入、三斗 貳ツ、安藤對馬殿へ、 一同大樽三斗入、三斗 貳

ツ、本多上野殿へ、 一 諸白斗樽貳斗、松平右衛門尉殿へ、 一 諸白斗樽貳

ツ、醬一桶、井上主計殿へ、 一同斗樽貳斗、醬一桶、水野監物殿へ、 一同

斗樽貳斗、醬一桶、道三法印へ、 一同一樽、醬一桶、永喜老へ、 一同兩樽

醬一桶、永井信濃殿へ、 一同兩樽、ひし一桶、板倉周防殿へ、 一同兩樽

樽一桶、安部備中殿へ、 一同兩樽、ひし一桶、永井右近殿へ、

一 廿七日、晚伏見清兵衛方右狀來、五郎兵衛來、上様へ進物、御年寄衆御肝煎

よて上ル、御機嫌能候由申來、御年寄衆方々への音信も持參申來、返事共

崇傳獻上
品及ビ音
信物ヲ用
意ス

物ヲ秀忠
ニ獻ズ

醬ヲ秀忠
ニ獻ズ
秀忠醬ヲ
好ム

ハ明廿八日ニ持て可歸由也、

一同十七日、伏見へ清兵衛遣、大炊殿へ書狀遣ス、上様へひし一壺進上申

度候、御披露候而被下候様こと申遣候、大炊殿へもいりと一箱遣ス、

一同廿一日、後源左狀來、其次而神縫神谷正次 御家所題狀來、上様ひし一壺能上り候間、又上ケ候

様こと申來、則返書遣ス、

一同廿二日、伏見へ清兵衛遣、上様へひし一壺上ル、大炊殿、雅樂殿、上野殿、喜之

助殿、縫殿へ書狀并ひし一桶つゝ遣ス、何も返書來、

二十八日、庚戌勅使傳奏廣橋兼勝、三條西實條、伏見城ニ抵り、秀忠ヲ勞フ、

〔土御門泰重卿記〕三 五月廿八日、庚戌兩傳奏伏見へ御越候也、

〔孝亮宿禰日次記〕三 五月廿八日、庚戌晴、傳奏被參將軍伏見城、有立夕、

一日、壬子昵近ノ公家衆、伏見城ニ秀忠ヲ訪フ、諸大名、亦登城シテ、其起居ヲ候ス、

〔言緒卿記〕六月大一日、壬子、天晴、

一略○中今日、言總、將軍様へ御目見へニ參了、

〔土御門泰重卿記〕三六月大一日、壬子、晴、伏見へ昵近之衆御禮ニ參候、

〔孝亮宿禰日記〕五六月大一日、壬子、晴、於伏見城、直近公家衆并諸大名等申御禮云々、

〔義演准后日記〕二十

六月二日、昨日伏見諸大名御禮云々、諸家諸門未定日知、

〔薩藩舊記增補〕五

○薩摩家久公御譜中 元和五年六月朔日、家久登伏見營、獻弊物、奉拜謁台顔、奉祝當年之嘉慶且御上著而下營矣、

〔薩藩舊記增補〕五

○薩摩家久公御譜中ニ在リ ○薩摩中任幸便令啓上候、然者公方様御上著之刻、中途へ被成御參上、一段御仕合能御座候、又今月朔日、於伏見御禮儀相濟候、○下略、島津忠平、秀忠ニ謁スルコト

御座候、又今月朔日、於伏見御禮儀相濟候、○下略、島津忠平、秀忠ニ謁スルコト

上杉景勝
登城シテ
上洛ヲ賀ス

山科言總
伏見城ニ
登ル

島津忠平
秀忠ニ謁ス

忠平物ヲ
土井利勝
等ニ贈ル

ニカ、ル、下ニ親政、高崎能宗、連署狀、島國貞等宛、本田收ム、六月五日附、比志島

〔羽陰史略〕一六月朔日、伏見御城ニ御登城、大樹秀忠卿ニ御目見、

〔上杉年譜〕四十九 景勝二十九 同年夏五月八日、將軍家江城ヲ發シ玉ヒ、同下旬

二條亭ニ入御アリ、供奉トシテ、先ニ在洛ノ牧伯、各登城シテコレヲ賀ス、公

モ未明ニ勸修寺ヲ御發駕有テ、暫ク市中ノ御旅館ニ在シテ、參賀シ玉フ、○本

書二條亭トナスハ誤ナラン、マタ月日詳ナラザレドモ姑クコトニ收ム、

○六月四日以後、公家衆、諸大名、伏見登城ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔言緒卿記〕七月小一日、壬午、微雨、

一將軍様へ言總御目見へニ罷出、前内府之御馳走也、

〔土御門泰重卿記〕三七月小一日、壬午、晴、家公ハ伏見御禮御出候、

〔薩藩舊記增補〕五薩摩家久公御譜中 同月四日、又八郎忠平登營、伏見而獻

幣物、始奉拜謁大樹、進退禮節之間如成人、見人皆稱美之、退去之後、土井利勝、

本多正純、其外贈幣而謝拜謁之忝矣、

〔薩藩舊記增補〕五家久公御譜中ニ在リ ○薩摩中 元和五年六月四日ニ、又

八郎様御目見得之御祝言として、

元和五年六月一日

六三六

土井大炊助殿

一御太刀

本多上野介殿

一馬代金子十枚

寺田與左衛門殿

一太刀

一馬代三百疋

一志（ちん）□（ちん）□（ちん）十端

大野二兵衛殿

一太刀

一馬代三百疋

一良子十枚

寺田將監殿

一太刀
 一馬代三百疋
 一帷子十、内單物五
 一御太刀
 一金子一枚
 一太刀
 一銀子十枚
 一帷子五枚、内單物二ツ
 一御太刀
 一銀子十枚
 一帷子十、内單物五ツ

酒井雅樂助殿

山口駿河入道殿

石井太郎兵衛尉殿

牧野豊前守殿

元和五年六月一日

六三七

忠平御香
八幡奉納

元和五年六月一日

御幸八幡

六三八

一銀子五枚

〔薩藩舊記増補〕

家久御文庫十七番箱十九卷中
薩摩

○上略、家久、秀忠ニ謁スル、昨日四日、御曹子様被成御目見得、御仕合之儀寄

特成様子にて候、御年より衆あ、何れ御褒美之通、難盡筆番候、爰元我々迄

目出度奉存候、各御満足たるべく候、仍惟新様御氣合彌御快然之由、是又目

出度奉存候、○下略、家久、京都、比志、島國、貞等宛、本田親政、高崎能宗、連署狀、

〔薩藩舊記増補〕

薩摩家久御譜中

今月十八日、池田右近事罷下、書狀并口上之趣具承、本望之至候、先以公方様

被成御上京、則御目見得相濟候由、目出度存事候、殊又八郎殿も同前候御

目見得候由、誠年少之儀候條、御前いりと、從是心遣千萬存候處、いりよ

もおとあしく御禮被申上候哉、就夫奉始上様、御年寄衆其外御前候御座候

人衆、いづも御褒美之躰候御座候、由承、扱々寄特成儀と、老後之満足

不過之存候、此等之御祝儀爲可申入、ふと企使札候、上様御上京之儀候間、

不申及候得共、公界可然様候、彼是可被入御念事肝要候存候、將又我等煩も、

惟新忠平
無事謁見
悦ノコト

惟新ノ衰
弱

于今無相替儀候、老躰長々病床と申、彌草臥之躰、御推量之前候、併養生無
油斷候條、御心遣有間敷候、猶期後音、不能詳候、恐々、

六月廿四日

御使 東郷長左衛門

薩摩守殿

〔加治木古老物語拔書〕

○上日向 一著○中略、島津忠平、家久ニ件ハレ、大坂ニ

收、六月一日、於二條御城、將軍秀忠公御目見、○本書一日、二條城ニ誤ナ

ラ、御奏者松平隱岐守殿、御取次土井大炊頭殿、此時又八郎様御歳四才

而、御目見之節、御守役、京都内侍原傳兵衛殿内室御頼、而御前迄被通、

將軍様御直、御熨斗御給候處、御年少故、御給之御熨斗疊、落候得共、

御目、不被懸、手を猶御差出候へ、又御挾被成御給候而、生、盲者、目出

度と御意被遊、正宗之御脇差御手渡、御拜領被遊、御暇、而御下り之節、

御縁川下緒を引而御下り被成、其節御詰合之諸大名衆何れ御出合能

被遊御座候段、家久黄門様被聞召上、御自筆之御詠歌御拜領被遊候、

二葉より松の齡を思ふよ、今日、千代の始と見る

金地之扇子紙、有之候、牢人内侍原傳兵衛殿内室、伊丹兵庫殿息女、

元和五年六月一日

六三九

忠平見
内侍原傳
兵衛ノ妻
ヲ介添ニ
依頼ス

島津家久
ノ歌

而、日本一之美女之由候、又八郎様へ、大猷院様へ上使土井大炊守殿を以、御脇差、御馬、金銀、時服御拜領被遊候、御馬ハ黒毛、御脇差ハ來之國光馬、八寸九部、正宗之御脇差ハ長壹尺四寸七部、無銘あり、裏に鍾かき候御脇差被遊御遣候、其後元祿二巳年、久住様御上洛之時、本阿彌方へ御見せ被遊候處、正宗と相究札有之、略下

〔羽陰史略〕

一 一同四日、御扶持方米トシテ、米貳千俵御拜領、翌五日、御禮トシ、伏見御城エ御出仕、

一 七月朔日、伏見御城エ御出仕、

〔寛政重修諸家譜〕

八百二 山内忠豐國松、〇忠義ノ嫡子、元和五年六月十日、としめて台徳院殿ニ拜謁時、十一歳、〇上下略、南路志、裂、同ジ、南路志、六月十一日ニ作ル

二日、幕府、安藝廣島城主福島正則ノ、私ニ其居城ヲ修築セルヲ謹メテ、其封ヲ褫ヒ、特ニ陸奥津輕ノ地四萬五千石ヲ賜フ、

〔譜牒餘録〕

本多中務大輔之三

返ノ、ミといさぬ御氣色彌よく御座被成候間、是又御心安可思召候、猶々、福大夫殿、いゝ様にも上意次第と御詫言被申上候間、其御心得可

佐竹義宣
幕府ヨリ
賜持米ヲ
ハル

山内忠豐
秀忠ニ謁
ス

正則罪ヲ
謝シテ普
請フコト
ヲ却テ所
請フコト
ヲ却テ所

幕府正則
ノ請フ罪
ヲ納メテ
救ス

被成候、

○上略、秀忠、上洛ノコトニカ、將又福嶋左衛門大夫方、ひろ嶋の城よて普請、ル、五月八日ノ條ニ收ム、將又福嶋左衛門大夫方、ひろ嶋の城よて普請被仕候儀、被聞召候而、御氣色惡御座候、然共左太被申上様こハ、普請仕候城こて、見らせらる、如何様こも被仰付次第と御詫言被申上候、大形左様之筋も可相濟候間、御氣遣被成間敷候、其元御近國之儀、御座候間、萬端御心付尤こ候、中務殿、甲斐殿へ以書狀可申上候へ共、替儀無御座候間、御内々こ而、右之趣御心得可被下候、板伊州まで御用候而、次、飛脚參候間如此候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

嶋田次兵衛

卯月廿四日

土井大炊助

返々、如此文書申候處、被城よりこて御免被成候間、其御心得、早々彼地、あといへる人を被遣御見を、替候儀を候者可承候、

本多美濃守様 人々御中

板倉勝重正則
ヲシテ免ノ近
則救免ノ大
國ノ諸大
名ニ傳ヘ

勝重正則
救免ノ多
ト本告
忠政ニ

是ハ寫留計ニ御座候、

急度申入候、仍福嶋左衛門大夫殿居城、不被得御意被致普請候儀、御耳立申候處、不届之由被仰出、則彼居城被致破却、御前相濟申候、其許ニ而、何も無心元可被存候間、被相尋候衆ヘハ、右之段可仰遣候、將又左衛門大夫殿國境之衆并松宮内少殿(本多忠政)本美濃殿(池田忠雄)とヘハ、貴殿ハ相濟候趣可被仰入候、恐々謹言、

四月廿七日

板倉周防守

安藤對馬守

土井大炊助

本多上野介

酒井雅樂頭

板倉伊賀守殿人々御中、
○追書略ス、五月八日、秀忠上洛ノ條ニ收ム、

以上

急度以飛脚申入候、福嶋左衛門大夫殿居城、不被得上意普請被申付候儀、御

耳ニ立、不届様ニ被仰出候處ニ、則居城被致破却、御前相濟候由、拙者ハ貴殿ヘ可申入候由、年寄衆ハ申來候間、江戸ハの御狀寫進之候、猶以、爰元別條無御座候、御心安可被思召候、恐惶謹言、

板倉伊賀守

卯月廿九日

書判

本多美濃守様人々御中

〔向山誠齋庚戌雜綴〕

七福嶋正則配流

元和五年乙未六月二日、

今度廣嶋普請之事被背御法度之段、曲事被思召候處、彼地可有破却之旨依御訴訟、構置本丸、其外悉可令破却之由被仰出候、然所ニ、上石計取除、其上以無人送數日之義、重疊不届之仕合思召候、此上者、兩國被召上、兩國爲替地津輕可被下之由、被仰出之候也、謹言、

六月二日

安藤對馬守

板倉伊賀守

土井大炊助

本多上野介

正則破却
キ上石ノ背
ミヲ除ク
幕府安藝
備後ノ二
國ヲ破

元和五年六月二日

六四四

酒井雅樂頭○東武實錄、別行各實名アリ

福嶋左衛門大夫殿○傍註ハ東武實錄ニ據ル

〔禮典〕

三

元和五年己未六月、福嶋左衛門大夫、領國從安藝備後、奥州津輕

と國替之節、萬事無油斷心付肝要之旨、從台德院殿御在判御書、鳥居左京亮

酒井備後守、鳥居士佐守、朝倉筑後守并忠俊連名被成下之御書家藏、附記、御

之補

御書之寫

福嶋左衛門大夫、（忠政）にらるへ令國替候間、萬事無油斷樣、心付肝要候、委

細之義者、久貝忠三郎（忠俊、目付）、小栗庄次郎（忠信）申含候也、

六月二日

秀忠（花押）

鳥居左京亮とのへ

酒井備後守とのへ

青山伯耆守とのへ

鳥居士佐守とのへ

朝倉筑後守とのへ○忠政ハ江戶城ノ留守、忠利、忠俊ハ家光ノ傳成次、宣正ハ忠長ノ傳ナリ、

秀忠正則
ツノ國替ニ
ッノキテ在
府ノ鳥居
忠政等ヲ
戒ム

牧野正成
花房正成
遣ハシメ
替ノ命ヲ
正則ニ傳
ヘシム

〔御制法〕

七

福嶋左衛門大夫領國被召上時之御條目、下知狀并奉書覺書、

就國替之儀、爲上使被差遣牧野駿河守（忠成）、花房志摩守候、上意之趣、委細兩人可

爲演說候、恐々謹言、

六月九日

安藤對馬守

重信判

板倉伊賀守

勝重判

土井大炊助

利勝判

本多上野介

正純判

酒井雅樂頭

忠世判

福嶋左衛門大夫殿

元和五年六月二日

六四五

覺

一左衛門大夫御請次第、酒井宮内少輔、本多縫殿助廣嶋（忠勝）可被遣事、
 一左衛門大夫内儀（牧野氏）何方成共、彼覺悟次第可差越事、
 一金銀米錢、其外家財等、左衛門大夫所存次第、以兩國之舟可運送之、并家中ノ輩、妻子、家財相違有間敷事、
 已上

六月九日

安藤對馬守
 板倉伊賀守
 土井大炊助
 本多上野介
 酒井雅樂頭○東武實錄、別行各實名アリ

牧野駿河守殿

花房志摩守殿

〔福島略系〕 正則ノ返答

爲御使牧野駿河守殿、花房志摩守殿御下候而、上意之趣一々被仰聞、奉得其

正則奉酒本
 命次第ノ
 井忠勝ヲ
 多康俊派
 廣島ニシ
 遣スベシ
 正則ハ心
 人ハ引次
 第ニシテ
 スベシ引
 金銀財貨
 ハ正則ノ
 心ハ何
 方次第
 トモヘテ
 シモナリ

正則ノ請書

旨候隨而兩國ヲ被召上、廣嶋之儀者、酒井宮内大輔殿、本多縫殿介殿（忠勝）急度渡シ可申之旨、世倅備後守（忠勝）申遣候間、別條有御坐間敷候、殊更爲替地、津輕拜領可被爲成旨、并拙子金銀米錢家財等迄無別儀可被下之由、辱奉存候、猶御兩人之御使（忠勝）可申渡候、恐惶謹言、

六月十四日

福島左衛門大夫

酒井雅樂頭様

本多上野介様

土井大炊介様

安藤對馬守様

板倉伊賀守様

〔東武實錄〕

五 六月、福島左衛門大夫正則（忠勝）參議、御制法ヲ背ニ依テ、安藝備

後二州ヲ沒收セラレ、信州河中嶋ニ謫セラル、其子備後守忠勝同所ニ配流、
（忠勝）同年、忠勝、配所此時、公伏見ニ御在城有リ、久世三四郎廣宣、坂部三十郎廣勝、
（忠勝）於テ卒ス、此時、公伏見ニ御在城有リ、久世三四郎廣宣、坂部三十郎廣勝、
 兩使トシテ、江戸ニ赴ムカシム、時ニ命有テ、曰ク、汝等江戸ニ至テ、正則ニ
 御旨ヲ告クヘシ、若シ正則異儀ニ及ハ、松平下總守忠明、松平式部大輔忠

元和五年六月二日

久世廣宣
 坂部廣勝
 下江戶ニ
 正則ノ命ヲ
 傳ヘシム

宿所ニ
遣シテ詰
問ス

幕府在京
諸大名ノ
家臣ヲ伏
見テ召
シテ正則
處罰ノ告
トテ告グ

正則城普
ヲ請ノコ
ト秘ス

元和五年六月二日

六五〇

摩守殿竹中伊豆殿御使ニ而、何やらん御書物被遣候、此つ御座候ハ、申上候得と、公方様御理之由、備後殿御返事ハ、萬事親次第之儀ニ御座候間、親御返事申上次第ハ、何ハ之道ハも被仰付候得と御返事被申上候由、其後御ハあし、太輔殿へハ、牧野駿河殿を以て、江戸へ御理之よし、天氣よし、○忠勝及ビ政景、コト時京都ニ在リ、十日、御年寄衆より御狀被遣候分ハ、公方様仰出之旨御座候間、下衆壹人宛指上候得と仰出之よし、御ハ御座候間、罷出候得と、拙者ハ被仰付候間、御城へ罷出、御年寄衆爲仰聞之所承候、様子ハ本多上野殿御理り也、福島太輔城普請之事、相國様御繁昌之時より、無披露して、城くつ目成共普請致候ハ、可爲曲事と被仰出候所ハ、去年、太輔城普請結構ハ被致、以後矢倉致御法度を、不申上候而普請仕候と、様々御年寄衆まで被申候得共、披露致候ハ、公方様御腹立可被成置と存、江戸御立前まで不申上候得共、自然ハきより御耳ハ立候て、御腹立被成置候得ハ、太輔殿御たハ彌々惡敷と存申上候得ハ、案此如く、殊之外上様御腹立被成置、御法度をそむき候間、曲事ハ可被仰付候へとも、相國様之御代御奉公被致ハ人ハ候間、御用捨被成置、以來

幕府正則
ヲ申テ却
ノ丸被シ
丸ヲ破ム
セシム子
正則其子
忠勝ヲ上
京申シメ
正則在再
シテ從ハ
糊塗時ヲ
糊塗期ニ
忠勝期ニ
後至テ京
都ニル

正則命ヲ
奉ズ直時
島津直時
拾使トシ
テ津輕ニ
ト下向ス

御法度比ため候間、本丸計置候て、二ノ丸、三ノ丸、遠ハこいまで無殘破却致候へと被仰付候所ハ、忝よし御請被致、御京著ハき以前ハ、子共の備後をハ京都へ爲上可申、備後子共の右京とやら宮内とやらをハ、○正勝ノ子ニシ、左兵衛正長カ、江戸へ可指上よし被申上候、首尾とも違候て、城をハ二ノ丸、三ノ丸と越ハかこひまで手を不付指置、本丸計置ヲ取、少士をハてをとし候よし、横目ハの衆被申上候、御檢使をも不被申請候、又備後上洛之儀、御上り以後やうハのやり候、まハこの備後子共、于今江戸へ不下候、此不届ハこよつて、内々御成敗も可被成置候へと、右御用捨と被仰出、相國様御奉公いハし候間、あハき備後計被召上、ふハせうハ被成置候、津輕へ國替被仰付候、此旨可存由、諸大名衆へ御理ハ御座候、何も國々の年寄衆被罷出、御狀之通を被承候、是ハこ付御請申上ハ可罷出ハと、又御年寄衆へ參候得と被仰付候間、伏見へ參、其段申上候へハ、明日御出候得と御挨拶ハ候、天氣よし、十七日、福嶋太輔殿、津輕へ御下之儀御請御申之由、江戸ハ御使參候よし、廿日、嶋田清左衛門殿（直時）俄ハ爲御檢使津輕へ御出之由、御狀參候ハ付、清左衛門殿へ參、御様子承候得と被仰付候間、參上いハし尋申候へハ、津輕を請取

元和五年六月二日

六五一

佐竹義宣
直時分國
内ニ於テ
馳走セシム

正則普請
ヲ後其事
言上ス

元和五年六月二日

六五二

候て、太輔殿へ相渡、百姓等も太輔殿へ被遣候間、其段心得候得と申付、罷歸候得と、上様より仰出之よし御物語被成候、御相手ニ堀三右衛門殿御出之よし、罷歸其段申上候、天氣吉、
廿一日、清左衛門殿津輕へ御下ニ付、御分國中成程御馳走可申よし、半右衛門所へ被仰遣候、拙者も委申越候得と御意被成候間、其段申越候、御同心、三右衛門殿御出被成候、御指南之御足輕參候間、御下衆までとぬり、ハ不及申、晝御休ミまで振舞申候得と申越候、津輕へ御下ニ、御兩所へ馬壹疋宛進上可申よし、津輕より御上ニ、清左衛門殿へ太刀折紙、馬代銀百枚、三右衛門殿へ小袖五ツ、太刀折紙、馬代銀十枚進上可申よし申越候、

〔伊達山治家記録〕

二十

六月

此月、伏見城へ諸大名中ヨリ家老一人充差出サルヘキノ旨、御老中ヨリ仰進セラル、因テ茂庭周防良綱ヲ差出サル所ニ、御老中御列座、酒井雅樂頭殿忠世仰渡サル趣、今度福島左衛門大夫安藝宰相 正利朝臣事、備藝兩國召上ラル、何レモ氣遣ヒ被致間敷ノ旨上意ナリト云々、時ニ本多上野介殿仰セラルハ、總シテ、城ヲ築ニ於テハ言上スヘキノ旨、兼テ仰出サルノ所ニ、左衛門大夫上意ヲ不經シテ廣島城ヲ普請ス、因テ上使兩人ハ

細川忠興
正則ノヨリ
ト則ノヨリ
暫ク江ノ
出テハ猶

忠興正則
ノヨリト
ヨリト
京都ニ
在ス

ハ寺澤志摩守殿廣ヲ以テ相尋ラル所ニ、御老中マテ言上スルノ旨申スト高一人ハ名不知、イヘトモ、其義ハ普請以後ノ事ナリ、品々上聞ニ達シ、曲事ニ思召サル、然ルニ彼城ヲ破却スヘキノ由訴訟ス、因テ本丸ハ殘シ置キ、其外悉ク破リ捨ヘキノ旨仰出サル所ニ、上石計リ取除ケ、其上少人數ヲ以テ日數ヲ送ル、重疊不届至極ニ思召サル、備藝兩國ヲ召上ラレ、替地トシテ奥州ノ内津輕ヲ下サルノ旨仰出サレ、當月九日、上使トシテ、牧野駿河守殿、花房志摩守殿ヲ差遣サルトナリ、諸大名ヘ仰渡

〔細川家記〕

十五

四月

一四月廿一日、御歸國之御暇被蒙仰、○中略、秀忠ニ謁見ノコトニカ、歸國ノ條ニ收ム、廿四日、御發駕可被成と思召候處、廿一日之晩、福島左衛門大夫殿へ、不得上意、廣島の城普請仕り、御法度を背のよし、急度上使立候故、此落著可被聞召とて御逗留之處、色々御訛言よて相濟、今度新敷いとしたる石垣、矢藏ともに悉崩し候へと被仰出候故、忠興君廿五日江戸御發駕、○下略、上京ノコトニカ、ル、四一五月八日、○中略、忠興、秀忠ノ上洛ヲ伏見ニ出迎フル扱於京都御暇之儀可被仰上と思召候得共、福島氏、江戸にて御暇を不被下、御前へ出らば候

元和五年六月二日

六五三

事もあらはし、止り兼さる躰也、江戸も御用心の折節なる故、御暇之儀難被仰上、御見合被成候内、正則領國安藝備後被召放旨被仰出、信州河中嶋にて四万石被下候、

一、羽州庄内或ハ奥州津輕とも有、正則之罪ハ城普請之儀曲事之由被仰出、又々御佗言候へ共、申上様首尾致相違、其外御咎メ之筋七ヶ條と云々、又一、權現様御在世之内、五ヶ條之不義を被仰置、改易之砌ハ科狀十八ヶ條と云々、略下

〔薩藩舊記増補〕

家久 御文庫十七番箱十九卷中 一福島太夫殿儀七ヶ條

之達目、就中去々年在國候て堀普請候て付、曲事被思召候、就夫國替可被成候旨被仰出候つとも、依御申分、無事ニ罷成候由風聞候事、○上下略、五月六日附喜入、津守、比志、島、紀、伊、守、三、原、諸、右、衛門尉宛、島、津、久、元、町、田、久、幸、連、署、狀、

〔薩藩舊記増補〕

家久 古御文書二十五卷中 薩摩

尙々、今分候ハ、やうて快氣可仕候間、以參可得貴意候、以上、先刻者預御使者候、氣相悪敷御座候而引籠罷在て付而、跡にて承候、然者福島左衛門大夫殿之儀、爰元下候、そん風聞申候様躰被及聞食、無御心元思召

家康正則世
罪案正則
ノ罪案正則
タリトキ
改易ノ時
ナリトキ
十ノ罪案
正則七箇
條ノ違目
正則七箇
條ノ違目
普請スル

島津家久
板倉勝重
コトハ

候由被仰越候、則江戸年寄衆參候書狀爲御持、見寫進之候、就其江戸へも人可被遣由承候、早右之様子相濟候由、御座候間、御飛脚被遣候儀必御無用、而候、猶面上候節、可得御意候間、不能詳候、恐惶謹言、

朱方キ
元和五年

煩氣御座候間、印判ニ而申上候、御免可被成候、

五月二日

勝重印

板倉伊賀守

松平薩摩守様人々御中

勝重

〔遺老物語〕

石谷土入書 直孝公の御咄覺書

一、福嶋左衛門太夫身躰果候刻ハ、公方様京都被成御坐、御前、の御相談、初ハ直孝不被思召候、御相談の人數、藤堂和泉守、本多上野介、本多美濃守、酒井雅樂頭、土井大炊頭、安藤對馬守、板倉伊賀守、以上七人、みて、四五日御談合候得共、不相定候て付、板倉伊賀守、御前にて申上候得、(新カ)井伊掃部頭、若年、み候へとも、人の足ぐさをぬみ、不申覺悟のもの、み候間、連座み被召加候ては如何可有御坐候と申上候へ、台徳院様、可然と思召候間、明朝掃部頭をも可被召出之由被仰出候、翌日直孝も出仕被致候、於御

秀忠伏見
城孝正則
直孝正則
處分ノ召
ト分テコ
ス

前、此比の御相談の様子、大炊頭物語、具申聞候様と上意にて、頃日の様子直孝御聞候、上意に、掃部頭存通申上候得との御事付て、畏り奉存候、然ともいはずも存之通私存候へ、別申上候及不申候と被仰上候得、先掃部頭存寄旨申上候様と重て上意に付、私存寄申候、福嶋左衛門太夫を是に被爲召、京都にて被仰出候様、段々御咎之儀、如此、申上候仕り候得、若亦國許に參り申度候へ、國に可被遣候、是にて申わけ仕り候へ、其通り可被仰付候、ケ様被仰付あくて、弱ち候御仕置候と諸人可存候、左へ關東被差置、かろき上使を被遣、愚意之^(一)を被聞召、慮外候御請を仕候、こおひて、御留守居被仰付候而、一々みぬとほぬし候様と被仰付可然候と存せら候由申上候得、藤堂和泉守^(二)申候、掃部頭年わら候故、古の少路軍と申す義を不存候、大きな屋敷に士數多取籠り、切て出候事、少路軍と申し、仕りにくき合戦候と申上候得、直孝御申候、其方少路軍を何と申處にて致し候哉、少路軍と申すは、音に聞候へとも、誰仕り候とは不承候、日本にては度々は無之様承候、駿河國にて、今川義元の世、飯尾信濃守

直孝正則
召スカニ
ハ使フ又
戸ニ派遣
云フベキヲ

藤堂高虎
直孝ノ説
ヲ駁ス

秀忠再召
直孝ヲ召
ス

直孝誓書
ヲ呈ス

秀忠直孝
ノ説ニ依
リノ使派

と申者を屋敷に取籠、ふとほし候時、少路軍と申す事候と承及候、其方何方にて逢被申候も不存候と、御前の問答に罷成候、台徳院様被聞召、先々互の論に差置き、明日御相談可被成候間、左様心得候得との御意にて、各退出候、
一井上主計頭^(三)を以て御意候へ、明朝未明に掃部頭登城仕候へ、左候得、御裏御門を罷通り候様との上意にて候、直孝思召候へ、此間の御談合の支、都鄙に無隠取沙汰仕候、御隠密の義を、若輩者連座に被召加候様、後日沙汰候得、主御壹人の不覺と思召、靈社の誓詞を御調へ、翌日未明に登城被成候刻持參候處、主計頭殿裏門まで迎に被出、御天守の下を御座の間の御縁へすく、被致同道候節、主計頭殿のたもとをひうへ、誓紙の段を御申、則座に血判を被成、主計殿に御渡し候て、御前を御出候得、昨日申上候通り、夜前別而思案に仕替不申候哉と御尋被成候、哉と、直孝被仰上候へ、昨日申上候通、別の存寄無御坐候由、彌申上られ候得、内々掃部頭存寄に被思召候得共、何れ連座のものとも、てん、仕ある義を申上候と付、此間の御相談とかく相延ひ候、彌思召の通、可被仰出候

元和五年六月二日

六五八

間、今日御相談可被成御極候條、左様心心得候得と上意奉て、直孝退出被成、又追付登城奉て候へ、關東にかりき御使を被遣、自然愚意を申上候ハ、そのあめみ物馴候者として、久世三四郎、坂部三十郎など差添られ候上使み、牧野右馬允、縁者み付て被仰付候、外み小栗又一、阿部四郎五郎、堀田勘左衛門、山田重太夫被差添候、此段直孝御咄み候、久しき夏に候間、有増書記申候、○近代雜記、井伊家譜、異事ナシ

〔高山公實錄〕

四十（元和五年）

同六月二日、福島正則封除を、大府會津侯（備生忠郷）に命して不

虞お備へまむ、會津侯、夫人高虎（夫人）の因を以て、其事を我藩おつく、公坂井直義等を遣て、おを助け給ふ、（藤堂高虎）

祕覺集

○中略、蒲生忠郷加勢ノコト、（備生忠郷）

坂井土佐家乗、元和五末年御上洛之節御供仕、福島左衛門大夫殿御改易お易お付、下野様へ五人被遣候内、土佐も被仰付候、

玉置七左衛門家乗、御上洛之節御供仕、福島左衛門大夫殿儀お付、蒲生下野守様へ五人被遣候内、七左衛門被仰付、京より御當地へ罷歸、火矢括候て、江戸へ下り、罷歸候間、御加増百石拜領仕、都合四百石お被成下候、

玉置太郎助家乗、元和九（五）亥年御上洛之節、福島左衛門大夫殿御改易お付て、下野様へ五人被遣候内、よて、太郎助儀京より御當地へ立寄、同姓七左衛門と火矢括候て持參可仕旨被爲仰付候、江戸へ參、罷歸、御加増百石拜領仕候、
澤隼人家乗、二代目隼人、元和五末年、福島左衛門大夫殿御儀お付、蒲生下野守殿へ爲御加勢五人被遣候内、お被仰付候、
謹按、祕覺集、年譜略及某々家乗、よ、坂井土佐等五人の者を遣し給ふ由いひ、一人の名を漏しぬ、家乗を聞るお、四人の家乗お、おとも、一人の家乗お、失ひて傳おらぬ、（元和五年）

〔祕覺集〕

一、福島左衛門大夫殿事、お付、蒲生下野守殿へ五人被遣候筈、（元和五年）

坂井土佐

玉置七左衛門

玉置太郎助

澤隼人

〔寛政重修諸家譜〕

千四百九

福島正則

左衛門大夫

五年六月九日

牧野駿河守

忠成、花房志摩守正成、拔上使として、老中連署の奉書、拔たぬひ、正則さたよ、廣嶋城の普請御制禁に堪むましにより、本丸その外悉く破却を看むまむ、仰を奉はりあつら、少しを石壘を毀ちて、命に應せし形、拔なし、まかのとあ

元和五年六月二日

六五九

らば、無人なるに託して、むなく日を送るの状、重疊等閑のいそりお
やしめさる、よりに安藝、備後兩國を沒收せられ、陸奥國津輕の地をた
るるの嚴命あり、○上

忠勝備後 五年六月十三日、父ととも御咎をかうぬり、○上

〔寛政重修諸家譜〕四百 久世廣宣三四郎 六月、福嶋左衛門大夫正則

罪ありて國除かる、よより廣宣、廣勝とも御前にめさき、汝等いそき

江戸におもむき、正則もし異儀をよそ、松平下總守忠明、松平式部大輔

忠次、鳥居左京亮忠政、最上源五郎義俊等、兵を下知し、こを誅せへきむ

手仰をかうぬり、御手はら御謀略の書二通を授えらる、兩人をこやうに

おせて江戸におもむき、諸將を集めて台命をばせ、牧野駿河守忠成、花房志摩

守正成をして、鈞命乃趣を正則よつとへしむ、○上

〔寛政重修諸家譜〕五百七 坂部廣勝三十郎 六月、福嶋左衛門大夫正

則罪ありて國除かる、とき、廣勝、久世廣宣とも御前におもむき、汝等い

ろき江戸におもむき、正則をし異儀及へ、松平下野守忠郷、松平式部大

輔忠次、鳥居左京亮忠政、最上源五郎義俊等、兵を下知し、おを誅せへき

福島忠勝
久世廣宣
正則若及
異儀之シ
誅スベシ
ヲトスベシ
ヲトスベシ
向スニビテ

坂部廣勝
廣宣同勝
廣勝同勝
廣勝同勝
廣勝同勝
廣勝同勝
廣勝同勝
廣勝同勝

牧野忠成
正則忠成
正則忠成
正則忠成
正則忠成
正則忠成
正則忠成
正則忠成

忠成赴
廣島赴
廣島赴
廣島赴
廣島赴
廣島赴
廣島赴
廣島赴

花房正成
正則正成
正則正成
正則正成
正則正成
正則正成
正則正成
正則正成

む手仰をかうぬり、御手つうら御謀略乃書二通を授えらる、廣勝等、そみや
うおせて江戸におもむき、諸將をあつめて、台命をばせ、牧野駿河守忠成、花
房志摩守正成をし、鈞命乃おもむきを正則につとへしむ、○上

〔寛政重修諸家譜〕三百六 牧野忠成駿河 ころとき、福嶋左衛門大夫正

則、ゆへありて國除かる、よより六月九日、花房志摩守正成とも上使

をうたぬりて、江戸におもむき、乃居邸にいより、嚴命をつとふ、○上

〔牧野家譜〕一 忠成駿河

一元和五己未六月、藝州宰相、福嶋左衛門有故て國替此仰を蒙は、上使せし

て、駿河守忠成及む花房志摩守兩人、藝州廣嶋へ赴く、忠成従行此士稻垣

喜左衛門、山本勘右衛門、山本四郎兵衛、山本市右衛門、内藤新五左衛門、能

勢藤七、真木三郎左衛門、疋田水右衛門、武彌兵衛、真木金右衛門等也、○上

〔寛政重修諸家譜〕九十 花房正成志摩 五年、御上洛に去とらひたてま

り、おのた、福嶋左衛門大夫正則、罪ありて領國を沒收せらる、よにより、

六月、牧野駿河守忠成に副て江戸に赴き、其居邸にいよりて仰をばとふ、○上

元和五年六月二日

六六一

福島忠勝
久世廣宣
正則若及
異儀之シ
誅スベシ
ヲトスベシ
ヲトスベシ
向スニビテ

坂部廣勝
廣宣同勝
廣勝同勝
廣勝同勝
廣勝同勝
廣勝同勝
廣勝同勝
廣勝同勝

牧野忠成
正則忠成
正則忠成
正則忠成
正則忠成
正則忠成
正則忠成
正則忠成

忠成赴
廣島赴
廣島赴
廣島赴
廣島赴
廣島赴
廣島赴
廣島赴

花房正成
正則正成
正則正成
正則正成
正則正成
正則正成
正則正成
正則正成

元和五年六月二日

略下

〔寛政重修諸家譜〕

八十 最上義俊源五郎

(元和)

五年六月、福嶋正則御勘氣う

ふぶのとき、松平下總守忠明、松平式部大輔忠次、鳥居左京亮忠政等とも
み、正則の家臣等騒動よ及そゝまりむへしとのお侮をうけたまへ、人
數を率ゐて正則の邸をかこむのところ、異議なくこれをまさせしみより、
則そのあとを言上をよひ、長光比御腰物をたまふ、○上略、最上家譜同ジ

〔寛政重修諸家譜〕

十六百二

宮城和甫甚右衛門

(元和)

五年六月、台徳院殿伏見城

渡御あましむき、福嶋正則の國除うたゝ事により、和甫、大猷院殿の御使を
うけとまりて伏見みおをむき、御旨を達し、退出此とを、井上主計頭正就
拔して仰下さ終しむ糸あるにより、これより鯉江をあらとめ、宮城を稱す、
○上略

〔福嶋正則領國地圖〕

○東京帝國大學所藏

備後國十四郡村數四百五十七村

惣高貳十三万八千八百三十八石

内田數一万八千六百七十八町五反二畝

島數一万千九百二十二町七反五畝

物成拾二万七百八十石

〔安藝國八郡村數三百二十五村〕

惣高二十五万九千三百八十四石

内田數二万二千三百八十町三畝

島數八千三百五十二町貳畝

物成十一万九千四百二十六石

合四十九万八千二百二十二石

島文書所載秀忠判物八元和三十九月八千貳百二十

〔淺野三文書〕

後○備

以上

廣嶋城普請之儀に付御前惡敷候、御祈念之御久米令頂戴候、如仰候、御前早
速相澄候而令祝著候、彌相替儀も無之候間、御氣遣有間敷候、恐々謹言、

福市丞

六月三日

正利(花押)

元和五年六月二日

六六三

六六三

（後鳥羽主）
棚守左京殿

同次郎八殿

〔土御門泰重卿記〕

三

六月十二日、癸亥、福嶋左衛門大夫、安藝備後兩國ヲ公方へ御取上候、洛中騒動以外候、

〔梵舜日記〕

二十

五月五日、晴、○中次福嶋左衛門大夫事、於江戸、身上之事

二種々沙汰在之、サレトモ無事相濟之義、天下安靜之基也、

六月十三日、福嶋左衛門大夫身上、以外公義也、

〔義演准后日記〕

三十

六月十五日、雨降、珍重、福嶋大夫城廣嶋、安藝國御勢

十六頭出陣御成敗、大夫ハ江戸ニ居住、子息備後守被召上在京都、城ハ只内

衆計也、不如無好事、珍事々々、

廿日、福嶋大夫國替云々、靜謐珍重々々、

七月二日、晴、福嶋大夫殿津輕、國替云々、廣嶋城相渡云々、

〔春日記錄〕

七

正預前範元和五年紀記

（六月）
一十一日、○中

一今度將軍御上洛ニ付、日本國諸大夫、大小高下不殘在京、洛中洛外、其外邊

土無殘所在陣也、然ニ福嶋左衛門大夫殿、江戸ニ被殘置、六日、八日、十日打

正則處罰
中騷動ス

京都ニテ
種々ノ風
説行ハル

諸大名十
六人安藝
ニ出陣ノ
風説

十萬餘騎
廣嶋出陣

勅使下向
ノ噂

正則ノ處
罰ハ讒言
ニ出ツト
ノ噂

正則切腹
ノ噂

廣嶋城請
取ノ條目

諸事上使
任スベシ

同次郎八殿

〔土御門泰重卿記〕

三

六月十二日、癸亥、福嶋左衛門大夫、安藝備後兩國ヲ公方へ御取上候、洛中騒動以外候、

〔梵舜日記〕

二十

五月五日、晴、○中次福嶋左衛門大夫事、於江戸、身上之事

二種々沙汰在之、サレトモ無事相濟之義、天下安靜之基也、

六月十三日、福嶋左衛門大夫身上、以外公義也、

〔義演准后日記〕

三十

六月十五日、雨降、珍重、福嶋大夫城廣嶋、安藝國御勢

十六頭出陣御成敗、大夫ハ江戸ニ居住、子息備後守被召上在京都、城ハ只内

衆計也、不如無好事、珍事々々、

廿日、福嶋大夫國替云々、靜謐珍重々々、

七月二日、晴、福嶋大夫殿津輕、國替云々、廣嶋城相渡云々、

〔春日記錄〕

七

正預前範元和五年紀記

（六月）
一十一日、○中

一今度將軍御上洛ニ付、日本國諸大夫、大小高下不殘在京、洛中洛外、其外邊

土無殘所在陣也、然ニ福嶋左衛門大夫殿、江戸ニ被殘置、六日、八日、十日打

續以兩使被仰出云、國替之儀被仰付、津輕へ可有下向、若於難澁者、腹ヲ可仕通御下知也、則筑前國居城可渡置由、御使安藤對嶋守殿、長井右近殿也、其外大名十人ヲ被副遣、又脇坂美濃守殿、戰場之大將トノ下向、都合其勢十萬騎ト云々、然ニ以外手強ク、早速ニ不致承引、城下之里、其外近所之在所盡く燒拂、籠城之覺悟ト云々、

一又說云、從禁中御覽ニテ、勅使西國へ下向共云々、

一又云、城可渡置由、福嶋殿折紙到來ニテ、相濟由也、今度成下何事之過罪共、無知人也、一說ニハ讒言共云々、

〔東大寺雜事記〕

二

六月十二日、福嶋太夫ヲハラ被仰儀、風聞、アキノ廣嶋

ノ城請取ニ十四頭被遣、大夫ハ在江戸、

○以下、城地請取ノコトニカ、ル、

〔御制法〕

七

福嶋左衛門大夫領國被召上時之御條目、下知狀、并奉書、覺書、

條々

一今度差遣人數次第之事、如書付、○下ニ掲ゲタル毛、利家可令覺悟、其外諸

事可任上使差圖事、

元和五年六月二日

六六六

古所寺院
等ヨリハ
小屋具ノ
竹木モ採
ルベカラ
ズ
喧嘩口論
ニ荷擔ス
ベカラズ
人返ノ禁

未進年貢
一季居ノ
棄破

一在々所々不可放火、并不可押買狼藉事、
一猥不可伐採竹木、但於小屋之○東武實錄、具者、不及沙汰雖然古所寺院等
者可除事、

一喧嘩口論、堅令停止之詔、若有違犯之輩者、双方可令死罪、万一令荷擔○東武實錄、但主從

一今度人返一切不可有之事、○東武實錄、今度在番中

一其所之人者、其儘可差置之、但於奉公人者可爲各別事、○東武實錄、上ハ、可任覺

悟事ニ

一百姓男女之事、年貢未進方、一季居共、以令弃破上者、可相留其所事、

右堅可相守此旨者也、

元和五年六月十二日 御黒印

加藤左馬助（忠政）とのへ
美作守（忠政）とのへ
美濃守（忠政）とのへ
松平阿波守（忠政）とのへ
各一通宛

廣島城請
取及ビ在
番ノ覺書

本丸ノ請
取

本丸二ノ
丸ノ番
三ノ丸

〔毛利家文書〕

覺

一本丸請取事

一三之丸

以來者、本多美濃守、本丸二丸共、可有番事、

- 酒井宮内少輔（忠政）
- 本多縫殿助（康徳）
- 加藤左馬助内
- 森美作守内
- 松平阿波守内
- 松平宮内少輔内

元和五年六月二日

六六七

元和五年六月二日

六六八

廣島城請
取ニ就
テノ禁
制キ

禁制

- 一 濫妨狼藉之事、
- 一 防火之事、
- 一 伐採山林竹木之事、

未

六月十二日

生駒讚岐守内
松平土佐守内
堀尾山城守内
松平長門守内
物頭

福島正則書狀案 伊勢森田完氏所藏

原寸 縦〇二八〇 横〇四三〇

乃所付於野原
取原志平此下
之上下之平也
修平之平交廣
昭善病休介之
多處之平之平
之平之平之平
田德之平之平
之平之平之平
都方之平之平
人之平之平之
子之平之平之
老之平之平之
荒之平之平之
下之平之平之
聖地之平之平
如之平之平之

如之平之平之
聖地之平之平
下之平之平之
荒之平之平之
老之平之平之
子之平之平之
人之平之平之
都方之平之平
之平之平之平
田德之平之平
之平之平之平
多處之平之平
昭善病休介之
修平之平交廣
取原志平此下
乃所付於野原

元和五年六月二日

此御書依宣俊懇望、嘉永二年己酉十二月廿六日、自野崎安左衛門讓受之、元
ハ坂井茂右衛門方ニ傳來ノ品也

〔向山誠齋庚戌雜綴〕

七 福嶋正則配流

元和五年六月十二日

定 〇御制法、
覺ニ作ル

一 諸士、御制法御當家令條諸侍ニ作ル、妻子并諸道具、何之地ニ成共、存分次第可引越事、

附、自然可遣之所令氣遣不能許容者、從兩人切手可出之事、

一 町中仕置之儀者、本多美濃守、安藤對馬守、永井右近大夫、此三人相談之上可申付事、

一 宿賃之儀、兼而可爲如定事、〇條令、御當家令條、コノ一、

一 備中國迄ハ、各常之仕置候而可相越事、〇條令、各常々仕立ニテ、備中迄者、

ニ同ジ、但立ヲ置、
ニ作リ、候字ナシ、

一 安藝國ニ相越候義者、可被相待、〇御當代諸法、左右事、〇條令、安藝ニ越候

令事ニ作ル、御當家、
令條之ニ同ジ、

元和五年未ニ作ル、六月十二日

〇東武實錄、年ヲ記サズ、六月廿二日ニ作ル、
御當代法度同ジ、但日附ノ前ニ以上トアリ、

城請取令
條ノ一
正則家
ノ諸士
并何家
財ハナ
ヘナリ
モ引越
ベシト
町中仕
置ハ本
忠信安
重相永
直勝申
ク上相
宿賃ハ
ルノ如
ベシク
シタ

城請取令

幕府正則
使者馬
野主馬
添長頼
條長頼
廣島ニ
遣スニ
池田長
山崎家
原シテ
番セシ
廣島ニ
人數ハ
際ヨリ
ニ屯ス
シベ

〔御制法〕

七

福嶋左衛門大夫領國被召上時之御條目、下知狀并奉書覺書、

安藤對馬守殿

永井右近大夫殿 〇玉滴隱見ニハ、宛名ニ、本多美濃守殿、
安藤對馬守殿、永井右近大夫殿トアリ、

土井大炊助

本多上野介

酒井雅樂頭 〇東武實錄、各其實名
アリ、他書署名ナシ、

一 安藝備後兩國辭退之旨、福嶋左衛門大夫、同備後守、御請申之、則牧野令、〇條

當家令條、御當代諸法、主馬、藝州廣嶋、〇條就相越之、東條伊豆守差添遣之事、

一 三原之城池田備中守、山崎甲斐守、在番被仰付候、雖不及申候、諸法度無違

亂之樣堅可申渡事、

一 廣嶋之御人數、彼地形可然所、城際一二里程引退在之、而、寂前兩人如奉

之、城中請取之上、番所見計、番勢可置之事、

一 松平長門守、堀尾山城守人數も、可爲如先條事、〇條令、御當家令條、堀尾山

ニ作ル、

元和五年六月二日

仕置後餘
分ノ人數
ハ歸國セ
シムベシ

元和五年六月二日

六七二

一其許御仕置相濟之上不入人數者各以相談歸國可申付事

右之旨得上意如斯被仰含中川半左衛門渡部半四郎被差遣之者（宗朝）御當家令（宗朝）被差遣之者也

六月廿日

土井大炊助判

本多上野介判

酒井雅樂頭判○東武實錄各

其實名アリマ
タ條令御當家令
條共判字ナシ

安藤對馬守殿

永井右近大夫殿

〔東武實錄〕

五 六月○中略、正則處罰ノコ、永井右近大夫直勝、安藤對馬守

重信、安藝備後二州ヲ請取ル上使トシテ、伏見ヲ發シ、藝州ニ赴ク、加藤左馬

助嘉明、毛利甲斐守秀元、安藝備後兩國ノ地利ヲ知ルニ依テ、直勝、重信ニ差

副ヘラル、其外南海山陽ノ諸將ヲ相向ケラル、時ニ御朱印ヲ諸將ニ賜ル、朱

印略ス、上ノ御
制法ニ同ジ

福嶋正則、台命ニ從ヒ、備藝二州、廣嶋ノ城ヲ退キ渡スヘキノ旨、家人等ニ云

正則手書
在國ノ
家臣ニ與

永井直勝
安藝備勝
後二國請
取ノ爲メ
赴ク

ヲヘテ諸城
ム退カシ

永井直勝
等備中笠
岡城ノ命
開廣島ナ
家人則傳
吉村又右
衛門等正
則ノ手書
ヲ得ザレ
バ命ニ從
答ヒ難キ
ヲ從

ヒ遣ハスノ手書、牧野主馬助、東條伊豆守、是ヲ持シテ藝州ニ赴ク、時ニ中川

半左衛門、渡邊半四郎二人ヲ上使トシテ、牧野、東條ニ差副ラル、備藝二州ノ

檢使、永井右近大夫直勝、安藤對馬守重信ニ奉書ヲ賜ル、○奉書略ス、上ノ向

載、六月十二日、年寄衆奉書及ビ御制法所載、六月廿日、年寄衆

安藤對馬守重信、永井右近大夫直勝、備中國笠岡ニ至テ、使ヲ廣島ニ發シ、城

ヲ退ギ渡スヘキノ旨ヲ、福嶋カ家人等ニ云ヒ遣ス、時ニ正則カ從士吉村又

右衛門、大橋茂右衛門、輕卒百餘人各持、鎧ヲ卒シ、隱戶ノ瀬戸ニ廣嶋ヨリ出

向フ、上使安藤重信、永井直勝、鈞命ヲ演ル、吉村、大橋言テ云ク、台命敢テ背ク

ヘカラス、然リト云ヘ、廣嶋ノ城ヲ守諸卒等、城ヲ退散スヘキノ旨、正則カ

手書ヲ一覽セス、ハ、台命ニ從ヒ難キ由ヲ申スノ旨ヲ云フ、兩使聞テ、正則

ハ、武州江戸ニ在テ、遙ニ數百里ノ海陸ヲ隔ツ、今此旨ヲ云ヒ遣ハスト云フ

共、速ニ通シ難シ、幸ニ正則カ嫡子備後守忠勝、京師建仁寺ニ旅宿ス、江戸ヨ

リ京ハ其近キ事百餘里ナリ、忠勝ニ是ヲ云ヒ遣ハサハ、彼カ手書廣嶋ニ至

ルヘキ事疾カラシ、大橋、吉村是ヲ聞テ云ク、備後守忠勝ハ、最モ正則カ嫡子

タリト云ヘ共、未タ其家督ヲ受ス、是ニ依テ、安藝備後二州ハ、今正則カ領國

元和五年六月二日

六七三

又右衛門
等廣島城
防戦セリ
トス
諸城ノ主
將

牧野主馬
正則ノ手
書ヲ携ヘ
テ廣島ニ
至ル

廣島開城

元和五年六月二日

六七四

ニシテ、忠勝イマタ是ヲ領知セス、然ルニ其領主ヲサシ置、忠勝カ手書ヲ以テ證文トシ、兩國ヲ上使ニ渡スヘキニ非スト云テ、廣嶋ノ城ニ楯籠リ、防戦ヲ遂ケント促ス、城ヲ守ルノ兵士等統テ四千餘人、此外
三原ノ城ハ、梶田出雲是ヲ守ル、
鞆ノ城ハ、大崎玄蕃是ヲ守ル、
神邊ノ城ハ、福嶋丹波是ヲ守ル、
三吉ノ城ハ、尾關監物はヲ守ル、
東條ノ城ハ、長尾隼人はヲ守ル、
兩使重信、直勝、及ヒ此地ニ集ル諸將等、既ニ兵ヲ發シテ城ヲ攻ント欲ス、廣嶋ノ城ヲ守ル弱兵等、多勢城ヲ圍ム事ヲ聞、是ニ臆シテ、挾間ヲク、リ、堀ヲ乘リ越エ、城外ニ北ケ出ル者七十三人、
牧野主馬助、東條伊豆守二人、正則カ手書ヲ持シテ、廣嶋ニ至ル、安藤重信、永井直勝等、伏見ヨリノ御下知ヲ聞テ、牧野、東條ヲ二人城ニ入ル、城ニ籠ル所ノ諸士、正則カ手書ヲ披見スルニ、安藝備後兩國辭退ス、二州ノ城々速ニ退キ渡スヘキノ旨ナリ、是ニ依テ、正則カ家人等、異儀ナク城々ヲ退ス、備藝

二州ノ諸城、兩使是ヲ請取ル、廣嶋ニ逗留スル事二十日餘、二州ノ事ヲ沙汰シ、畢テ歸路ニ赴ク、

〔細川家記〕

忠興九 一五月八日、○中略、忠興ノ上京、正則ノ處罰及ビ正則

正ト等ニカ、ハル、忠興ノ文右衛門ハ五月二十七日ノ條ニ、

右上月八右衛門三子、細川家ニ仕フ、江戸御留守居相勤候内、長岡筑後、在江戸之事有之候、松平出羽守殿ハ御代々御心安候間、筑後を御振廻、八右衛門も御呼被成候、八右衛門儀、筑後と一座之儀を斷申候得共、御心安思召筑後事候へ、ゆるくと御咄も爲可被成、一座こ而御料理被下候段、前以被仰聞候由也、此時鶉の焼物、御重箱こ而、出羽守殿御自身御むき候、八右衛門前こ御出候時ハ、右之御引物直こ手こ受頂戴いとし候、其時御咄こ、佐州此時筑後をとり候間、八衛門親文右衛門事、委細被存まじきと被仰候、筑後、如御意、年齢違申候得共、文衛門儀ハ承傳候由御答申候へ、御自分も御年若き時分こて、福嶋左衛門大夫御改易こ付、城受取こ安藤對馬守、其外誰々と被仰候而、今度廣嶋へ罷越候、扱も、上月文衛門と申者、大夫城代こ而候、色々心の付兼可

元和五年六月二日

六七五

松平直政
上月八日
上衛門ニ
父文右衛
門ノコト
ヲ語ル

文右衛門
廣島城代
タリ

元和五年六月二日

申所迄一々心をつけ、残る所なき様子に候つる、城代を就中大事の役
こ而、武功迄こもなく、思慮ふかき者可申付事と存候、出羽若く候
間、能々承置候へと、對馬守其外誰々も被申聞候と、委細筑後こ御物語
御座候、右之通故、頂戴のうつらを良久敷手ようけ居候而、あつく難儀
いとし候段咄候を、堀内傳衛門承候由也、廣嶋之城追手の門不斷明有
之候こ付、三日油をひとし、漸々明立いとし候、數年立明なきうをの
こ而、くさつき候由、其外色々文衛門心を付候事多有之候と也、略、八
右衛門子孫ノコト
ニカ、ル、下ニ收ム、

考こ、廣嶋の城渡候事、福嶋丹波壹人の事のと諸書と見へ、上月り事

他本こ而へ見當不申候、丹波老ある故、城とし候こ付而へ、諸

事の裁判勿論こ而、既こ寛永九年、三齋君之御書こも、丹波り仕方宜

キと云ふ事見へ申候、乍然城代之上月こ被申付置たるなるへし、

〔寛政重修諸家譜〕

千四百

安藤重信

對馬守

五年、福嶋正則罪ありて、國除

こ此とき、重信、永井右近大夫直勝とおあしく御使を奉はり、男重長をよひ
西國此諸勢を率ゐて、安藝國廣嶋み發向し、先備中國笠岡に至り、使者被し

多、廣嶋城を渡せへき乃よしを申をく、時、風聞あり、城中留守此家臣等、
正則の書到來をせん、城をわとせへらそとて、籠城乃志あ、其のよし被
き、重信、諸勢を率ゐて、おをせんとをしところ、正則、書をはき、城
を且とせ、是れ此む、祿を家臣等より、これよ、事、故、あ、城をう、考とて、
數日廣嶋よあ、國務を沙汰せ、藤家譜、異事ナシ、

〔寛政重修諸家譜〕

六百

永井直勝

右近

五年五月、秀忠ノ上洛ニ、

八月、此とき、福嶋左衛門大夫正則、安藝備後兩國此所領を沒收せ
らる、こよ、安藤對馬守重信、副ら、上使よさ、れて、かの地よおもむ
き、諸事を沙汰す、井家譜、異事ナシ、

〔寛政重修諸家譜〕

六百二

永井直清

傳十

五年五月、洛よの、

ふ此とき、父直勝とおあしく、ま、うひ、考て、ま、つる、このとき、福嶋正則の所
領沒收せら、こよ、直勝上使として、安藝國廣嶋よおもむく、乃とき、お
得せ、被、考、て、こ、ま、ま、ら、ふ、下、略、

〔寛政重修諸家譜〕

四百七

渡邊宗綱

半四

五年六月、福嶋左衛門大夫正

則、領地安藝備後兩國を沒收せらる、こよ、安藤對馬守重信、永井右近

元和五年六月二日

大夫直勝、城請取乃役をばとむるとき、宗綱、中川半左衛門忠勝とおなし
く御使をうせをばとむ、牧野主馬介某、東條伊豆守長頼も副てかの地にい
あり、正則も手書を彼家臣に渡せ、あゝにをいふ、家臣等異議なく領地を退
くよよ、是等此事を注進せ、○上下略、本書中川忠勝ノ

〔寛政重修諸家譜〕

八百二 五味豊直金右衛門、五年、福島正則國除るに、乃

時、仰をうせたり、安藝備後兩國に赴く、○上下略

〔酒井御系譜参考〕

六 忠勝

（小寺）信正曰、元和五年未六月、福島左衛門大夫、正則御改易の時、牧野駿河守、花

房志摩守を藝州へ被遣、追て酒井忠勝を可被遣旨被仰出さるよし、其節

の奉書の寫、令條記に見へたり、○六月九日附奉書略

一説に、右之通奉書出されとも、事故なく城を渡せしゆへ、忠勝公御出不被

成ともいふ、又其節、忠勝公、廣嶋へ御出よ、廣嶋より御家中の面々、妻子へ

の書通多し、中村丑右衛門先祖、福島家よ、三百石取物頭ありし、此時

の地よ、被召抱といへり、（細幸地）信正も註せし奉書の文、福島一件の諸

書よ載せて、廣嶋在番の衆、本丸を酒井忠勝、本多康俊、二の丸へ本多忠政、城

五味豊直
=赴ク

酒井忠勝
安藝備後
カズトノ
説

本多康俊
廣島城ヲ
請取リ且
ム番衛ヲ勤

受取の衆、外に大身成る大名七人見へたり、殊も御家中先祖書の内にも、
廣嶋へ罷越御用勤さるよし註し來れる家もあるとあきせ、此御勤疑を
よ似されと、其御代よ被差出さる御系譜よ載られざるを見れば、亦信し難
し、（雄）竊に按るよ、此御仕置可被仰出已前、名を得さる正則おれば、御請の次
第よより、いふ成る變も出來らん、と、江戸京都よ、重々の御評議有し趣、
諸録の所見詳也、此御様子故、廣嶋表の事を、最初受取方と在番衆と二重
の御手當よ、有し所、信正抄の一説のとく、思ひの外よ、正則も御請すら、
よと濟参る故、御城請取の衆よ、在番も兼勤の酒井、本多を、別段に被遣事
ハ止まるとるにや、御家中の面々、彼地の勤ある事、既よ御老中の奉書を出
て、近々御出馬とある御時節おれば、先達て御人数も少々、の地へ被遣、諸
事御用をも達せし族、信濃へ文をも贈り、勤書よも御供と認來れるからむ
うと思ふなり、

〔寛政重修諸家譜〕

六百八 本多康俊（元和）、五年、福島正則も安藝備後兩

國此所領沒收此とき、廣嶋よ赴き、諸將とおれしく、其城被請取、且番衛被

とむ、○上下略

本多忠政
守諸城ヲ
沙汰ス事

元和五年六月二日

六八〇

〔寛政重修諸家譜〕

六百八十一

本多忠政美濃守

元和五年五月

洛よのりさせたま

ふより供奉は、おの時、福島正則美濃守、安藝備後兩國乃所領被除るゝに、
り、廣島美濃守もむき、かの地よとふり、其城被守て、諸事被沙汰は、
河上下略

家譜異事ナシ

〔參考本多系傳〕

忠政

一、福島正則、關原の軍功より、尾張國清洲を改て、

安藝備後兩國を賜りしり、廣嶋を居城とぞおしよりなる、然るは政事

のしく、物あらしくし、たれとあらは多く罪あき人を殺し、且君へ對し奉

り、無禮のこととも多ありなれど、同五年己未六月、領地を召上られ、信濃

國一説は津へ配流ぬ、○註此時福島在府中あれど、久世三四郎廣宣、坂部

三十郎廣勝の兩人芝の邸へ行て、公命を傳へより、○註扱加藤嘉明、本多

忠政、森美作守初右近大忠政、松平阿波守忠英、松平宮内少輔忠尙、生駒讚

岐守正徳一正、松平土佐守忠義等、城受取として廣嶋へ赴べしと仰付らば、

御制法書を渡給ふ、其詞は云、○御制法書略ス、上

去程は忠政、人數五千人、乘馬四百四十四匹引あせて、姫路を打立、山陽道被

經て、備後の尾道よぞ著とりたる、船奉行梶原源左衛門、佐藤志馬等（字カ）へ、兼

忠政ノ兵
數

忠政廣島
城本丸ヲ
請取ル

忠政人ヲ
廣島ニ遣
ス

て播磨の飾摩室津より數艘の船被乗し、疾く尾道の湊へつけ、碇をお
ろして、忠政が來るを待合せ、船よて廣嶋へ送りたり、○中

扱福島家の宿老福島丹波、上月文右衛門等を初、人々集り、殿より預よる

城なれど、公方の仰ありとも渡すまじわや、又若殿の爲あれど渡さん

やと云て評論は、時よ正則の書簡來りしるど、事故なく城を渡しより、因

て忠政仰を承り、本丸を受取ぬ、又安藤對馬守重信、一説は安藤

と議して、市中の嚴令をを出したる、漢文御家譜、古筆記、常山紀談、古

〔譜牒餘録〕

本多中務大輔之三

尙以此表相替候儀無御座候、差當隙入御座候間、以他筆申入候、以上、

尊書之趣拜見仕候、仍廣嶋へ被遣候仁、是まで被爲差越候口上承届申候、廣

嶋之儀者、江戸の之可爲一左右候間、そや彼地之様子者不入りと存候、併御

油斷者被成間敷候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

土井大炊助

六月十五日

書判

本美濃守様御報

元和五年六月二日

六八一

廣島ノ舟

本多忠刻
從軍ヲ請

本多忠義
廣島ニ赴
カ内願ス

去十三日之御狀同十五日ニ參著拜見申候廣島舟著へ被遣目付之者參候
 て様子具承届候先書如申候舟留ちと之儀を大形ニ可被仰付候主人之事
 迄して御座候其御心得可被成候主人ハ何方へニ可罷出躰して無之由承
 候城を拵候而も人改仕候而も江戸一左右次第之事項不入事と存候隨而
 中書殿御陣ニ罷成候者御立被成度由被仰候今日御城ハ罷出上野殿雅樂
 殿大炊殿へ懸御目其段談合申候處御諛して姫路之御城ニ御座候事候間
 路ニ忠刻播磨ノ内十萬石ヲ賜ハリ父ノ居城姫御立候事者中々御無用候由
 各被仰候先年御親父様伊賀之城請取リ伊賀上野城主筒井定次改易ニ依
 月ノ三年六月是御越被成候時御覺えも可有之由皆々被仰候是又其御心得
 可被成候將又能登殿其地へ御越被成度由達而我等ニ被仰候間是も御年
 寄衆へ談合仕候へ者其地御勤ニ相極候と其時御越候様ことの是も皆々
 御年寄衆被仰事候猶追々可申入候恐惶謹言

六月十五日

板倉伊賀守

印判

加藤嘉明
廣島ニ赴

嘉明出兵
ノ際職數

本濃州様 御報

〔寛政重修諸家譜〕

七百七

加藤嘉明

左馬

六月

福島正則封地をのぎ

經により仰をうぎ多永井右近大夫直勝安藤對馬守重信と共に安藝國
 廣嶋みおをむく○上下略近江
 加藤家譜同ジ

〔加藤文書〕

〔別考〕 和五年よりひろ嶋へとち候時京に被下候書付也

一のり數おへ

式部少自分

一三本者

主膳

一貳本者

權七

一貳本者

三郎兵衛

一貳本者

七兵衛

一壹本者

新助

一壹本者

主水佐

一壹本者

主馬助

元和五年六月二日

六八三

元和五年六月二日

一 壹本者、左近
 一 壹本者、彦兵衛
 一 壹本者、與左衛門
 一 壹本者、七郎左衛門
 一 壹本者、加左衛門
 一 壹本者、忠衛門
 一 壹本者、五郎兵衛
 一 壹本者、傳左衛門
 一 壹本者、孫三郎
 一 壹本者、善一郎
 一 壹本者、半三郎
 一 壹本者、市兵衛
 一 壹本者、太左衛門
 一 壹本者、左吉衛門
 一 壹本者、新衛門

六八四

長柄數ノ覺

一 壹本者、小兵衛
 合四拾九本
 五拾本ニ壹本たらは候、其方自分ニ用意可被致候、以上
 家中あり多敷之覺
 一 貳拾壹本、七千石
 一 拾八本、六千石
 一 拾五本、五千石
 一 拾貳本、四千石
 一 九本、三千石
 一 六本、貳千石
 一 三本、千石
 一 三本、九百石
 一 三本、八百石
 一 貳本、七百石
 一 貳本、六百石

元和五年六月二日

六八五

元和五年六月二日

六八六

- 一 貳本 五百石
- 一 貳本 四百石
- 一 壹本 三百石
- 一 壹本 貳百五拾石
- 一 壹本 貳百石
- 以上

元和五年 六月十二日

左馬(加藤明成)

式部少輔殿(加藤明成)

〔森家先代實錄〕

○六 播磨 忠政君

一元和五乙未年(御)五月十九日、六月九日、於江戸、此度福嶋左衛門大夫正則御改易被仰付候處、○本書ハ誤ナラシテ、下同コト、城不相渡之付、大名十三頭廣嶋發向被仰付、上使安藤對馬守、同右京、永井右近太夫、同日向守城請取、諸將等ハ本多美濃守、加藤左馬助、酒井宮内少輔、池田備中守、松平宮内少輔、山崎甲斐守、松平阿波守、松平土佐守、松本長門守、森美作守君、生駒讚岐守、堀尾山城守、松平新太郎、以上十三頭廣嶋發向也、依之忠政君ハ作州○忠政、美作ヲ領

城請取
命者ヲ
タル諸
名大レ

森忠政
島發向
命セラ
ララル

忠政書ニ
弟可政ニ
與ヘテ出
兵ノ用意
ヲナサシ
ム諸將備
豫定ノ中

忠政鉄炮
ノ者長柄
意セシム

江戸ヲ發
シ津山ニ
歸リ尋テ
廣島ニ赴

ス、へ被遣候御書

急度申遣候、仍廣嶋之城未破却之付、四國衆、播磨、備前、毛利長州、同甲州、堀尾上州、我等可罷越候旨、今日被仰出候、明日令歸國、來廿五日到備中、相揃候筈之候、被致其心得、折角用意尤之候、不及申遣候得共、組中へも被申渡、武道具持せ候様可被仕者也、

六月九日

忠政御判

森對州殿(可政)へ

猶以、鉄炮之者、伊豆へ遣候而無之候間、郡奉行ニ申付候而、四五百人、ハトコシラへ候様尤之候、將又長柄之者も、二三百人ハと拵候様ニ、郡奉行へ可被申付候、以上、

扱六月十日、忠政君江戸○或ハ伏見ノ誤カ、御發駕、同廿二日、津山御到着、同廿三日、御逗留、廿四日、御陣立御發駕、同日、眞嶋郡鹿田御一宿、翌廿五日、於備中之中津井勢揃、忠政君御備押の先ハ加藤左馬助也、數日緩々と打立、朝五ツ過より先勢押行候故、森家の人數も加藤ニ准し押申處、廣嶋著の日、此方の人數前の如ク心得て打立候處、加藤の先勢壹人も不見、後ニ聞候へハ、

元和五年六月二日

六八七

池田忠雄
忠政ノ指
導ヲ受ク

忠政始メ
テ使番ヲ
置ク

廣島著陣

元和五年六月二日

六八八

左馬之助^(忠雄)人數、宵より押行、此方ヲ出シ拔候由也、右十三頭之内、備前國主松平宮内少輔若年^(忠雄)ニ付、忠政君へ御同道被仰付、宮内少家老中へ、老中より、宮内少若年の事ニ候條、諸事森美作守差圖ヲ可請之由被申渡候處、池田の家老中奉畏候、併若シ及一戰候ハ、家の軍法よて可仕候、森家の差圖ハ得請申問敷候由答申候由、忠政君ニ、六月廿四日津山御出陣、其夜鹿田御宿陣被成候、此時迄ハ使番之定無之處、今度廣嶋御發向より相定りし也、

村上齋宮 小出與右衛門 瀧川孫右衛門 岡又左衛門
倉知仁左衛門 友松權右衛門 後藤久右衛門 御頼^{後藤ハ物頭ニ而候得とも、}而、使番相勉申候、

右者落合齋覺居申候、此外も有之候得共失念ト云、

扱當家の先衆ハ、毎朝早ク押出スといへ共、加藤嘉明^(はか)ニ巳ノ刻あらでハ宿ヲ不出、五六里あらでハ道も不押、御軍法の事あれハ、加藤ヲ押ぬけ候事も成らなく、□氣の道中朝ガけみ出られて、宿著早々被致らし、朝寐して諸軍ヲ苦シめ申さるゝと、此ぶやをなるとや、廣嶋著の□日とも、前の如キと存せしり、前夜七ツ時分ニ、加藤ハこや廣嶋へ著陣申との注進みて、此方の

福島丹波
尾關石見
廣島長尾
守人長崎
隼人三崎
玄蕃三原
城ヲ守ル

廣島開城

福島丹波
籠城ノ策
ヲ定メ兵
ヲ誠ム

福島丹波
藝州浪人
奉公構ナ

元和五年六月二日

六八九

人數四五里の道ヲ急キしと也、廣嶋へ著陣して、江波口ニ小屋ヲ懸候へハ、其夜の亥刻計ニ小屋の下へまゝと鹽さし込て、諸軍難儀せしと也、廣嶋城みハ福嶋丹波、尾關石見兩人して守之、備後三原城ハ長尾平右衛門重勝、大□玄蕃守之上使衆へ福嶋丹波、尾關石見使者として、吉村又右衛門、大橋茂右衛門、長尾内藏丞ヲ以申越趣ハ、旦那正則直判參候ハ、無異儀城ヲ可相渡候間、其内惣行近クハ御遠慮被成下さるへし、町口懸ク御取詰まらてハ、石火矢仕懸置申候間、放申へし、左候而ハ、聊爾も出來可申ト相斷、丹波ハ多門櫓へ登り、遠□瀉^{くろみ}寄手衆の陣取ヲ見テ、潮時ヲ考突て出ハ、味方敗北ハせへらすとも、又足輕の内ヲ撰ミ、鹽噌^{しお}賣^{うり}出シ、寄手の陣中伺ひしと也、然る所へ、正則直筆の判形、并福嶋ヲ信州川中嶋へ左遷せらば、信州、越州兩國之内四万五千石ヲ賜との御書付ヲ、正則家來牧主馬持參するニ依テ、城無異儀相渡をほ也、丹波、石見、籠城の者ニ申渡るハ、於江戸正則切腹これゐてハ、天守の鐘ヲ突ヘシ、一番鐘ニ武具^{ぶぐ}せよ、二番鐘ニ突て出、鑑の柄の續ク迄敵ヲ打へし、三番鐘ニ妻子ヲ片付、切腹と申渡しをほと也、上使衆へも、大坂浪人天下御制禁、身の置所も無之間、藝州浪人御

シトノ證
書ヲ受取

蜂須賀蓬
赴廣島ニ

蓬菴嚴島
形勢ヲテ
窺

池田忠雄
廣島ニ赴

元和五年六月二日

構あしとの、安藤、永井兩所の直判ヲも受取て、其ヲ證據ニ城ヲ明ケ退也、
略、福島丹波ノコト
ニカ、ル下ニ收ム、

〔森古傳記〕

淡

元和五己未年六月、安藝國廣嶋ノ城主福嶋左衛門大夫

正則、關東將軍秀忠公ノ御旨ニ忤テ、御改易有リ、皆正則ノ臣共、廣嶋ノ城ニ
楯籠リ、正則自判於無之、城ヲ渡ス間敷ト云ニヨリ、已ニ合戰ニ及ハントス
ル、秀忠公、諸大名ニ命ヲ下シ玉フ故ニ、至鎮公^(蜂須賀)モ御勢ヲ引卒、藝州廣嶋ニ赴
玉フ、森甚五兵衛村重、同長男森甚五郎村純、^{于時也}森甚太夫氏純御供スル、
正則自判ヲ出サレケレハ、無異儀城ヲ渡スニヨリ、合戰ハ無クテ、諸大將早
速陣拂ヒ仕玉フ處ニ、至鎮公ハ諸將ヘ仰ケルハ、思ヒ寄ス藝州ニ來ヌレハ、
嚴嶋ヘ參詣シテ、跡ヨリ歸陣仕ヘシト宣ヒ、御手人數ヲ引卒シ、二日迄御一
手計御滯留嚴嶋ニテ御發句^在在リ、御内意ハ、廣嶋ノ餘黨一揆ヲ結フ刻、御
一手ヲ以討取玉フヘキ御謀略也トソ、後諸人感シ奉ル也、^上略

〔寛政重修諸家譜〕

二百六

池田忠雄^{宮内少輔}

五年、福嶋正則國除うる、の

正則、御制法をるむき國除くる、により、西國此諸將とお恥しく仰をうる
あまそりて、安藝國廣嶋もおもむき、また上洛し、山崎み伺候せ、^{上下略}池田

家譜異
事ナシ

〔寛政重修諸家譜〕

二百六

池田輝澄^{石見守}

五年、福嶋正則國除うる、の

とれ、安藝國廣嶋もおもむき、^{上下略}池田家譜同ジ、

〔出羽生駒家譜〕

五年

福嶋正則罪アリ、封ヲ褫ハル、幕府、正俊及ヒ加藤左馬助、

森美作守、本多美濃守、松平阿波守、松平宮内少輔、松平土佐守ニ命シテ、其廣
嶋城ヲ收メシム、

〔生駒記〕

上 一同三年

藝州廣嶋騒動のせり、正俊へ軍役仰付らる、よりにて
軍用銀二千五百兩、米二千石を出して、諸士へ配分せしとなり、

〔山内家記録〕

忠義公御

一元和五己未年、台徳院様伏見御在城之節、御奉
書を以被爲召之、

以上

急度令啓候、仍而被爲召候間、今晝時分、至伏見可被成御登城候、恐々謹
言、

土井大炊助

利勝

元和五年六月二日

六九一

幕府山内
忠義命
取ヲニ

正俊軍用
銀ヲ配分

生駒正俊
廣島ニ赴

池田輝澄
廣島ニ赴

元和五年六月二日

安藤對馬守

六九二

松平土佐守殿人々御中

右者中國四國御大名中被召寄、御直被仰渡趣、今度福嶋左衛門大夫御改易被仰付、配所奥州一説信州依之安藝、備後被召上候付、彼表に爲御檢使、安藤對馬守殿、永井右近殿、并御目附衆被遣之候、若於彼地於令違背者、何れ御掟之通取潰被仰付之御面々、

加藤左馬助殿 松平阿波守殿 忠義公 生駒讚岐守殿
森美作守殿 堀尾山城守殿 松平宮内少輔殿 毛利長門守殿
毛利甲斐守殿

右之通被仰付候に付、從忠義公御國に御人數之儀被仰遣之、

猶々廿五日に備後へ揃押詰、城不相渡候へとも、ふみつふし候筈候之間、無由斷可罷越候、廿一日こそ、我等も可罷付候、不及申候へ共、馬共乗越候様こそ可申付候、以上、

急度申遣候、仍而大夫殿國替被仰付候こと、此書付之者として、廣嶋城

命ヲ奉ゼ
ズバ取潰
スベシ

城請取ヲ
命ゼラレ
タル諸大
名

山内忠義
兵ヲ本國
ニ徵ス

城ヲ渡サ
ザレバ踏
潰ス筈

可請取よし被仰出候、此廿五日ころ、備中へ相揃筈に候、我等事直に備中へ罷越候、則侍共よひに遣候、其方事後、此書狀參著次第、人數召連備中、に可罷越候、少も由斷申ましく候、

六月十日

忠義御判

山内右近とのへ

忠義六月
十日京都
ヲ發ス

大坂ヨリ
海路備中
ニ向フ

右同御文、同日之御書、貳通被遣之、右之御衆上意被仰渡、來ル廿五日、備中表に被相揃出陣之筈、忠義公、六月十日京都御發駕、就夫先達而御國元、に不移時日、御人數可有出勢旨、山内備後、野村大學、百々、諸組、召連候、其外、出雲、野中玄蕃、寺村淡路於中村良豐君御人數、佐川、窪川、宿毛、本山、土居附面々、何れ人數無遲滯發足候様、に被仰付之、并小身之者共、に船を相渡シ、大身之者共、に甲斐力次第可相赴旨被仰遣、忠義公御國海上程遠候付、大坂に直に備中表に、御手迫之御人數に而御出船被成之旨、御老中へ御伺被成也、

一右之御註進、六月十六日御國に相達、山内備後、諸組之面々、に相觸、甲浦或本山、池川、橋原、手寄次第に御人數出足仕、御旗本御鉄炮、貳百人、に谷川七左衛門、五匁筒相渡、玉藥支配持參候様、に御仕置、野中古主、計、伊藤玄丞、片岡加右衛門へ、御書を以被仰遣也、

元和五年六月二日

六九三

備中笠岡ニ著ス

城請取ニ就キテノ路次法度立木ヲ伐ズルベカラズ
小屋具ハ百姓ト相對ニテ宿賃ヲベシ

元和五年六月二日

六九四

一上方ニ而、公義向諸事御用水合注進可仕旨、柴田覺左衛門、黒部三平、兩人被爲附置故、
匠作君、國松君、上方御滞留、
一今度廣嶋表出勢之御掟、御制書略ス、上ノ、
一忠義公、六月十四日、大坂御乘船、同十七日酉之刻、備中笠岡ニ御著船、未諸
方何後御著無之、上使安藤對馬守殿、永井右近殿、大略明朝爰許御著可爲
候、彌追々此表御聞合言上可被成旨、六月十七日、土井大炊助殿、酒井雅樂
頭殿、本多上野介殿、板倉伊賀守殿ニ御書を以被仰遣、
一今度藝州御目附衆、路次御制法之御書付左記、

覺

一草薪之事、其在々野山、下草葉木からせ可被申事、
付、立木之儀、一切御無用之事、
一小屋具之事、百姓ト相對シ、少宛之御用をハ御調尤之事、
一宿賃之事、如御定せるへき事、

元和五年六月廿日

村瀬(重助)左馬助
花房彌(幸次)左衛門

戸川助(安力)左衛門
野々村四郎右衛門
跡部民部少輔(良徳)
花房勘右衛門

松平土佐守殿

一備中表、廣嶋ハ忠義公、度々上方御老中迄御注進被仰上、委細者安藤對馬
守殿、永井右近殿、附御横目衆ハ可被仰上由也、今度右之御衆中御逗留中、
御檢看等御音物被遣之
一廣嶋正則殿之家老福嶋丹波を初、何後一同申合、左衛門大夫殿ハ、城無
異儀相渡候様ニ判形到來於無之者、楯籠可遂一戰旨、諸侍人質妻子等城
ニ取籠、偏籠城之支度仕、左衛門大夫正則殿ハ、今度御上洛之節、江戸御留
守ニ被差置京都ハ、奥州津輕ニ配流、州ト被仰
付、御息備後守殿ハ、御上洛被仰出、京都ハ、御留
一藝州廣嶋、備後三原兩城無異儀相渡候様、左衛門大夫殿ハ家臣中ニ、東條
伊豆殿、牧主馬殿、上方ハ六月廿二日之夜、備中笠岡表ニ參著、正則殿書付
持參、上使衆ハ被相達、直ニ廣嶋ハ兩人被差越、此東條伊豆殿、牧主馬殿ハ、
正則殿御類族ハ、御取扱
也、之由

福島丹波等籠城ス

正則ノ至使笠岡ニ至ル

元和五年六月二日

六九五

幕府ノ勝
中川宗綱
渡邊大至
笠岡大廣
ヲシテ大陣
ヲシテ大陣
セシム

廣島籠城
逐電ス

諸大名廣
島ニ赴ク
山内勢土
佐ヨリ著
島ニ到著
ス

廣島三原
兩城番所
賦城番所
山内家ノ
人

元和五年六月二日

六九六

一 六月廿三日、上方を爲兩使、中川半左衛門殿、渡邊半四郎殿、上意之趣、同日於笠岡被仰渡趣へ、對馬守殿、右近殿、任差圖、何れ諸大名衆、廣島に可被罷越由也、依之同廿四日、爲御請、板倉伊賀守殿、土井大炊助殿、酒井雅樂頭君、本多上野介殿、御書を以被仰上、
一 廣嶋籠城諸侍、騎馬八百餘在之處、或落逐電、纔三百餘殘有之由、彼地様子御聞合、重而松平越中守君迄被仰遣也、
一 六月廿二三日比迄、御國御人數少々著船、同廿六日、諸勢廣嶋に御越、城御請取に相極、此節御國の段々御人數參著、雖然未相揃候に付、三段之御備二段に御押を被成、深尾和泉六月廿六日朝、備後頼令著船、則註進申上に付、直に先押仕候様被仰付之、此節、野中玄蕃、山内將監其外侍十七八人參著、忠義公、備後尾之道を御船に而被成御座、夫を御武者押被遊、木部左源太、孕兵衛、次兩人笠岡に早速參著、依之、河本太郎相加、三人武者押奉行被仰付、
一 同廿八日、廣嶋之城、三原之城、福嶋丹波を初、諸士無異儀相渡、御奉行衆御請取、此度中國四國御大名衆、夫々番所御賦御請取、

御家御人數

一 騎馬 三百人
一 御鉄炮 五百三拾挺
一 雜兵 五千餘人但相手之除之
右へ七月六日迄、廣嶋へ參著之惣人數之高、御書付を以、御横目衆に御家來、三浦彦十郎、安藤傳右衛門持參仕、但此兩人今度笠岡表を御奉行衆に被爲附置、御用被相勤也、

御人數之覺

- 一 御馬廻 九拾人但六組
- 一 御弓御鉄炮頭 拾七人
- 一 寄合組 拾人
- 一 山内吉兵衛君 三拾人
- 一 深尾和泉、同、田羽 三拾壹人
- 一 山内右近 拾人
- 一 寺村淡路 拾人
- 一 山内備後 拾人

元和五年六月二日

六九七

- 一百々出雲 七人
- 一野中玄蕃 五人
- 一野々村大學 五人
- 一丁(野股力)帶刀 六人
- 一山内雅樂 五人
- 一山内但馬 三人
- 一御小性 四拾人
- 一御指物組 六人
- 〆 貳百八拾五人
- 御旗本并御先手物頭
- 一山内大膳、團藏人、生駒左衛門、
- 御旗本之御鉄炮百挺
- 御先手物頭
- 御鉄炮十挺
- 鯨江次郎左衛門 同二十挺
- 同十挺 板坂馬左衛門
- 同十挺 遠山茂兵衛
- 同十挺 深井甚右衛門
- 同十挺 山田孫介
- 同十挺 棚橋與三右衛門
- 同二十挺 大塚藤右衛門
- 同十挺 馬詰權右衛門
- 同二十挺 長澤藤左衛門
- 同二十挺 雨森九太夫

諸大名廣島ヲ引拂フ忠義上京ス

伏見ニ於テ秀忠ニ謁ス

右之外、甘利太郎介、鳥飼覺兵衛、伊豆石場ニ相詰、并御馬廻御役之者等相勤付、御人數惣高減之。

一六月廿八日、至廣島、各一所ニ御著、同日、城無異儀、御奉行、衆御請取之上、忠義公を初諸大名衆、御番所堅御勤被成之由、上方御老中ニ被仰上之、則爲御返書、七月四日、土井利勝殿、本多正純殿、酒井忠世君御狀到來、

一七月十日前後、廣嶋表諸大名方御引拂、忠義公直ニ御上京、但廣嶋御發駕之日、惣御人數者廣嶋方御國ニ御差戻被成、藝州御在番安藤對馬守殿、其不知、惣御人數者廣嶋方御國ニ御差戻被成、藝州御在番安藤對馬守殿、其外御人柄不詳、安藤傳左衛門、三浦彦十郎、彼地ニ被爲附置、然所安藝之國、淺野(長)但馬守殿御拜領、近日可爲入國候間、引渡可罷上候、御附置候御使者差戻候由、安藤對馬守殿、七月廿七日、御狀京都ニ到來、

一藝州より忠義公直ニ御上著、伏見於御城御目見、今度廣嶋表へ早速出勢、

物ヲ年寄
衆ニ贈ル

堀尾忠晴
廣島城ヲ
請取ル

毛利秀元
廣島ニ赴
ケ

毛利秀就
周防岩國
ヲ警衛ス

京都ヨリ
本國ニ歸
リ手勢ヲ
率キテ出
發ス

吉川廣正
秀就ノ先
鋒トナリ
テ出馬ス

秀就出陣
ノ時ノ法
度ノ使ニ
禮アルベ
カラズ

元和五年六月二日

七〇〇

一番こ備中表の著陣之旨達上聞候通、御直御懇之上意有之、
一廣嶋の上方御上著こ付、御老中を初御役人中の煎海鼠、被遣之、
首尾好御歸陣 此節御獻上之品未詳

〔寛政重修諸家譜〕

六百七

堀尾忠晴

山城守

五年、福島左衛門正則配流せ

ら茲によつて、人數を具して、茲の封地安藝國におもむき、廣嶋城をうやむ

〔寛政重修諸家譜〕

六百七

毛利秀元

甲斐守

五年六月、福島正則罪蒙り、安

藝備後兩國戎のそかるゝのとき、秀元及び加藤嘉明等、うやむてその地利を
知つゆへ、案内者あるへしとの鈞命よよ、上使安藤對馬守重信、永井右
近大夫直勝と、もよか乃地におもむく、

〔寛政重修諸家譜〕

六百七

毛利秀就

長門守

五年、洛よの海らせをぬふ乃を

たも、秀就京にあつた、おのをた、福島左衛門正則國除せらる、上使を下さるゝ
により、もし異變あるに候い、か乃地は出張をき旨、仰被かうぬり、手
勢を率ゐて、周防國岩國にいと、正則の家臣等城をわらし離散せぬのゝ
ち、京師よいを、のちいと申て國にあらへる、

〔周防毛利家譜〕

二

秀就

同五年

大樹秀忠又上洛、秀就亦豫參上京、時ニ福

嶋正則、有罪國除レテ、其身信濃國ニ配流セラル、六月、其城請取トシテ、安藤
對馬守重信、永井右近大夫直勝、藝州廣嶋ニ至ル、正則家臣承伏セス、於是秀
就、命ヲ含テ國ニ下リ、防州岩國ニ次シ、毛利秀元、吉川美濃守廣正以下、國中
ノ勢ヲ率テ廣嶋ニ入ル家臣等、正則カ手書ヲ得テ、遂ニ城ヲ渡ス、事終テ、秀
就又上京、後暇ヲ賜フテ歸國ス、

〔周防吉川家譜〕

二

廣正

同五年

己未六月、福島左衛門大夫正則封ヲ除カ

ル、老臣福島丹波等城ヲ守リ不届、廣正、宗家、秀就、及毛利甲斐守秀元ト俱ニ
幕命ヲ蒙リ出馬ス、廣正先鋒タリ、兵ヲ草津ニ陳ス、事平キ、飯陣ス、乃チ上京
シ、秀忠將軍ニ謁ス、馬一匹ヲ賜フ、

〔萩藩閥録〕

十五ノ二

一元和五年

福島左衛門大夫殿就御改易、藝嘉廣

嶋之城爲御請取、從江戸上使御下ニ付、秀就様隣國之御夏ニ付、國境迄御
出馬、三之御先手、六組頭、國司備後就正、井原加賀元以、阿曾沼帶刀元隨、益
田越中、益田河内景祥、柳澤新右衛門景祐被仰付候、御書出有之、
一御上使下々迄、此方下々此者迄、無禮仕ほしき事、

元和五年六月二日

七〇一

軍法ニ背
ズクベカラ

陣拂停止
人夫小荷

高雜談停
止

陣取ノ後
馬ヲ放ツ
ベカラズ
馬ノ左右
ニ備フベ
キ道具

元和五年六月二日

七〇二

- 一 背軍法拔懸仕候者之儀、手柄仕候共、法度より可申付事、
- 一 組頭下知より隨ふるべき事、
- 一 陣をらひ停止之事、
- 一 人夫小荷駄之儀者不及申、少後荷持共、備はうち漏し候へ、見合次第成敗可申付事、
- 付、今度之儀者、御上使衆なと此夫共可在之間、其分目よく見分候之
事、
- 付、一日々、此分へ、腰兵糧も、右之儀定堅可申渡事、
- 一 何を我用所候共、路次うち陣屋よても高雜談停止事、
- 付、組頭法度申付候時者不苦事、
- 一 陣取候あ、馬をとりをち候へぬ様よし、おむるべき事、
- 一 馬之そを右之方と鎖壹本、左之方と甲はし物、よりたう、右之外へ道具
持を漏しき事、
- 付、具足著仕候時者、甲後可同前事、
- 一 又内之者騎馬乗所之事、

秀就出馬
押ノ時ノ陣

〔毛利家文書〕三

以上

右諸法度之所、少後違背仕候者之儀、子々孫々曲事可被仰付事、

吉川美濃守	毛利甲斐守	國司備後守	木原左近
毛利飛驒守	毛利遠江守	井原加賀守	阿曾沼土佐守
益田中守	益田河内守	毛利山城守	旗本昇
柳澤新右衛門尉		阿曾沼土佐守	

鉄炮惣之共

完戸但馬守

完戸但馬守組

鉄炮惣之共

完戸但馬守組

完戸但馬守組

鐵惣之共

元和五年六月二日

七〇三

元和五年六月二日

北村仁右衛門尉

惣之引馬惣甲

母衣

手廻鉄炮手廻弓手廻鎗手廻引

岩倉孫兵衛

使番

兒玉若狭守組

久佐將監組

兒玉五左衛門尉組

小性

熊谷丹後守組

清水信濃守組

桂美作守組

馬乗物具足甲馬印手鎗長刀陸之者馬

惣之具足櫃

完戸備前守

梓箱

渡邊太郎左衛門尉
○コノ陣押書ハ元和五年六月ノモノナラシ

七〇四

益田元祥
廣島出陣
備仕組

〔益田家什書〕

百四

〔朱書〕
元和五年六月十九日
紙二備仕組之次第
但廣嶋事之節

備仕組之次第

一大四半壹本

大谷權左衛門

萩孫右衛門

一昇拾貳本

下與右衛門

一鉄炮五拾丁

足達十左衛門

大谷多兵衛

一鉄炮五拾丁

増野藤右衛門

岩本七右衛門

一弓拾三丁

西尾勘左衛門

長井傳左衛門

一長鎗三拾本

椋六右衛門

戸田半兵衛

引馬

荒木瀬兵衛

一拾本鎗

十本

元和五年六月二日

七〇五

元和五年六月二日

- 一 持筒
- 一 持弓
- 一 對之鍵
- 一 甲立
- 一 指物立
- 一 十文字
- 一 長刀
- 一 笠持

三丁

貳丁

貳本

壹ッ

壹ッ

壹本

壹枝

壹ッ

境半右衛門尉

乘馬

馬上之者次第

但陸者三十

宗 齋 的

雲 齋

右 近

村田權之助

元和五年六月二日

澤村五郎右衛門
 栗山孫左衛門
 是迄ハ如此次第可乘、堀市郎右衛門
 是方乘こゝ、宇野孫七郎

道 述

長 右衛門

永井茂兵衛

上村彦右衛門

石津傳右衛門

平川南左衛門

淺見清左衛門

品川又右衛門

永井九助

境 孫兵衛

大谷掃部

元和五年六月二日

七〇八

以上馬之者三拾壹人

兩人乘所如是

- 栗山半左衛門
- 淺原藤左衛門
- 澤田次左衛門
- 牧正左衛門
- 波田神兵衛
- 波田八兵衛
- 多根長助
- 宅野内左衛門
- 宇頭權兵衛

具足むつ甲箱

せさと箱

この箱

くそり箱

下々せさと箱、具足むつ

元和五年六月十九日

〔村上圖書家譜〕

三

村上能登守元武

秀就岩國
ヨリ草津
ニ赴キ更
ニ廣島ニ
赴ク

一元和五年、福嶋正則御改易、藝州廣嶋城御請取之節、勢船數百艘、於防州岩國穴ノ口御軍船之隊伍を調、海陸之御行列を以至草津、秀就公御陣を被居候、廣嶋に御越被遊候節者、元武乘船に被爲召候由申傳候、

〔寛政重修諸家譜〕

四百二十六

龜井政矩

前（元和）五年、福嶋正則罪ありて國除

龜井政矩
ヲ推シ
テ廣島ニ
到ル

る、此とき、安藤對馬守重信、永井右近大夫直勝、御使をうせたるそりて、安藝國におをむく、此とき政矩病臥といへとも、乘輿して廣嶋にいさる、重信、直勝、其病此甚しきを見、居城よかへらしむ、これにより、家臣被して封地此境をまもらしめ、政矩を津和野にかへる、七月、重信、直勝、國中此法度被はる、伏見に赴き、政矩もまゝ病被治せ、伏見にいせり、重信、直勝、會之、○上下略、石津和野見龜井家譜、龜井系譜、異事ナシ、

〔石津龜井記〕

一元和五末五月、藝州廣嶋城主福島左衛門大夫正則有罪テ改易之節、城地爲受取、安藤對馬守様、永井右近大夫様、廣嶋御下向に付爲固、政矩公、乍御病氣御手勢被召連、廣嶋へ御出、安藤、永井へ御對面、兩使、政

元和五年六月二日

七〇九

元和五年六月二日

七一〇

矩公之御病氣ヲ被見受、津和野へ御歸、御保養候様被申述、其節、重臣多胡
主水ヲ大將トシテ被差越、左ニ、

多胡 主水

上下四十三人
組之者廿三人

牧 圖書

上下廿五人
組之者十九人

磯江 平内

上下十六人
組之者十四人

芝崎 式部

上下十六人

山下 清右衛門

上下十六人

草刈 三郎右衛門

上下十二人

池田 久兵衛

上下九人

進 伊助

上下八人

村上 孫兵衛

上下八人

石井 五郎右衛門

上下七人

村尾 太兵衛

上下七人

中小性

大小性

鉄炮足輕

兵糧始世話役 惣勢七百人

右之通殘シ置、津和野へ御歸城、七月中旬、安藤、永井、城地受取相渡、國中仕
置ヲ定而被引取、寛政重修諸家譜、石見、津和野、見、龜、

〔寛政重修諸家譜〕

五百

建部 政長三十一

(元和)

五年、福嶋正則ヲ領國を除ク

建部 政長
廣島ニ赴ク

池田 長幸
備後三原
城ヲ請取ル

山崎 家治
三原城ヲ
守ル

池田 重利
鞆城ヲ守ル

〔寛政重修諸家譜〕二百六 池田長幸備中 五年、福嶋正則ヲ領國を除ク
ル、此とた、仰をうゑて備後國ニ赴き、三原城拔うゑとす、こをまもる、

下略上

〔寛政重修諸家譜〕

四百三

山崎家治甲斐

(元和)

五年、福嶋左衛門大夫正則所

領沒收せらるゝに、仰をうゑたるを、備後國みおもむき、三原城を
守衛す、上下略、成備、山、

〔寛政重修諸家譜〕

二百五

池田重利越前

(元和)

五年、福嶋正則ヲ領國を沒收

せらるゝ、乃とき、松平宮内少輔忠雄に屬して、安藝國廣嶋ニ赴き、乃ち備後
國鞆乃城を守衛後、下略上

〔小笠原忠貞年譜〕

一

(元和)

五年己未、公二十四歳、

六月、江戸ニ於テ、福島左衛門太夫正則ヲ御改易アリ、此節正則、江、茲ニ、因テ、
戸ニ在府也

元和五年六月二日

七一一

小笠原忠政
明石所ヲ
岸邊ノ海
テ船ヲ檢
航船ヲ通
ス

元和五年六月二日

七二二

正則ノ領國安藝備後兩州ヲ受取リノ上使兩人其外御役人右ノ兩州江往
キ、廣島、安藝備後福山、兩城ヲ受取ラル、此時公、上意ヲ蒙ラレシハ、兩國ヨリノ上
リ船明石前ヲ通ラバ、コレヲ改ムヘシトノ御夏也、茲ニ因テ、公、急ニ京都ヨ
リ明石エ歸邑シ給ヒ、早速評議アリ、明石前ノ濱邊、大倉谷ノ明石ノ濱邊、船木
ノ西ノ濱邊、藤江、明石ヨリ半里ノ西ノ濱邊、鹽屋、明石ヨリ半里東ノ濱邊、以上五箇所ニ
假リノ番所ニ、二間ハリ十三間計リニ、其一方ノ隅ニハ二階ヲ揚ケ、惣屋根
ハシナリ、番所ノ廻リヲ取リ立、外向キニハ幕ヲ打ち、前ニハ長柄鎗五十本立
並ヘ、番所ノ内ニハ弓鏡炮ヲ飾リ置キ、二階ニハ大筒二挺仕掛ケ置ク也、五
箇所共ニ、其次第同フノ、過不及無シ、

明石前番所ニ、犬甘半左衛門久知詰メ、相從フ士卒大勢也、

大倉谷番所ニハ、二木正右衛門政定詰メ、相從フ士卒大勢也、

船木番所ニ、小笠原主水政俊詰メ、相從フ士卒大勢也、

藤江番所ニ、小笠原隼人政直詰メ、相從フ士卒大勢也、

鹽屋番所ニ、春日淡路信次詰メ、相從フ士卒大勢也、

右五箇所共ニ、番所ノ下ニ用船ヲ置キ、夜白朮ニ沖ニ通船アレハ、士二人並

細川忠興
出兵ノ用
意ス

遂ニ兵ヲ
出サズ

足輕兩三人充彼用船ニ乗リテ、通船ニ出向ヒ、其船ヲ番所江引キヨセ、廣島
領ノ者カ否ヤヲ穿鑿ヲ遂ケ、彼地ノ船ニ非ラサル證據ヲ見届シ上ニテ通
ス也、

福島家ノ一件相濟ミ、上使ノ各上京ノ以後、公江御奉書ヲ以テ、明石濱邊ノ

假リ番所皆々引キ拂フヘシトノ儀ニ付、五箇所ノ番所ヲ引キ拂ヒ給フ、夫

ヨリ日ヲ經スノ、公上京シ給フ、○笠原系大成附錄、略同ジ、小笠
原忠興一代覺書、異事ナシ、

〔細川家記〕

忠興九 一五月八日、○中略、忠興、秀忠ノ上洛ヲ伏見ニ出迎フ
ルコト及ビ正則處罰ノコトニ依リ、忠興、

歸國ヲ猶豫スルコトニカ、ル、五
月二十七日ノ條及ビ上ニ收ム、

右之通ニ付、福嶋氏之居城爲受取、九州之人數被遣候事も可有之候、其覺

悟仕候へと、六月十二日、豊前へ御下知有、此船參著次第、爲御陣用意、八木

五千石、御家中へより付借し可申候、彌御人數被遣候ニ極り候ハ、重而

銀百貫目御貸可被成候、一左右を可相待旨被仰遣候、廣嶋の城を、主人よ

りの下知なくハ渡をまじき由申候へ共、追而正則、自筆を以、城可渡由、留

守居の侍共被申越候間、御人數被遣こも不及候也、

〔茂木文書〕

○三羽後

元和五年六月二日

七二三

佐竹義宣
正則國替
及廣島
開城ノ
ト茂木
筑後ノ
ズ報

元和五年六月二日

以上

遠路爲見廻与預脚力本望至候、爰元相替儀無之候、福嶋太輔、津輕へ國替被仰付候、○中略、津輕信枚轉封ノコトニ廣嶋之城、當廿五日ニ相渡候、誰ニ被下候共、于今無御沙汰候、八月末邊までハ御逗留被成候様ニ風聞ニ而、替儀も候者、重而可申越候、恐々謹言、

六月晦日

義宣(花押)

茂木筑後殿

〔高山公實錄〕

三十四 同六月二日、福嶋正則封除也、○中略

古記

書狀披見候、○中略

一福嶋大夫殿手前、いつとも御詮次第ニ相濟、兩國并廣嶋之城も相渡候間、氣遣存間敷候也、

七月六日

(藤堂高虎) 御判

藤堂主殿介殿

加納藤左衛門殿

藤堂高虎
正則ノ處
罰及廣
島開城ノ
ト茂木
筑後ノ
ズ報

○正則、廣嶋城ヲ修築シ、家康ニ懌バレズ、之ヲ毀ツコト、慶長十四年七月二十九日ノ條ニ、幕府、正則ヲ信濃川中島ニ移シ、四萬五千石ヲ賜フコト、本年七月二日ノ條ニ、紀伊和歌山城主淺野長晟ヲ廣嶋城ニ移スコト、同月十九日ノ條ニ、池田忠雄ニ正則ノ舊第ヲ賜フコト、七年三月是月ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔福嶋家系譜〕正則

一正則江戸屋鋪

上 やよほりし 當時松平伊豫守屋鋪

中 あこの下 當時松平隱岐守屋鋪_{于常}

下 みしぬ町 當時増上寺東三島谷邊之由、鍋島、福嶋兩屋鋪有_{緒有之付、屋鋪乎分而遣之、就夫三軒之屋鋪依有之、稱}

三島町與當時、増上寺可成三島谷邊、其以前町名不知、稱

〔慈眼大師年譜〕

六 (元和五年) 六月、福嶋左衛門大夫正則御制法ヲ背ニ依テ、安藝備

後二州ヲ沒收セラレ、信州川中島配流、

御旗本に、福嶋左衛門と申仁、天保十亥年語云、我等先祖正則者、慈眼大師

元和五年六月二日

七一五

正則僧天
海ノ助言
ニ依リ改

七一四

易トナリ
タリトノ
説

戸川達安
安藤重信
永井直勝
將帥ノ命
ヲ蒙ル

竹中重義
廣島ニ赴
ク重義正
則家臣ヲ
慰撫ス

城兵重義
ヲ軍將ニ
迎ヘント
ス

重義正則
重義正則
シテ城中
クノ士ニ
授

幕府ノ有
司等重義
稱ノ智謀
ヲ

黒田長政
安藤重信
道爲メニ
請ス普
藤堂高虎
細川忠興
贈答ス

廣島城ノ
沿革

元和五年六月二日

御助言ニ而改易に相成候、御當山に者むはむきの家也、○下

〔戸川家舊記〕 達安

一同五（元和）己未年、福嶋正則持國被召上、安藤對馬守、永井右近、戸川肥後守蒙三將帥上意、于時五十三歳、○寛政重修諸家譜、其他諸書所見ナシ、

〔豐府聞書〕 五

第二十七世竹中采女正豐臣朝臣重興（重興同シ）元和九年、安藝國廣島城主福島左衛門太輔正則依隱謀、天下大老等胥議而、使福島正則謀之、速配流信州川中島、于時廣島長臣等在國大怒、急調軍器、因護城壘、因之府主重興且隣國近郡諸將等奉關東命、各成軍粧、艘艦而皆赴藝州、到于嚴島、日々胥議軍事、豐府采女正會與福島氏親睦厚、福島家臣同焉、故重興密欲謀和親、先諸將進于廣島城、諸將之軍船各旅陳于隣浦、然城兵曾知重興有智謀、急胥議而欲使采女正吾爲軍將、重興聞之巨駭キ、及夜半密出城、乘船逃去七里、到于隱渡、與諸將日夜議軍謀、又少兵而到于廣島、一僕而入于城中、以謀語說和睦事、時城兵一同云、不得君命者不能敢附城、因之重興馳檄書於關東、急誦正則之書、書或謀也、以授廣島城士、至是時、城兵和睦而皆悉出城、即附郭郭於采女正、各赴諸州、諸國之諸將各歸于領地、重興特留監城中之事、到武州江府、拜謁台

德院殿、時天下大老等稱采女正之智謀、然後重興發武陽江府、歸豐府城、○豐

〔細川家記〕 十五

一五月八日、○中略、忠興上洛、正則處罰ノ又一書、此節之上使安藤對馬守重信居城上、高崎、、黒田筑前守（長政）、別而之知音なきハ、馳走の爲道を付ウヘ、番を置、人留被仕候事、世間ニ其隱（高虎）なき無りなれハ、藤堂泉州よりの狂歌よ、

關の戸をとむれハ黒田の果てひらうて走るいまの百姓
忠興君御返し、
イニウヘらぬ

と云々、安藝廣嶋の城受取ニ筑前の方御通り可有様も無之候、江戸ニ而の事なるよヤ、此所之本文ニ除申候、いつきの年ウ、忠興君豊前江、江戶へ御出之時の御記行之内ニ、右之御贈答有之候、御附録ニ出し置、尙委可考、又説ニ、正則の家士廣嶋の城ニ楯籠由風聞有之候間、忠興君廣嶋ニ赴ると有なとハ、大なる誤也、

〔藝藩通志〕 六

元和五年六月二日

安藝國廣島府一 城地 按、當城ハ毛利氏、黒田如水の

區劃は遵ひ家臣二宮信濃をして董役とし、天正十七年己丑經始あり、京都聚樂、二條の姿をう倅せりといふ、同庚寅正月を興し、先づ壕塹を鑿ちて城地を高くせ、又竹屋川、西堂川をうがち海に通し、木石舟運の便とせ、(十九年)辛卯の年、壕塹成就せしむ、文祿二年癸巳に至りて、土木の工を竣るといふ、(或云、慶長四年、落成せ、又云、城樓など、多し、毛利氏の時、成らざると、郭の堵塹など、福島氏の時、至りて漸く備りたりと、さきば文祿の年、悉く成就せらるゝい、)

正則ノ時ニ至リテ全備ス

〔藝藩通志〕

城五十五五十五 安藝國佐伯郡六六 龜居山 小方村より、或は圓通寺の城ともいふ、慶長頃、福島正則の弟伯耆所居、樓櫓壕塹の址は黒川村分

より存せり、

備後三原城

〔藝藩通志〕

城十一十一 備後國三原府一 當城は海を後よして、前は櫻山より面

ひ、東西より市を開き、城闈は其間ありて、往還の要路に當れり、此城小早川隆景の築く所にして、城の成るは、天正八年まゝ十年ともいへり、思ふに隆景、(中略、隆景ノ事蹟)慶長二年、此城より卒去ありしといふ、同し五年、福島正則藝備を領し、その子正之をして當城を守らしむ、(一説は、家臣福島丹元和五年已後、我藩の老臣淺野氏の世守となりぬ、)

備後五品嶽城

〔藝藩通志〕

城二十二十 備後國奴可郡五 五品嶽 川西村より、天正中、宮

景盛より老臣渡部内藏所居、其後佐波越後、石見より來り居、福島の時、長尾隼人居守、(ハ、コノ書ニ東城トナル、)

備後尾關山城

〔藝藩通志〕

城三十一三十一 備後國三次郡五 尾關山 比熊山の南麓より一小

岡より、福島氏の時、家臣尾關石見正勝これを守る、故に尾關山とよぶ、(諸書ニ三次城トナルハ、コノ城ノコトナラン、)

備後古城山

〔福山志料〕

古蹟二十六二十六 鞆津 古城山 鞆浦志、六郡志等云、南北四十間、東西

六十間餘の孤山也、もと城郭ありといひ傳へたり、舊記をなし、(略、)慶長初、福島正則知行し給ひ、此浦を枝城よえらひて、此山の寺社を中山比麓に移し、地をならし、石を疊ぎ、三重此天守をとり、大手、櫓等出來いまゝ半なりし時、一國一城乃命ありて、天守を滾ろし、櫓をさけて、平城山となりぬ、福島の臣大崎玄蕃、其後を奉行して、元和年中迄ありしに、水野家、此國を知行し給ひ、長子勝俊、まへし此浦におそは、(ハ、コノ下略、諸書ニ鞆城トナル、)

〔備陽六郡志〕

外篇 川北村 安那郡一 紅葉山 古城地みて、山上より石壘殘り、山名宮内少輔築之、(略、)慶長五年、毛利輝元、石田三成より一味ゆへ、備中、出雲、

城普請半ニシテ一國一城トナス

備後神邊 正則ノ妙慶 城正則ノ妙慶 提正則ノ妙慶 院正則ノ妙慶 明智光秀ノ増譽 妙慶院ノ住職トナ

元和五年六月二日

七二〇

伯耆、石見、安藝、備後を被召上、周防、長門をかり、藝備を福嶋左衛門太夫正則に被下、正則の臣福嶋丹波神邊の城主より、略

〔藝藩通志〕

八寺院 安藝國廣島府三

妙慶院

戒善寺東隣あり、海雲山來

迎寺と號し、舊尾長村に在て、來迎寺をのみ稱せ、慶長五年、福嶋氏より移して、寺領百石又三石を施し、香花場とし、僧増譽を任持たらしむ、増譽智光秀子光秀の時僅二歳長して僧と居たり、正則母氏の法諡を妙慶といふ、是を以寺名とせ、其時、寺の四境に猶ひろしと見ゆ、福嶋氏國除られて後、當寺も漸く衰縮す、寶曆中、本堂及び堂塔火災あり、享和中、まゝ焼亡せ、つゞて再建す、境内觀音堂あり、傳へ云、此觀音はもと瀬戸浦光明坊あり、福嶋氏の息女病臥し、夢寐に感得し、よりにて城内に移入しを、後當寺に寄せらばとあり、又當寺洪鐘の銘を見るに、播州明石郡林崎郷濱御瀧寶前此物、寶徳己巳所鑄と見ゆ、傳云、福嶋氏船にて播磨洋を過し時、忽ち船停りてゆるげ、惟て海底を探しめなれば、此鐘及び藥師木像を得たりと、承應寶曆再ひ火災に逢ひ、鐘鳴を失ふ、寛政中改鑄る、藥師像は今移して淨念寺よりあり、

江戸ノ福島橋

正則ノ持城

廣島以外ノ諸城ハ其ノ外ニ破テ存ス

〔府内備考〕

九十二芝之五

青龍寺門前

一石橋渡間四尺、兩袖除幅右同斷

右往古福嶋左衛門太夫様被懸候由こ而、里俗福嶋橋と相唱申候、且右橋破損之節者、新規修復共、最寄武家方様、兩門前町共組合、右之出銀仕候、但切通坂下櫻川に懸有之候、

〔福嶋太夫殿御事〕

一安藝、備後兩國の山奉行衣非伊賀と申者一人被申付候、扱太夫殿安藝、備後兩國境折々見被申て、周防之國境小方と申所新城

をこしらへ、福嶋伯耆おかれ候、出雲國境三好と申所に新城をこしらへ、小關石見守被置候、又伯耆國境にも新城拵、山路久之丞指被置候、備中國境かん鍋鍋と申所、古城を取立、福嶋丹後入被置、備後之友と云所新城取立、大崎玄蕃被置候、備後三原之城に刑部少殿被置、廣島に主之居城、よて候、如此城々拵被申候、自然國之さへきに、在々庄屋、組頭人まち取、矢念へ入置、一きをおこさせましため之由、日比御申事、右新城、家康公御聞被遊、とかく一國一城之外に、堅法度被仰付に付、太夫殿五ヶ所新城、天守、矢倉、堀こわし、石垣其儘おかれ、城主何も平屋敷に成候、

元和五年六月二日

七二一

正則廣島
城普請ノ
コトヲ本
多正純ニ
告ゲ

正則普請
ニ著手ス

秀忠久貝
正俊堀田
正吉普請
ニシツキテ
問ス

新則家臣
命新上使
命新上使

ニ從ヒテ
ム登城セシ

新兵衛正
意則承ノ
ヲ述ブ

秀忠正則
ノ罪ヲ免
シ普請ノ
箇所ヲ破
却セシム

秀忠上洛
正ノ際阿部
命内命

元和五年六月二日

太夫殿御身體果候次第

七二二

一 明^(元和四年)る午の年五月に、太夫殿へ御暇出、歸國之刻、本田上野殿を御頼、廣島の城大水に破損仕候間、普請仕直し申度候、此旨被仰上被下候様に頼置、歸國被仕候、上野殿、折を以可申上由被仰候、其秋も太夫殿を、右之通被仰上被下候様に、飛脚を以御申遣候得共、又其節も、折を以可申上との御返事に候然處、^(元和五年)明る正月廿四日、普請に取かゝり、矢倉へい打こわし、石垣をつき直し、二月中に、大分の普請過半出來、三月九日に、はや參勤とて、廣島出舟被成、江戸へ三月下旬に參勤被勤、早速御目見へ被成候、
一 四月廿一日、酒井雅樂頭殿、本多上野殿、土井大炊殿、安藤對馬殿、此四人御寄合、^(自付)久貝忠左衛門殿、堀田勘左衛門殿、^(西九日付)二人を御使、^(正吉)て、上様上意に、御法度をやふり候て、廣島城普請、何とて被仕候哉との上意の旨御申渡し候、太夫殿被申候様へ、其座に上野殿も御坐候哉と被尋候、中々上野殿も御入候と上使被仰候へ、扱へ上野殿も其被仰分に候は、申分へ不罷成、私え、腹切申候、外無御坐候、四人之衆も此段被仰候て被召様に御申、^(殿アルカ)太夫殿内用に付、新兵衛と申者を呼被申、御上使之御供仕參、太夫御請

の次第爲無相違、新兵衛遣し申候、又御上使へ申上候、只今之通、少も御つくりいなく、四人之衆へ被仰上可被下候、爲其、乍慮外、新兵衛ヲ指越候由にて、新兵衛御上使と御供仕、御老中之御前へ罷出、新兵衛へ前々御存知之者にて候、右太夫殿御請之通、少も無相違被仰上候、新兵衛も只今申上候通、少も違へ無之かと、上使御とい被成候、新兵衛、少も違無之と申上候、四人の御老中、何共御あいさつ無御坐候、少間御座候て、土井大炊殿被申候へ、太夫殿も、又何とぞ御請の被仰上様も可有御座候と計御申候由、新兵衛罷歸、右之段太夫殿に申上候、右廿一日之御請之後、何とも上意無御座候、同廿五日の晝時分に上意に、左衛門太夫義、我等へ、忠節無之候へ、共家康公に御忠節被致候間、今度之義御免し被爲成候、新普請之所破きやく仕候得との上意にて、忝と被申上、御老中に御禮に被參、御目見之儀へ御指圖次第、可罷出と被申候、扱國早飛脚并知行取四五人被申付、件之新御普請之所破きやく、矢倉、石垣くつし、石垣石三つなみ残り、こわし候様、被申付候に付、右之通打崩し申候事、
一 其後終に太夫殿御目見へ之沙汰も無御座候、然る所、上様五月八日四

元和五年六月二日

七二三

正則ヲ受ケテ
フ則ヲ訪

正則其子
忠勝ヲシ
テ上京セ
シム上則
忠勝正則
ノ身正則
憂フ上則

秀忠ノ第
忠勝ノ第
臨ミ正第

則國替ノ
命ヲ傳フ

正則ノ家
臣等ノ家
籠城ノ家
ニ必死シ
テス

竹中重義
小倉正次
上使トシ
テ安藤ト
丹波福島
招

元和五年六月二日

七二四

つ時に御上洛被爲成候、其節、太夫殿に御氣遣御用心之故歟、御上洛御發
足之砌、太夫殿に阿部備中殿爲御見廻御出、拙者に御留守被仰付候とて、
緩々と御咄し被成候、ついよいつも御咄緩々被成候事無之、晝時分迄御
咄候て御歸候、

一 太夫殿惣領備後殿、其節國に被居候所、太夫殿從江戸被申越候へ、上様
御上洛被遊候間、其方も小勢にて京都に上り候様にて被申越候へ、備
後殿に上り申間敷と被申、家老共申候へ、太夫様を被仰越候間、是非御上
り候へと申候、煩に仕、上り申ましく、兎角太夫身體無心元候、御目見も不
被仕候故、何共合點不參候間、上り申間敷と御申候、一家老福島丹波申候
へ、御煩と被仰付候ても、當代之御仕置、江戸風に、物毎急になく、いかよ
もまづめ長く御分別被成候間、壹年二年御煩と被仰候ても、埒明申間敷
候、殊に太夫様江戸に御座候、御捨置候て、御一人の御存分にも難被成御
事候、是非御上り被成御尤と、達て申に付、何も左様被存候は、可登とて、
追付被罷登、京都けんん寺の屋敷に居被申候、備後殿、京都よて御目見
へ無御座候、然る所に、六月九日に、京都にて備後殿へ御上使御座候、津輕

へ國替仕候様にと被仰付候、備後殿御請、私に未家督を不被仰付候間、
左衛門太夫方へ御諛之趣可申遣と、御請被申上候へ、亦重て御上使、
太夫方へ此方々被仰遣候間、其方々申遣し候よ不及候との御事よて御
座候、

一 國替と被仰出候義、はや廣島に聞へ、家中惣町さわき志ん動仕候家老々
太夫殿備後殿、飛脚遣候へ共、中々舟留きひしく、主從の通路一圓不能成
體にて、其上周防の岩國に御人數を取寄、出雲、堀尾山城、殿人數廣島國
境迄參候、東へ備中の國笠岡と申所、人數大分相見へ申候、廣島家中の
侍共、何も覺悟可有とて籠城仕、本丸、二丸、三丸、所々持口を割合定、太夫殿
備後殿に切腹被仰付たるものにて可有、此上へ常よ拵被置候城に引込、
天晴御人數引請、働死よ可仕と、はかねをあらし、兵糧、玉藥に事かく事無
之候へ、おそろく、つじに仕間敷と、皆すゝみ罷在候、御人數兩國へ
ふみ込候へ、町に焼拂可申候間、町人共、家を明させ申、籠城之義達上
聞して、竹中采女殿、小倉忠右衛門殿、上使に御下し候、廣島の様子御氣遣
思召候哉、七里御隔候て、おんとの瀬戸と申所迄御越、夫々福島丹波方へ

元和五年六月二日

七二五

福島式部
吉村又右
衛門等召
到應ジテ
重義等ノ
訊問

被仰越候ハ、廣島籠城之由達上聞、太夫殿江戸に有、備後殿京に罷在候、何
者を大將に仕籠城仕候哉、承候へと上意候間、丹波、わんとまで罷出候様
にと被仰越候、丹波御請に、可罷出候へとも、家中町中明屋に仕候故、いた
つら者惡道仕候に付、仕置に付て不罷出候、則此四人之者共様子可申上
とて、則福島式部、水野次郎右衛門、大橋茂右衛門、吉村又右衛門、此四人を
わんとの瀬戸迄出し、申候、扱竹中采女殿、小倉忠右衛門殿、四人の者に被
仰候ハ、廣島籠城之儀達上聞候、何者を大將に仕籠城仕候哉、様子承候様
にとの上意候、四人の者共申候ハ、籠城之儀ハ上様ハ被仰付候と奉存候、
子細ハ、太夫殿ハ江戸に罷在、備後ハ京都に罷有候所に、國替と被仰付、家
老共ハ見廻に遣候飛脚をも舟留人留被成、主從の通路もされ申候、其上
西東ハ御人數向させられ候上ハ、定て太夫、備後切腹被仰付、殘る侍、下々
迄御退治可被成様子と奉存、籠城仕候、何者も大將も無御座候と申候、上
使衆被仰候ハ、所々にこくもん懸け置候儀ハ、何たる事ハ候哉と御尋候、
四人の者申候ハ、あれハいたつら者共、明屋の戸、たて具を盜、種々の惡道
仕候ハ付、首を切、こくもんにかけてさせ申候、此段ハ御所あらさせ申間敷

元和五年六月二日

七二六

式部等正
則ケテ開
受ケテ開
城スベキ
ヲ答ヘ且
寄手ノ入
國ヲ拒ム

重義式部
等ノ請ヲ
納ル
丹波等謀
ヲ判ノ杞
憂

ために候、太夫に國替被仰付候儀必定に極候ハ、太夫方ハ、城渡し候へ
と墨付參候ハ、たとへハ御人數御寄被成に不及、御兩人之御内衆ハ成
共城渡し可申、無左候てハ、上様御馬出候共、中々城渡し申間敷由、丹波共
外家老共、侍共、ともに右之旨申候と申、上使御衆御申ハ、左候ハ、太夫殿
墨付可參間、其分心得可被申と被仰候、又四人之者とも申上候ハ、城下に
いたつら者多御座候、自然火を付申儀可有御座候、萬一火事出來の時ハ、
手あやまちと思召候て可被下候、又太夫墨付不參候内ハ、寄手の人數兩
國ハふみ込不申候様ハ被仰付可被下候、左様に無御座、御人數入籠候ハ
、城をかさり可申候、然上ハ墨付にも搆不申、御人數引請、死働に可仕候
と申上候へハ、上使衆、尤と被仰、扱上使衆方何も寄衆へ御使被遣候、廣島
の城、太夫殿墨付參次第に城渡し申筈相極了候、其内兩國へ人數を入候
ハ、主人御身體果可申候との御觸狀被遣候、
一太夫殿墨付に自然にせ判、杯有之候、能念入可申儀と申者御座候、丹波申
候ハ、いや、左様にてハ無之候、にせ判よて御座候ハ、猶々城渡し可
申、天下取、箇様に主もあき城に籠城仕候ハ、手おち被成、にせ判ふと被成

元和五年六月二日

七二七

眞鍋五郎
右衛門村
上吉右衛
門等決戦
ヲ覺悟ス

籠城ノ際
逃亡セル
モノ

廣島侍

元和五年六月二日

七二八

候は、末代迄の悪名可爲と申候、扱前々妻子共城へ籠候節、眞鍋五郎右衛門、村上吉右衛門覺悟よ、妻子を籠置、我等共、あ乃西を寄來る人數を、未陣所を取堅めさる内、打て出、火花をちらし、四方八面に切て廻り、切死可仕とはかみをならし罷在候、

一籠城の前、國替と聞へ候時、侍共之内に申候、此上ははや覺悟可仕候、舟杯自由成内に、妻子を召連、早く立のきたるがましと申、思ひくに出船仕候衆多候、此者共、後にさまく、りよ成、身體有付不申、先廣島の侍

河井三郎右衛門	松崎龜右衛門	水野勘四郎	同半兵衛
同平助	瀧波次右衛門	常川角右衛門	星野半介
太田二右衛門	同萬介	青木主水	奥田二郎兵衛
山田太郎左衛門	中島九八郎	武藤八兵衛	牧野五郎右衛門
山田文右衛門	播磨善加	下野藤助	神部太左衛門
松岡猪右衛門	辻野十左衛門	箕浦十右衛門	越知平右衛門
武部介兵衛	坂部清兵衛	澤居右京	竹居加兵衛

三原侍

三次侍

矢島三十郎

合廿九人廣島侍

正村少右衛門	栗本内藏	和田清八郎	安田平三郎
岡田加介	小谷市右衛門	右六人備後之三原侍	
山口半平	梶田多左衛門	伊藤茂介	瀧忠介
武藤三右衛門	太田彌左衛門	野間理兵衛	杉原喜左衛門
久貝七右衛門	山田彌十郎	太田少左衛門	中島理右衛門
青木四郎兵衛	伊藤五郎兵衛	笠部少藏	鈴木勘兵衛
足立喜右衛門	鶴見市右衛門	右十八人備後之三好侍	

惣合五十三人廣島かけ落、さまく、りとして、後日男に不成候事、

一牧野駿河守殿ハ、太夫殿小まうと故、正則ノ夫人ハ、則爲上使、江戸へ早乗物よて、太夫殿へ墨付取に被遣候、江戸へ御著、太夫殿ハ廣島之様子御物語被成候、太夫殿御申ハ、我等留守之儀常に堅く申付候間、左様にも可

牧野忠成
上使トシ
テ出府シ
正則ノ手
書ヲ徵ス

元和五年六月二日

七二九

有之、最早此上、備後も切腹仕候て可有之、國之侍共も我等へ之奉公、御人數引請、燒働に果候へと申付候にて可有之候、併我等之所存も御座候、子細ハ、右之通申付候は、太夫がむほんをたくみ、あらはれ、身體果てなと(秘脱カ)評判仕候へハ、口惜義共、其時たれ申分仕候てくれ候仁有之間敷候、其上我等壹人之分別にて數萬人殺し候段も不便に存候、只今我等分別にも、何といたしかたあき由御申候、駿河守殿御満足に思召、扱々存たるよりやわらか成御申分、仕合哉と思召、被仰聞之通、一々御尤に奉存候、如仰籠城を其儘被仰付候は、逆心御わらはれ被成、御身體果候段、後々可申候へハ、其時に至り、誰申分仕者有間敷候、其上無御如在段、後にハ御晴可被成候儀に候へハ、兎角城御渡し被成、御國替信濃へ御越、御尤に存候とて、色々御申候へハ、太夫殿、尤にて候、貴様迄成共、申度義とも色々御座候へ共、此上ハ申候ても不入事共、扱城渡し候へとの墨付を認め、駿河守殿へ御渡し、扱又太夫殿妻子の義を、則駿河守殿へ御引取可給候、此上ハ何方に可罷有も不知事に候、左様之節、妻子子供、方々仕候事、見苦敷義候間、駿河殿へ渡し候とて、御渡し被成候、扱駿河殿、墨付請取、急上京被

正則忠成
ニ手書ヲ
授ケ妻ヲ
ヲ託ス

忠成正則
携ノ手書ヲ
上テ

京ス重義等正
則ノ手書
ヲ城兵ニ
授ク

廣島開城
正則夫人
牧野氏
去ス

成候、竹中采女殿、小倉忠右衛門殿、本多縫殿(縫殿)、右三人廣しまね御越候て、家老共に、太夫殿墨付御渡し持參申間、城渡し候様よせ御申候、家老共、尤城渡し可申候へ共、今六七日御待可被下候、武道具ハ出し申間敷候、金銀を船場迄出し可申と申候へハ、左様よ長くハ成申ましく候、一兩日ハ待可申と申候得とも、達て御わび申上候て、五日金銀出し申候、六月廿九日之曉に、右之墨付を請取、城を渡し申候、太夫殿御前も、廿九日曉、舟著迄出被申候、明廿日之朝、海善寺と申寺に御前の御袋御いわい有ゆへ、御暇乞とて被參、本多縫殿殿ハ御前と一ツゆへ、侍一人、縫殿殿ハ御呼、女房達へ乗物(乗カ)に御のり、以かよもひそかに、女房立よも御知せなく、右の寺へ被參候、其跡にて女房達申候ハ、御前様を、縫殿殿ハ人御越、御盗出し被成候と申、扱もと驚さわき申事に御座候、丹波此由を承、縫殿殿(縫殿)使に、大橋茂右衛門、吉村又右衛門兩人を越候て、日比太夫と御知音被成候所に、去連ハ御ひきやう成被成様とて、散々に腹を立申遣候へハ、御前ハ、右さわき御き候て、急御歸道よて兩使に逢候て、供仕罷歸候、扱御前ハ、六月卅日朝御出船之筈よ候へ共、右之さわき故、鹽引船出不申故、明る七月朔日巳の刻

元和五年六月二日

七三二

福島丹波
牧野氏乗
船ヒテ
從ス

安右衛門
開城以前
妻城ヲシ
妻出城セ

の鹽に御出船被成候、丹波も小關監物、黒田藏人、其外組頭衆乗舟、金銀を
つみ、御前之供仕罷上候事、

一 黒田藏人ハ、高橋安右衛門組頭故、藏人追付候て、京ハ罷上り可被懸御目
と暇乞仕、妻子舟にのせ、(歌)は村と申舟著之在所に妻子置、京都ハ罷登り、
備後守殿ハつき候て罷在候、

一 城未渡し不申節、高橋安右衛門と申者、妻子をくむ村と申所へ可遣と存、
竹中采女殿、小倉忠右衛門殿へ其段申上候へハ、御兩人ハ御狀被下、其御
狀を、くは村へ未妻子遣し不申先へ遣置、扱妻子遣候、文體如左、

今度太夫殿御國替に付、御内之竹山長左衛門、横田加兵衛、高橋安右衛
門、萩五郎兵衛、右之西人之妻子其元被居候、少も不苦仁ハ候間、心安宿
を借可申、夫ハ何方ハ被參候共相違有間敷也、

六月廿七日

竹中采女

小倉忠右衛門

(從西)
さい郡の内
くは村
年寄中

一 八月上旬、太夫殿ハ家老、組頭共の方へ御狀被下候、我等年寄つれにて、

正則暇ヲ
家臣ニ遣
シテ他家

ニ仕ヘシ
ム

各牢人いたさせ申候儀無是非候、組中侍共暇を遣し候間、身上のかせき
可仕候、先々ハ我等も狀そへ可申候間、身體かせき可申候、右之通念比に
御狀給候、

一 廣島侍共色々在之に付、高橋安右衛門ハ、(殿アル)前後組頭之狀如此、

尙々、太夫様ハ各義御尋候義も可有之候間、左候ハ、左之通可申上
之、

一 筆申入候、今度廣島さわきの刻、女子御こめ被成奉公振、其上御上様御
出船之刻迄御見届け被成候段、感入存候、殊に京都へも御上り、備後様へ
御見廻被成候段、きとく千萬に候、以來何方に御座候共可申合候、爲其一
筆如此御座候、恐惶謹言、

八月四日

黒田藏人長

高橋安右衛門殿

〔福島正則記〕

福嶋左衛門太夫正則進退没落之覺

權現様御他界四年目、元和五年未之歲也、左衛門太夫國元廣嶋之城、蛇多
く出、石垣ヲ崩し、櫓ハ破損、及候に付、正則、本多上野介と別て入魂故城

正則城普
請ノコト
本多正

元和五年六月二日

七三三

純ニ議ル

正則再ビ
重義ニ議

世人正則
ニ同情ス

秀忠阿部
正次ヲシ
テ正則ヲ
詰問セシム

幕府特ニ
正則ノ罪
ヲ宥ス

元和五年六月二日

七三五

普請仕度旨及相談、上野介被申ハ、少計之義ニ候間、言上に及不申候、内證
 以て普請被致候得と被申候、太夫義ニ御老中ニ承可承と申候處、上野
 介夫ニ不及由被申候、然共爲念竹中采女正其比御目付致候ト付、○本書目付ト
 ナスハ、誤内意を承候處、采女申候ニ、上野殿御老中へ窺ニ不及候由申候
 間、其通ニ致可差置と也、其時分ハ上野殿威勢つゝき故、何事も上野殿差
 圖を守り候、依之任其意、内證以て修理被致候處、御法度之城普請仕候
 とて、却而上野介被申上、進退崩し申候、廣嶋へ御使ニ參候衆、後被申候者
 僅成る普請以て如此之義、痛敷夏之由被申候、畢竟上野介殿之佞人以て
 候、太夫其比ニ七十餘歳○元和五年、正則五十九歳ナリ、本以て候、台徳院
 様、未歳（元和五年）二月、公家衆參向ニ付御對面被遊候、勅答之節、近日御上洛可被成
 之旨、禁裏へ被仰上候、就夫御上洛之義不圖被仰出候由也、同三月末、四
 月初、阿部備中守を爲御使、福嶋左衛門太夫櫻田之屋敷今松平隠岐へ
 被遣候、此時太夫在江戸也、上意ニ、今度城普請仕、不届ニ被思召之由也、太夫御請
 上候、是ニ内々之入魂故以て可有之候、其後猶又備中守御使ニ而被仰付

上意ニ、城普請仕、不届ニ被思召候、餘人以て候ハ、急度曲事可被仰付
 候得共、左衛門太夫義、相國様へ御奉公被申上、御忠節之人以て候間、御赦
 免被成と也、太夫御暇可被下候間、國元へ罷下り候様と被仰出候、太夫
 御請ニ、難有奉存候、併近日御上洛之由承候、江戸御留守居仕度旨申上候、
 御目見ニ無之候、

一 御上洛御日限相究リ、御發駕之砌、阿部備中守義ハ御跡番被仰付候、御發
 駕之時、備中守、太夫宅へ見廻ニ被參候、御跡番以て候得共、早く出過候と
 て、太夫宅以て咄被致歸被申候、是ニ太夫宿ニ居候や、爲見聞と後ニ知れ
 申候、扱又江戸御留守居ニ酒井備後守、鳥居左京（鳥居）、内藤左馬（内藤）罷在
 候、松平式部、幼少故御供不被仕候、大名ニ、松平下野守、是又幼少故御供
 不致候、最上駿河守も罷居申候、此時、大猷院様竹千代様、御在江戸也、台徳
 院様御上洛之時分ハ、先伏見へ御越被成、伏見より御上京被遊候、今度も
 伏見へ御越被成、偕於伏見福嶋御改易之事御相談被成候、其衆ニ、藤堂
 和泉守、本多美濃守、酒井雅樂頭、本多上野介、土井大炊頭、安藤對馬守、板倉
 伊賀守、以上七人也、并伊掃部頭事ハ、年輩三十計以て候故、御相談場ニ不

元和五年六月二日

七三五

秀忠伏見
ニ於テ正
則ノ處分
ヲ議ス

秀忠上洛
正則正次
ヲ訪フ

井伊直孝
評議ニ列
ス藤堂高虎
ト直孝ト
ノト直孝ト
ノト直孝ト

元和五年六月二日

七三六

入美濃守も若く候得共、是ハ廣嶋へ爲可被遣り、御相談場へ被召寄候、板倉伊賀守被申上之、井伊掃部頭も被召出候やと被申上候、上意より、誠に掃部被召寄可然と被仰、翌日之御相談こそ掃部召入らば、八人こ成ル、藤堂和泉守被申上候之、何程之事可有御座、愛宕山より石火矢鐵砲仕掛候ハ、何御手間も入申間敷候、其上より萬一御手間入候ハ、權現様御數寄之小路合戰可仕と也、掃部怒て申さる之、和泉守何事を申候や、小路合戰といふハ、權現様御咄こそ御意被遊候得共、終は不被遊候、往昔鎌倉家にて仕、其後今川にて有之由上意被遊候、其方も仕とる事有ましく候、尤我等も不存候、其上天下之御人數を以、福島はまう五拾萬石之小大名を、江戸此御城下にて御座ふし候、石火矢鐵砲打立候義不可然、只引出し踏はふし候、何事此可有之と、和泉より向て腹立被申候と付、上意こそ、日を暮候、不遲義とて御入被遊候、掃部腹立之、前日御相談より不被成御入故りと何々察候、其夜掃部方へ井上主計頭(正統)を爲上使、明朝六つ時分、松丸より潜り登城可仕と也、御門鑰之義ハ、主計頭明ヶ候様こそ被仰付候、此松丸之、伏見之御城天守之下埋門より、誰を不通處也、翌朝六つ時分より掃部

秀忠密ニ
直孝ヲ召
ス

直孝誓書
ヲ呈ス

直孝ノ意
見

頭登城仕候、主計出向、御門之内へ入候時、懷中より書物を取出し、是を御目より掛候様こと被申候、主計申候ハ、直に罷通らば候様こと被申候得共、達而是を御目より掛ケ、其已後可罷出と也、就夫主計頭持參仕候處、折節台徳院様御髮を被爲揚候時分也、掃部早く參候との上意也、御髮早く揚仕廻退候得と被仰候、主計右之書物を差上候得ハ、御披見被遊候處、起請文也、其辭と曰、

一 今度福嶋左衛門太夫進退御果し候と付、不依何事心底不殘言上可申事、

一 身上御果被成候義、雖爲親子兄弟、他言仕間敷との事也、
一 掃部被召出、太夫身上御座ふし被遊候御相談被仰出、御尋之處より、掃部申上候之、昨日推參成義より御座候得共、存寄申上候通、江戸より御座ふし候義不可然候、太夫程之者を御座ふし候とて、御城下より而鐵砲石火矢打放候義、天下を御治被成候甲斐も無御座候、必御無用こそ被遊、爰許より輕き者を被遣、太夫を伏見へ被召寄、御暇被下國元へ御歸し、追付御出馬被遊、御取懸ケ御座ふし可被遊候、返々江戸より御座ふし被成候義御無用

元和五年六月二日

七三七

久世廣宣
坂部廣勝
遣江戶所替
遺命傳正
則命傳正
奉則命

可被遊候、此段御合點無之候ハ、江戸へ輕き武士を御使被遣御意
之旨被仰越、夫以て異義を申候ハ、江戸之御留守居之者心次第踏込
し候様、可被仰遣候、若一萬石も取候者、爰許より討手被遣候ハ、江
戸に罷在候御留守居之者、男ハ成申間敷候、假令男を立可申与申候共、立
させ申間敷候、此處を被思召、万石も取候者、御使被遣候義御遠慮可
被遊旨申上候、台徳院様ニ後尤被思召、左候ハ、誰を御使可被遣や
と被仰出候得、如何に輕き者とても、あゝこゝろへ□り廻り申候男
ハ成間敷候條、功者ある者を被遣可然候、誰と申候内、小身以て武功之
者、近藤石見、久世三四郎坂部三十郎、此内兩人程被遣可然旨申上候
付、初之御使三四郎三十郎兩人被仰付候、其後之御使山田十太夫堀田
勘左衛門被遣候、偕掃部ハ御返し、晝時分、右七人衆掃部加はり、御相
談相究、御使江戸へ被遣候、上意之趣ハ、今度城普請仕、不届被思召候間、
御國被召上、越後以て四万石被下候由被仰遣、是以て若異儀及候ハ
、御留守居に罷在候者共寄合、踏込ふし候様、三四郎三十郎被仰
渡候、兩人江戸へ罷下り、福嶋屋敷へ參り、上意之趣申渡候處、左衛門太

忠勝伏見
ラテ閉門
ル命正則
正純正則
ノ爲メニ
救免ヲ請
ミフ秀忠
ノ諸大名
取ノ上使
及ビ出兵
ノ諸大名
福島丹波
等籠城ニ
決ス

夫御請申上候ハ、加様可有之と奉存候、私誤申候上、如何様とも上
意次第以て御座候、權現様御在世以て被仰出候ハ、御忠節申上候義後
候間、御袴取付、一應御佗言をも可申上候得共、當上様之何之御奉公
をも不申上候得者、唯今迄之結構成御知行被下候義難有奉存候、御法度
を背不申候印、私立退候跡、屋敷に召置候人御吟味可被成候、御
定之甘騎之外不召置候、此上之如何様共御意次第、可仕候、越後以て
御扶持方大分被下、難有仕合奉存候由御請被申上候、則牧野右馬允同道
以て、越後之配所へ被罷越候、子息福嶋備後守伏見以て閉門也、弟市之丞
一萬石以て御家罷在、後病死、如此之時分、又本多上野介被申上候、
福嶋義ハ關原御奉公申上候、付、相國様御意、關ヶ原御勝利ハ畢竟
左衛門太夫仕候と上意被遊候間、今度も御赦免被成可然旨被申上候、最
前ハ惡敷申上、今又如斯之義、不届被思召候得共、上野介へ兎角之御意
無御座候、偕又左衛門太夫知行廣嶋へ御使、安藤對馬守、永井右近太
夫、城請取本多美濃守、酒井宮内少輔、二三ノ丸ハ中國大名衆之内御番
可仕旨被仰渡、不殘中國衆被遣候、次ハ廣嶋以て之評判、福嶋丹波所

上月文右
衛門廣島
守守ル

丹波等三
次東城兩
城ノ兵ヲ
撤シテ廣
島三原ノ
兩城ニ據
ル

丹波等ノ
態度

大崎玄蕃
ノ態度

元和五年六月二日

七四〇

へ家老奉行の者共相集り相談之上、丹波申候ハ、正則父子流罪ニ相究上
ハ、早々城を渡候而可有之、各々如何と申る、村上^(左衛門)申候ハ、流罪と
計^{マテ}命^ニ別條なくハ、御判形を見て國を引渡可然、御判形不到來ハ、常
々御恩を請有之條、城を枕^シして打果^シより外無他事、殊^ニ本丸^ニ上月
文右衛門^ノ預ケ給へ^テ、上月^ニ談合可有と云、上月云様ハ、本丸之儀ハ上
月^ニ預給間、判形不賜内ハ不可相渡也、惣郭之義ハ丹波次第と有^テ付て、
丹波も籠城^ニ究りぬ、其比^(備後)三吉^(尾)小關石見、備中東條^(備前)長尾出羽^(後)毛利是
在しを^ハ不^レませて、廣嶋と三原と兩城^ノ構、各人質を本城^ニ入、燒草を積
て天守^ニ入、籠城之用意を致、大手搦手持口を切^テ巡檢せしめ候、吉村又
右衛門、大橋茂右衛門を以、上使衆へ之使^シ定む、こ^ノ安藤對馬守、永井
右近台命を蒙り、中國四國之軍勢を催して、既^ニ笠岡まで來^リ、福嶋丹
波方より竹中采女所迄右之兩使を以て、正則判形到來不仕ハ渡事迷惑
之由申來る、上使衆、此段尤也、早速正則^ノ狀を取寄可相渡とて、兩人^ニ歸
さる、其間上使衆笠岡^ニ逗留也、無程正則^ノ狀到來^ニ付而、則此判形を不
殘見候て、其上^ニ無別條城を改渡^セ也、此時三原^ニ大崎玄蕃在之而、

玄蕃城兵
ノ姓名ヲ
城ノ狭間
ニ記ス

寄手ノ人
數笠岡ヨ
リ廣島ニ
赴ク

上使衆既に尾道まで來時、大崎^ノ方より竹中采女^ノ正^ノ方へ使者を立、正則
方より廣嶋^ノ狀參り、三原之義ハ尤相違有之間敷事なれ共、私方^ノ狀
狀不參之間、私之分^{マテ}被渡不申候由申來れり、依之上使衆つ^ノへ
る、其談合之内^ニ、三原^ノの狀も來て渡せり、三原乃城^ニ大崎玄蕃可楯籠
之覺悟^ニ付て、城^ニ狭間^ニ足輕之名と侍之名を銘々^ニ書付置り、扱座敷
よ^シ臺子を飾り、湯を湧し、茶を挽せて、則可吞^クと^ク拵へ、四方之つ^マま
く^ニ迄掃除して、殘處^ニあ^ラま^ラぬ^ラ、城を渡し^{タル}を^{アリ}、^(福島丹波等)
^(ト、マタ前橋舊藏開書)
^(ニ見ユ、本書ニ同ジ)
上使并請取の衆、笠岡より正則狀到來之以後、尾道へ三里之處を、初^ニ陸
地を通りしに、安藤船^ヨて可行と有り、加藤左馬助嘉明申^テ、上使衆^ニ船
よ^テ早く御越、人數ハ陸を廻りて遅く參著^ン事ハ如何と云夫^ノも船
よ^テ可仕と安藤被申、嘉明重て申^テ、公儀より如何思召て^ウ、白髮頭^ノ某
人^ノより先^ニ參^リと被仰付^ル、^(先手と云事)たるに、上使之御衆より跡^ノ
參り^カ、男^ハ成不申事也、然^レも侍^ハ一人棄給^フ間、是非陸地^ニと被申
なれ^トも、對馬守船と有^テ付て、蜂須賀阿波守舟^ヲをよ^シおい有^テとの事

元和五年六月二日

七四一

重信三原
城ヲ屠ラ
ントス

三原開城

丹波廣島
開城ノ猶
豫ヲ請フ

元和五年六月二日

七四二

也、嘉明申也、舟ハ猶以て用意仕たり、せめて某船ハ御召候様ことの事
て、嘉明ハ舟にて上使衆尾道ニ至る、何れ陸地より人數を廻せ、爰に三原
の城へ正則狀不來を渡せ間敷と有こ付、又正則ハ狀取ハ遣せも如何也
と有し時、安藤對馬守申る也、子細ハ不及、無二無三ハ上使城へ乘入討
死之節爰ハ有り、跡先之考ハ不及事也、城の門際にて上使討死せ、上使
を討せて續者無事不可有、唯今迄笠岡ハ數日滯留して、又爰に日を可
送ハあらはと云切、加藤嘉明一義ニ後不及、可然と領掌して出されハ、息
式部少輔早人數を連て押出せ、早々乗取るハ究メぬる處に、三原之城
へ正則ハ狀到來して、夏故亦く大崎玄蕃城を渡せり、各城に入てをれハ、
座敷之構、茶湯等、心の及ふ所いさきよし、去らハ茶を吞んと有し時、對馬
守下知して、茶をも湯をもこやさせ、別の湯を入替、茶を取出して、各是菰
吞、其翌日ハ廣嶋ハ至せり、福嶋丹波申る也、今日則渡可申候得共、城中
今少掃除不出來、其上下々之荷物退兼候間、明日まで御待被下候様こと
有、何れ相談之時右近云、古來より如此之例聞傳へハ、多例も有、唯一刻も
早く城を請取可然也、或ハ城にて扱ハあり、城を渡ハ、下人之荷物片付ら

忠政遲參
シテ城請
取ラズ

嘉明ノ風
采

京都ニ奇
雲現ル

是さる間也、一兩日待給ハと云しを、寄手此方より云送るハ、下々此荷
物ハ札を付て、大手向寄、次第ニ可被出、則夫程乃あといハ買取らんと
事也、是亦て夏之埒明、其通ハ致し入替せり、其翌日、寄手此大將頓死之由
申來りぬ、若城之云ハ任せて延引せハ、城を持ハへすハ、夢事危き處也と
云咄亦とも何とせ、唯今夜請取可然ハ、究り、夫より大手之町口へ出て、挾
箱ハ腰を掛、繪圖をひろげ、大名比家老共を呼寄、則番所寄口を渡、夫濟テ
城へ入リ、則江戸へ注進あり、此時本丸ハ本多美濃守請取之筈也とも、
遅き故ハ別人を申付、本城へ入り、又飛脚を江戸へ遣せ、此處、本多參著、此
狀ハ加判可致と有しを、對馬守申ハ、明日之狀ハ加判有へし、今日此狀
ハ御無用ハ候、唯今御出よて御請取とは被申間敷と有て、加判無之と
也、安藤剛操、永井作略、取々之事也、此節嘉明一番、森右近二此手ハ究メ、嘉
明何れ不構ハ備を立てたり、嘉明、其身ハ柿帷子計よて、團扇よて、下知ふ
り見事ハ有しと也、

一此時分珍敷雲立申候こ付、慈眼大師、御前よて、目出度雲之由被申上候得
也、台徳院様上意ハ被申候とく、近年軍無之、何れ若き者鈍く成候ハ、一

元和五年六月二日

七四三

元和五年六月二日

七四六

をあせ、去程よ、去元和三年、秀忠公御上洛の刻、日本國此諸大名悉御暇給、京都より直に國々へ下向有ける、秀忠公還御し、左衛門太夫へを、永々此在江戸太儀あれ、國本へ心ををのせさんと思召とて、御暇給上洛をあせ、程なく國本に著船し、いつを上下此嘉例とて、直に宮嶋へ社參よて神拜をあし奉る、角て下向道に趣き、乘船二三町計漕出し、折ふし、舟此櫓の上へ大魚飛上、少將此めての脇に躍ける、左衛門太夫、是めてとしと悦をあし、みきは、誠よ大蛇成鯛也、魚乃中に飛魚鱈とて、飛をぬぬ魚をあせ、鯛と此飛事前代未聞此ふしき成と、廣嶋に著すれ、彼魚を小者二人よか、せて乘輿のさきよ持せ、諸侍よ披露し、其後國泰寺□慶和尚當悦に登城を忍に、左衛門太夫、件此鯛の物語いかと物語あれば、和尚、唐乃賢主の代、舟こ鱈の飛入し例をひた、一段吉事を云とまへは、其時左衛門大望(夫下同)させ、其當座(船カ)堪へとほを、舟といへて我乗舟、高きやくらの上、高きと云字ハかうと云聲、上りとほ魚鯛あれ、我大閣(夫下同)の位にを覽るへと思ふと申させ給ふ、和尚、尤と感し歸寺有と、此事弘嶋中に隠なく、後は世よ沙汰ふせければ、江戸將軍も聞召て、ふしき成事也、さ利あら、太夫う太閣に

らんぞ、(船カ)かうか月とを宣ふと也、去程に、左衛門大望、居城兼々ふりせり、普請を普請をあさんと石をと取集置るに、先年大坂御退治此後、六拾餘ヶ國一國一城、其上雖爲居城、上聞をうか、(船カ)はとほくくらふ事堅法度の御掟あれ、集とほ石共傍に捨置たるよ、元和四年、少將在國、春大雨に洪水出、弘嶋中侍町商買町堤石壁破損し、是を次手こ城普請を取立んと、本田上野介へ使者を遣ひ、城破崩の躰被達上聞給へしと、以書付頼まれけ、其段上野介慥に言上あほに、秀忠公否此御返事まし、然に弘嶋を度々如何と飛脚あれは、上野介心にて、新しく取立は要害に非、居城の破損は、ろひ直事、指て御とかめを有、若御尋をまし、(船カ)はさ、さほ理り言上すへし、急取繕ひたぬへと内證よより、上野殿御請相此上は、何の子細を覽、急取、(船カ)初、(船カ)はと普請程なく成就せり、然と其年の風聞に、弘島普請の行、將軍御同心あれを、押取立は覺悟御心よ、身躰あやう覽と云沙汰あほに、其年此暮、(船カ)はと、左衛門太夫いそき江戸へと召飛脚とつ、何とほ御用にやと覺束なくて、宿老中を召て、雖爲談合、外成御用成を覺り、躰をく、(船カ)はと、又若あやうか覽を慮なく上洛あさせ、後悔をい、

元和五年六月二日

七四七

元和五年六月二日

七四八

と思ひ、否を言出は人あし、爰に眞鍋五郎左衛門尉四郎と言者進と出て申けるは、此度此御上洛偏に御大事と社存候へ、其子細を、當城此御普請、將軍の御返事あきを、上野介殿御内證にて取立給ふも、御とらめ返答いへましましき、是又一近年明石に城をなされ小笠原右近太夫を居置給ふ、頃西國に誰か將軍此御氣遣の人と覺は、太夫殿御一人の御押と社に存せ、所詮日本此中に太閤厚恩の人とては、太夫殿御一人の御身は極まり、行末長久と申うとき御身あきと、いふ様秀頼公此とふらび戦と思召、此度此御上洛を留時刻到來の時は、當城にて心易御計ひ有へし、各いふ思ひとまふといへて、久留嶋彦右衛門尉と仙石但馬守兩人、眞鍋心底尤と同心成に、福嶋丹波守、小關石見守其外の老中共いやく、眞鍋と葉非忠儀、萬事破事ややすく調はは難きあらひ、いふ様成御用にやあ覽、太守此御胸中計うとし、然を行末いふならんとて、時到らぬ禍招事いふ、然に太夫御事、將軍御氣遣と被申けと、それを占方之推にて、あふもあはぬを有へし、元來大閤重恩此人といへとも、御當家へ過もの忠有、青野合戦此折ふし、御先を承ぎふの城を乗捕、それ故兩國を下給ふる、昔先忠不忠當忠爲忠、云、御氣遣に思

食さは、たとひ少は御カ加増成共、大分の大名はあしとぬへし、只何となく御上洛有て可然也と申けは、少將殿兩言ヲ聞給ひ、眞鍋ウ陳言を非非儀、丹波守所存を我とめ、何後同忠の言分、兩方捨ん様あし、雖然備後守國に有上は少將可爲同前、我へ一度上洛し、若及難儀、則江戸にて切腹はへし、さる時へ備後守を相守、可成程は戦、備後守の運命は、即腹を切せ、侍共は命をまつとうして、いふ様共成へし、近日上洛せんと舟をよひ調をあは、此度は供船も多へ入はしと、纔拾艘の内外にて、日取してとも綱をとれて漕出は程なく大坂こ上著し、幾程へ江戸は著て、上意いふあらんと心許なく思ひ、幸はに、何と仰も早く、早速の下向別而御感に思食と預上使、其後遂出仕とほに、思ひの外乃御懇頃、様々の御をてあし大形あらぬ御氣言にて、一篇此仕合にて、別儀の上意更にあし、頓而此旨國本へ飛脚を指下せ、國中此上中下悦事限なく、就中備後守喜悅不淺、安堵の思ひをあせり、され其年暮て、明ル元和五年ノ春、將軍御上洛まし、此度を左衛門大望江戸御留主居頼と給ふと御説有て、嫡子備後へ上洛あれと、從老中指圖、利依之備後守急上洛すへしとまよくを調は處に、先年少將上洛の刻諫言いひし

元和五年六月二日

七四九

元和五年六月二日

七五〇

眞鍋、久留島、仙石兩三人相談をあり、丹波守方へ參て申へ、此度の上洛に、少將殿江戶に留給ふ、如何不審に存じは、備後守殿御上洛何とぞ御覺悟あり、覽事何とぞ思ひ給ふといへ、丹波守聞て、尤さ事なれ共、去年少將殿御上洛を、各を初上下覺束なく思ひつると、結句將軍御懇頃、別と事なけは、たとひ備後守殿御指圖此御座なく共、出仕あくて叶ふは、只御上洛有て宜う覽といへ、眞鍋、久留嶋三人此云、いや、丹州殿覺悟あらんし給へ、先年少將殿久鋪江戶に留給ふ、大坂を退治あらん御用心成へし、今ハ天下一統の代と成て、何國に御用遣(氣力)もましほさぬに、太夫殿一人江戸に殘し給ふ、是一、又備後守上洛へ、少將殿無恙ましほす上へ、無仰共上洛あり、覽事、遮而の御内證もいうと思ふ、是一、扱又去年少將殿當所を出させ給て後、城の天守に鶴の居とほを、家中上下此取沙汰に、鶴は千年龜ハ万年と言ふ、一段日出しや言は共、能々得心して見るに、鶴千年のよひをふはといへ共、弘田或は野原、大木小木に便宜宿りて千年のよひをふは龜ハ海中にて年をふる、然ハ彼鶴當城を山野を見てや居ほらん、深は御慎あり覽と思ふ、是ハ陰陽うほしき云分あり共、軍法に氣を見立、或ハ時日を

らみ、方角旗色其善惡を辨ふは、昔年ハ武道のあらひ、普く世間に用ひ來は、角心得て堪は、實を天守此臺に鶴乃居とをよからぬ志はへと存せ、東國旗本の内外其數多ましほは中、留主居と事關給て、さほ望御心安くを、おは太夫殿を頼給、是三ヶ條之不審、旁不可過思案、如何おもひ給ふといへ、丹波守を此儀は實をと思ひ、さらは備後守殿へ作病させ、少將殿へ以飛脚一左右をうらひ、可及是非之沙汰と、急江戸へ遣(つ)ひたは、少將殿返事爲何御説をなく、秀忠公御懇切不斜、急上洛有て可然との趣あれ、老中共一同に、此上ハ不及力、其上は片時を早く上洛はと不取敢上洛にて、程なく上著し、以吉且遂出仕と建仁寺に宿し、出仕とほは、御目見此きハ別儀もなく御懇頃の御説にて、暫日を送居とる處は、六月十七日の夜、入、永井右近太夫寺澤志摩守、竹中伊豆守(采女)以三使を、備後守改易の上意、數三ヶ條之趣、

- 一 先年大坂籠城之刻、從弘島舟にて來籠させぬは事、
- 一 居城ノ普請無免ヲ取立は事、
- 一 背天下之政道、貪侍民金銀を取らすめは事、

元和五年六月二日

七五一

右三ヶ條不届故國領被召上、少將越後へ被所流罰所也、備後守可赴同配所、若於有所存之者、備後守以覺悟いゝ様共可被仰付、御返請次第と有に、備後守異儀いゝん行あけれど、兎も角も太夫同前に可罷成言葉あまは、尤可然とて、備後守供の侍分爰かしこへ預ケ、或ハ追拂給ふ、江戸よて左衛門太夫へ此上使へ、奥州會津ノ松平下野守、出羽ノ最上、上杉彈正彼三人、備後守守へ上使、江戸京同日に定させ給ふと聞へし、太夫も籠鳥此とくにて、不及是非隨上意奉は、依之弘嶋可相渡旨、以内者指圖あまは、少將より墨紙の證狀あくては早速渡問敷由、福嶋丹波守、小關石見守、真鍋五郎衛門尉、仙石但馬守、山路隼人正、線嶋彦右衛門尉彼是頭分として、同又右衛門尉其外物頭馬廻り各一味をあして、偏籠城の用意專と及、依此赴こ即刻退治あまは、と被催軍勢、大將分こ播磨國本多美濃守、松平阿波守、加藤左馬助、松平土佐守、生駒讚岐守、堀尾山城守、森右近太夫、毛利長門守、御磨下ノ大將分に永井右近大夫、酒井宮内少輔、將軍之爲御名代安藤對馬守、御横目跡部民部少輔、竹中采女正、野々村四郎右衛門、牧彌次、村瀬左馬介、是等被仰付、其外隣國備前國此主松平宮内少輔、都合拾万餘騎の著到よて、六月下旬、京都ノ御暇給

江戸ニテ命ヲ正則ニ傳フ

丹波等籠城ノ用意

備中國にて勢揃、上意之以指圖可打立と國守各歸國し、前後よ彼地著陣をあ及、其中松平土佐守、加藤左馬介兩將は、國本へ飛脚を下、其身は京都々直に出陣あは、角て弘嶋此爲躰、軍勢を催さるゝ事、左衛門太夫傳聞て、少將ハ籠鳥と成、備後も同身と成、國に在合者共誰をう主と頼へた、所詮身躰到來成は、早く城渡し何國へを立退、身躰をかせけと一通の直書を調、牧主馬頭と言近習の侍を差上せよ、去程に國々此軍勢七月中旬の下旬よ著揃、軍珍敷若大將共、我前をせん、人さねをかけんといさみ進む折節、件乃主馬頭來て、弘嶋事故あく相渡まは、佛様の若武者共事かし、笛ふううと望念此せんもあく、其國々へ開陣な及、其年大將分ハ又上洛ををし、京都此勤をなし侍る、然に太夫、備後守、越後、河中島邊四千町給、父子一所につらひ給ふ、此時少將父子ら、はへしと期したらた、國本に有ける時、真鍋、線嶋、仙石ら云しとく一戦を企、名を末世に残すへきを、同我銘と云あうら、淺ましき名を殘まいと口惜と後悔せれと、跡に成ては其益あし、實日來鬼神此様よ沙汰せらま、武道の身といわれし、其身運命衰てせんかよを及く成下りて、うき年月日を繼よし心此内社痛ハしけれ、實此少將角成果しを、因果報此故

亦覽其身心の強成に任せ、世間の善惡を辨へ、一つ給醉時は聊の罪をと
うめ、或ハ無理非道よして、指を切爪を放事、幾年に限あし、されと左^{右衛門}
太夫近習此侍共、手の指直成小性稀也、或ハ下輩乃者、罪此輕重もあく、ど
う切車切の絶間あく、侍を手打にする事一代に數不知か、は雅意の大將
あれと、天罰人罰、むくひ忽と社沙汰しけと、

〔福島紀事〕

福島正則遠流、廣嶋城引渡之覺、元和五^{己未}曆

安藝備後兩國四拾九万八千石餘領主從四位下侍從福島左衛門太夫正則
事、元和五己未年六月廿三日、領知被召放庄内へ流罪、最上源五郎義俊に御
預に付、藝州廣嶋城請取之覺書、

廣嶋城請
取ノ人々

- 一 上使家中侍共、上意申聞 本多美濃守
- 一 城請取惣奉行御奏者御番 永井右近太夫直勝
- 一 同副役御詰衆 安藤對馬守重信
- 一 同副役御詰衆 松平甲斐守忠良
- 一 御目付 日下部五郎八

安藝出兵
ノ大名

- 一 御目付 加藤伊織
- 一 廣嶋城番 森美作守
作州津山十八
方石〇廣嶋筆
- 記、此間ニ、一城引渡上使御
使番花房助兵衛トアリ、
- 一 福島家人及異儀時、踏類候様ニ依御下知、藝州ニ詰寄ル各、
- 一出雲より 堀尾山城守忠晴
- 一 石州津和野より 龜井豊前守政矩
- 一 石州濱田より 古田大膳亮重治
- 一 長門より 松平長門守秀就
- 右長門守若年故、毛利甲斐守秀元陣代ニ出ル、
備前より 松平宮内大輔忠雄

是を備中迄出張、

右之面々猶又日を重色、人數不足の時、永井右近太夫、安藤對馬守指圖次
第、早速馳向責類候様ニ御下知之輩、

- 豊前小倉より 細川越中守忠興
- 因幡より 伯耆カモ云、
松平新太郎光政

元和五年六月二日

伊豫より

讚岐より

阿波より

右詰寄の大小名在府の輩ハ歸國セ

豊後竹田より

竹中采女

是々正則と由緒在之家中別而通達をなは故、此度藝州案内に、永井、安藤、御副下向ス、依之竹中方ハ福嶋家老方ハ、上使ニ先達テ、廣嶋へ使者を遣し申て曰、

今度正則兩國被召放御預ケ也、依之正則ハ被仰渡、次ニ御請等家中之者ハ申聞候様、上使本多美作守殿(備前守)下向、城請取ハ永井右近太夫殿、安藤對馬守殿、杯御指下し、我等ハ右之案内ニ同道也、正則へ上意、次ニ御請別昏ニ書付、内見ニ入ルの間、何々其旨覺悟尤也、委細書付、

今度於江戸、正則宅ニ爲上使、近藤石見守并御目付以豊島主膳被仰聞上意之趣者、福島左衛門大夫事、已前奉對大權現様顯忠節、依之賜大祿、勝人被加御憐愍所、誇功任我意、伊奈圖書致切腹を、是ハ一ハ、父子共秀頼志を通之由、今

正則ノ罪
過七箇條

七五六

加藤左馬助吉明

生駒讚岐守正俊

松平阿波守忠英

正則上使
志ヲ陳

度露顯、不知其虛實、是二ハ、次ニハ、父子企隱謀、家人の不從ハ、醉狂、更寄手討、
一ハ、是三ハ、以小過號大科、令誅戮、偏ニ可謂狂亂、是四ハ、悻備後守雖至大坂、
之役、一度不顯其志、非無不審、是五ハ、今世の人有企叛逆之由、謳歌セ、是六ハ、
次ニ備後守於京都、弓箭兵具盡數、調之由、最モ兼備の武具也、然共時節惡鋪、
不審也、是七ハ、以可被召放安藝備後、但シ於父子宥死罪可被遠流、若七ハ、
條有申分者被屈聞召、可有免許旨被申渡、正則御請被申上者、蒙仰七ハ、條假、
令雖有申分、於此身奚可及陳謝哉、兩國沒收之更、是又奉畏所也、正則ハ被感、
小忠賜大祿ハ、是偏ニ爲大權現厚恩、非當將軍御恩、予ハ忠義又所爲權現也、
更ニ當將軍ニハ無忠、奚蒙大祿哉、被召上事當理可謂於正則、敢不憂、則返、上、
處也、此旨奉頼言上由御請被申上、其後兩人之上使ハ被申者、是ハ不有御請、
ハ、對御兩人ハ物語也、正則企隱謀之由、誠可笑更ハ、若企逆心ハ、關原一、
戰之砌、正則變心可討、大權現更可易、然共日比の御入魂爲可奉報、勵忠討石、
田、仍賜大祿、何之不足在テ企叛逆哉、其上正則以一己之力、豈敵天下セヘキ、
ヤ、可有推量、次ニ爲誅正則、仰大小名等、堅辻々を圍家宅を、且大鐵炮を仕掛、
是何事セヤ、被遣勇士壹人、正則ハ首を被刎、何事ハ候半哉、正則欲相戰、當

元和五年六月二日

七五七

元和五年六月二日

七五八

時の大名何人有之云共不足恐可笑事哉と被申上、使を送は、兩人登城、右之趣言上也、於是出羽庄内へ流罪、最上源五郎義俊被預、四万石可給と被仰出、いへとも、流人の身無其用と返上ゆへ、於配所壹万石給あり、家老共是を内見せ、中よも福嶋丹波少も不驚、竹中采女は、是より御返答可申と使を歸し、扱丹波は家中侍共へ、正則於江戸御改易在之、依而安藝備後爲請取數輩下向有といへとも、正則父子の生死不分明より、何れ籠城して可糺主人之生死、面々妻子を引くして、今日申ノ下刻迄は可有籠城、右之刻限延引せ、狹間潜りの帳に記すへしと相觸、諸士七つ時前よとく城は籠る、其内馬廻之侍二人遠方へ出不知此觸、下人走り行告之、兩人驚雖馳歸、刻限過候故、門を閉不入と付、壹人ハ無力して歸る、今壹人ハ種々詫言といへとも、不用時よ高聲と呼て云様、吾遠方へ行、心あら延引せ、然はを理不盡と不入門欲入狹間潜りの數、豈爲勇士もの捨名可取生哉と言て、則自害せ、番人驚キ走り出雖指留之、忽死せ、丹波聞て甚惜、件の者ハ正則家にて一二の剛の勇士、林龜之助弟龜之丞と云し者也、扱丹波は福山城代大崎玄蕃へも牒し合せ、何れ籠城相調、其以後丹波方ハ竹中采女殿ハ爲使者吉村

又右衛門、大橋茂左衛門を遣は、外ハ爲添使者福島式部を遣、是ハ兩使上使ニ對シ威ハ恐れ、丹波う口上申殘哉否と指添也、三人備後の尾道こ而上使こ出合、竹中へ使の赴を達せ、采女、永井右近大夫、安藤對馬守此止宿、相具と、吉村、大橋兩將ノ前よ出、口上を述て曰、一昨夜竹中采女殿ハ内意、依て蒙仰上意之趣奉畏候、主人左衛門大夫蒙御勸氣被遠流候間、可被召上安藝、備後之旨、是又不可及異儀候、併正則父子生死之儀實否不存知仕候、凡兩國ハ去ル慶長五年こ依關、原軍功從大權現廣嶋、福山、三原等之城、安藝、備後兩國被召預候時、正則招郎從、汝等ハ依軍忠、兩國を被預、今又廣嶋、福山の兩城ハ、丹波、玄蕃ニ預ケ置候間、自然の時々面々城を枕しして討死せへし、譬雖上意正則下知あ、不可城渡と申付候間、定而正則より兩城可相渡旨、下知之墨付差越候半、披見仕、其上にて城を可相渡、無左者城を枕し仕共渡事不可叶候、此旨采女殿迄申候様、丹波返答と候と、少不憚、丹波う口上よ過き風情こ申之、永井、安藤聞届、尤之義也、墨付ハ各不念よて不取來、則江戸へ申遣墨付取、可入披見と返答せられ、其時兩使又曰、丹波某等よ申含候と、若墨付無御持參、取こ被遣との御事あらは、其御使往來の間ハ正則ハ領分被引

元和五年六月二日

七五九

除他領(他領)こ被御陣居可被下候、其儀不相叶との事あらは、無是非此方々推參仕、可遂一戰旨申含候と申込、上使并御目付評議あり、丹波ウ申所尤至極せり、墨付之義早速江戸へ可申遣、其内領分を引除る事、雖無云甲斐、不引除る可遂一戰旨、今天下靜謐、求亂をへ不忠也、尤正則領分こ在住し、右之使あらは全不可引取といへ共、其身配流よして、家士老浪々の者共也、うれう志を空しくせん、若輩乃仕方也、心有、黨何ぞ臆しよりと可云哉と、衆議一決して、各返答に、墨付の事取寄可渡あり、次よ領分を引除、是又得其意せりと使を歸され、則三里備中の内よ引除より、丹波、玄蕃、其間よ堅固よ籠城して、靜り返り居より、日をえて正則墨付到來して、竹中采女方々城よ送は、丹波已下是を見て、正則の自筆自判無疑、尤城を可相渡旨載之、丹波重て福島式部、林龜之助を上使衆へ遣、正則墨付到來の上、不及異儀候、但正則妾并家中の侍共妻子步行、既よて立退事、不忍其耻候、仰願、近國廻舟四百艘預御恩志、妻子財寶見苦敷物共を乗せ、舟よて攝州へ送り遣度候、其後城中掃除以下申付、城明渡し可申候、其事不叶、無力、害妻子、速に自害仕、燒城隱死骸、死後の耻を不爲見様、可仕と申上ル、上使衆被聞召、返答に曰、舟

の事得其意候、則可申付、城中仕廻候事、心靜可仕候旨返答在之、使を被歸、四五日經て廻舟五百艘追々集る、此間よ丹波老家中の輩姓名を記し、武功を書入、此度籠城之様子能者、城よ不入して申分能者、或林龜之丞切腹乃次第、或へ立退之者、又へ前々高名度々在之、銘々大廣間の四方よ張之、扱又弓、鉄炮、鎗、長刀、矢、玉藥、大筒、石火矢、其外武器、馬具、諸道具、間毎よ見安様、城中を仕廻、扱正則の妻等、家中の妻子、財寶家財見苦敷物の共、五百餘艘の舟に取積、家中屋鋪毎よ家付諸道具目錄よ記し、番人を置、引渡様よ下知して、其後城を可渡旨案内して、家老、侍、大將、物頭、使番、上下を著して、上使(上使)よ迎、一番よ本多美作守、并御目付城よ入、上意之趣を達し、永井、安藤等次第を守り城よ入、其後旗奉行、鎗奉行、其役々を守り、足輕大將、足輕を引付、鉄炮を爲持、玉を込、火繩を掛けて、次第を追て、城門より左に付、追手南の門へ出、旗奉行已下家中老悉ク甲冑を帶、是も火繩よ火を付、鉄炮のたけ城の方右こ付入替、侍共互よ色代して出、丹波已下、使番迄上下を著用之輩、城よ殘る、引渡し段々上使衆預御心入、悉く願之通御免難有旨御禮申上ル、其作法嚴重也、其後何後城を退出ス、万事在町已下一々尤の支配也(支配)と云、永井、安藤

花房助兵衛と渡ス、城番森美作守へ、花房又引渡ス、上使へ請取之、各城を被出しと云、今度福嶋丹波の所爲、天下の褒美を、福嶋家の浪人雖在數多、壹人も不餘在付し、主人の勇武、丹波の仕方、張紙を爲證據故也、皆以倍本知せり、殊更丹波事、諸大名より雖被招、吾正則恩顧の者也、不可仕二君とて、剃髮入道して一生終ふ、人は是を惜む、誠至勇武鑑、可謂義士者、智才共兼備調を、臣下成へし、正則跡安藝備後へ、同年七月十五日、古淺野但馬守長晟轉紀州和歌山三十七万四千石、安藝備後の内四十貳万六千石餘を給、備後福山拾万石よして、水野日向守勝成に給ひし也、但馬守へ泉州檜井の被報軍功と云、

籠城セ
ルノ士
以上

正則の士籠城之頭分千石以上

正則明

壹万石

福島

伯者

○正之、正則ノ爲メ殺サルハ、コト慶

正則明

五千石

福島

主膳

○長十二、二年是冬ノ條重主膳ノコト、寛政

家老

三万石

福島

丹波

見テ諸等所

但廣嶋城代也、三原之城ハ城番持

家老

壹万石

長尾隼人

同

二万石

尾關石見

同 福山城代

八千石

大崎玄蕃

家老 韮城番

八千石

津田因幡

同 三原城番

八千石

仙石但馬

一人持分

二万石

木造大膳

一人持分

七千石

梶田出雲

一人持分

六千石

牧野主馬

一人持分

五千五百石

村上彦右衛門

一人持分

五千石

林龜之助

一人持分

五千石

山本長右衛門

一人持分

四千石

梶田右近

一人持分

四千石

東條勘解由

一人持分

四千石

荒川與三右衛門

元和五年六月二日

七六四

一同 五千石
一同 五千石

仙石新八郎
福嶋筑後

此筑後ハ式部共云丹波嫡子也

一三千石

小江若狹

一三千石

柴田源左衛門

一三千石

鎌田主殿

一三千石

武藤修理

一貳千石

星野加賀

一貳千石

水野治左衛門

一同

間鍋五郎右衛門

一同

山中織部

一同

海老名伊賀

一同

上月文右衛門

一同

加藤五郎右衛門

一同

吉村又右衛門

左○廣島筆記九郎
衛門ニ作ル

一同

大橋茂右衛門

一千五百石

伊藤圖書

一同

福田宇右衛門

一千石

山堀左近

一同

星野又四郎

○廣島筆記
田ニ作ル
○廣島筆記
山城ニ作ル

右役義持也

一三万石 福島備後守殿部屋住領○福島正則遠流
廣島筆記同ジ

〔治國壽夜語〕^八

一福嶋左衛門太夫正則ハ慶長五年石田治部少輔謀叛

の時家康公の御味方ニ屬し忠戰セ其時尾州岐阜の城を攻落し黃門秀
信を擒まし且濃州青野ノ原ニ先驅して御合戦利運あり依之尾羽清
洲の城二十四万石を轉して安藝備後兩國五拾万石餘を給へるといへ
とも人物荒々敷猛勇にして江州日の岡峠ニ根來足輕と家人小嶋何
某喧嘩の時も家人ニ根來足輕六人を切腹させ剩へ番頭伊奈圖書助ニ
腹切せし事全く其身の功ニ依り我意をぬるひ其上酒狂して家人を
誅スル事若干也息備後守正勝ハ先年大坂城中ニ通し反逆を企るの由

正則ノ酒
狂

元和五年六月二日

七六五

蒲生忠郷
等愛宕下
ヲ正則第
ノ圍ム

幕府正則
ノ兵ヲ三
箇所ニ分
テ後其
城邑ヲ礎

正則第ノ
包圍旅宿
忠勝圍宿
幕府水陸
ノ往來ヲ
制シ藝備

絶ノ通路ヲ
ツ

正則ノ家
臣急ヲ本
國ニ報ズ

上月文右
衛門等籠
城ス

元和五年六月二日

七六六

風聞よよつて、兩國を沒收せらるへきと定め、既に愛宕下の屋敷を圍むへしとて差向らるゝ人々よ、蒲生下野守忠郷、鳥居左京亮、松平式部大輔、其外々の屋敷近邊の大名不殘、又御目付として嶋田彈正、米津勘兵衛を差副らる、蒲生忠郷先手を給はるよよつて、家臣町野長門守、梅原彌左衛門、志賀彌三右衛門、八角内膳、都合三千人、先大筒を愛宕山よ仕つけり、諸勢雲霞のとき、辻々小路々々隠し置、左右を待て攻入らんと用意せし時よ、上使近藤石見守、豊嶋主膳、福嶋亭よ行、上意を演る、○下略、福嶋記事ニ

同

〔福島略系〕

元和五年、秀忠公上洛ス、大坂陣ノ例ニ縁テ、正則ヲ以テ江戸ノ大留主職トシ、忠勝ハ扈從ナリ、カク兵ヲ廣嶋等ノ三所ニ分テ、正則ノ領地ヲ沒收ナリ、○中略

此ノ回ヒ、江戸愛宕下屋鋪ニ於テ、正則エ沒收ノ事告ケラル、ノ際ハ、愛宕山ヨリ大筒、石火箭ヲ設ケ、事アラハ正則ノ家ニ發セント伺フ、家ノ外ニハ兵士二三重ニ圍ム、然ノ使節ヲ進マセテ告ケラレヌ、京都忠勝ノ旅營建仁寺ノ永源菴モ、士卒ノ圍メルト二三重ナリ、西國、四國、中國ハ船ノ往來ヲ制

シ駐ム、陸ハ所々ニ關ヲ設ケ、藝備ノ通路ヲ斷ツ、此ノ時福嶋ノ家人江戸ヲ交替ノ、六七士京ニ抵リ、忠勝ヲ賀シ、即日伏見ニ造リ、船ニ乗シ大坂エ赴ント欲スル處、舟中ニテ永源菴ヲ圍メル所以及ヒ、廣嶋沒收ノ次第ヲ語ルヲ聞テ驚キ、各相ヒ互ヒニ裳ヲ惹テ船ヨリ下リ、耳語メ云ク、已ニ聞ル處ノ如ク、建仁（寺殿カ）エ入ルトモ亦タ能ワジ、急ニ廣嶋ニ告ンニハ、似ジト、分離ノ脚ノ健ナル者ノ一時モ早ク歸國セント馳ス、上月八郎衛門、上月源六兵衛、兩士ハ才發ナレ、舟ヲ海上ニ駐ムレハ、方便ナク、思惟ノ中ニ、上月文衛門、妹婿田頭久衛門、浪子ト爲テ潜居スル所ヲ得テ、此ヲ訪ヒ、相ヒ謀テ扁舟ヲ竊ミカリ、八郎衛門、藤左衛門、○藤左衛門ノ上ノ文所見ナシ、六月十二夜子ノ刻ニ於テ廣嶋ニ至ル、文衛門ニ告ルト云ヘ、○藤左衛門ノ上ノ文所見ナシ、弱齡ノ人ノ言ヲ不審トシ、半時強モ後レテ、文衛門從弟上月源兵衛至テ委説ス、文衛門急ニ丹州エ告テ話テ云ク、我レ此ノ城ヲ預ルカ故ニ、正則筆跡ヲ見ズハ、使節ノ至ルトモ、城ハ敢テ與ヘジ、放火メ、城ヲ枕ニシテ死セント約メ、翌寅ノ刻マデニ家中ノ妻子ヲ質ニシ、本丸ニ入レ、燒艸ヲ積聚ス、時刻アイヅノ記及ヒ守城ノ次第、諸侯ノ襲ヒ來ル手アテ、窓ヲコグツテ跳ル人ノ名簿等、委曲ニ記メ、敵ヲ期ツ、時ニ正則ノ

元和五年六月二日

七六七

正則ノ家康
ノ遺命ナ
リトハ説

本多正純
正則處罰
ノコトヲ
主張ス

元和五年六月二日

七六八

〔道齋記〕

書至ルニ云ク、城ヲ使節ニ與フベシト、此ニ於テ、是非ナク城ヲ開キ與ヘリ、
各御老中を御召被成被仰出さ、福嶋左衛門大夫殿身代滅亡の時、相國様
意なりしう、情左衛門大夫義を思ひ考るゝ、當家へ對し忠ハぬらく不忠
はなし、然る汝身代滅亡被仰付事如何ニ存候哉と被仰出されハ、何後目
とめときつと見合給ふ時、本多佐渡守殿謹而言上被申上ハ、上意此とく、
左衛門大夫儀御當家へ對し奉り第一此忠信也、石田治部少輔御當家を
亡し奉らんと計る、然處は一年、石田澤山へ歸城の時分、道よて石田被討
可申とて、權現様へ被參衆、福嶋左衛門大夫、加藤主計頭、黒田甲斐守、淺野
左京大夫、加藤左馬介、已上五人也、此時左衛門大夫一番に參る、然れども
權現様無用此よし右五人衆を御あよめ、治部少方へハ三河守様に本多
を御添、路次用心被仕候へと御内意よて、治部を澤山まで御送らせ被成
候、まゝ關ヶ原のとれも、黒田甲斐守通路よて、左衛門大夫居城を明け、權
現様御本陣と御定被成、右忠信よよつゝ、備後、安藝兩國を被下候、其後秀
頼公二條へ渡御のとれ、秀頼公頼被思召ハ、一番左衛門大夫、二番主計頭

正則ノ惡
逆無道

三番左京大夫なりしう、左衛門大夫虛病して、秀頼（全威カ）二條渡御の時分不罷
出、尤御當家よ對し奉り大忠也、加藤主計頭、淺野左京大夫兩人を御供仕、
二條へ罷出、權現様、秀頼公へ被成御對面、御落涙不淺、其後主計、左京兩人
の心底頼母敷事を感じ被思召上、尾張殿へ左京大夫娘、紀伊殿へ主計
頭娘を御縁邊被仰付候事、兩人の政道を感じ被思召ての儀よて御座
候、努々彼等う氣を御取被成よてハ無御座候、扱又左衛門大夫儀、御當家
へ忠信ぬらく御座候へ共、大惡逆無道の侍よて、嫡子八助を牢くとしに
して殺せ事、尤八助罪有へき事といひあうら、我子を殺せ事無慈悲な
る事也、○福嶋正則、養子正之ヲ殺スル見ユ、骨肉分身一躰の事少々た
もふる事也、まゝ入國の時分、水主よ、巻ふの風ハ何風うと云時、地嵐と
申風よて候と申されハ、入國の門出に地うあきて能ものかとて、彼水主
被切、まゝ備後より疊の表を拵出せ、名物也、然るハ脇大名より上様へ上
りたる疊の表より、左衛門大夫方へ上る表惡し、此事被聞て、備後國鞆と
いふ所此町人間屋を召寄、則召捕脇へよ表賣と事よくしとて、疊の
上ようつぬせよ置、大身の鎧よて自身水中よ竿指如くして、諸人よ見物

元和五年六月二日

七六九

元和五年六月二日

七七〇

させ突殺を事、大ききは非なり、彼町人の利ありやうにあとひを與へるは、何とて脇へ賣るきや、如此ある事はいくらといふ數をえらす、又家來の侍を大小とれ、科の輕重を正さず、我心よ少よてもちうへは忽殺し、或き自打擲し、第一私欲深く、明暮算數を好む、利欲の事をのこ業とせり、此故よ兩國此人民安き心なく、下民已下まで、我身よ何ぞ心あらざる事よても、少のちやまりあれ、自身を引、自身縊れ、或き自害す、誠に歷々の侍迄も至極の死をのうれえり、下民如此成れ、能々手いとき仕置なれ、こぼれ如是ならぬ、此故よ兩國の人民、二六時中烟乃中よ住、むとへに八大地獄の苦とは、今の左衛門大夫う領分なり、然る時き左衛門大夫を亡し、兩國の人民を救ふ事、大慈大悲、是則天下を治る役なり、たとへ我よ何ぞと忠有とも、何ぞ天命を背くるきやとの上意よて御座候、惣而權現様常々被思召上とこゆ、自用此三稱とて、三ツ此さうり事有、天下被謀り、人をさうり、人をさうつて糧をさうる事、天下此主はいふに及と、國主郡主その末々迄、此心得なくては身代立かとし、えらるよ左衛門大夫、その心得なく、己う一身を樂るをよめ、備後、安藝兩國の人民を苦

め、民の肉むら被取て金銀と取し、土藏よ入置、人民のくるしむ不大形、然時き左衛門大夫壹人を亡し、萬民を安堵さする事、天道也、誠よ聖徳大子の勅よ、一飯一口の内よ、民此一粒百行の血の涙のくるしむ被感せよ、君とせへうらほ、一粒の米よも、百度の手入なれ、米とあらほ、まよ血の泪とて目より血出るにあらせ、身より出る汗、み血なれとも、皮肉にせられて水となり出るを汗といふ、され、百性の苦勞、秋の實を樂て二六の時被分せ、雨露よさらさき、田町の畔を栖とし、山野に臥、作り立さる秋の實を皆悉く被召上て、食貧しく、仕置からくを被故に、三千世界よかへうたれ、一身をみつうら破り失ふは、世に哀なる事あるよ、此考よ夢さうりもなく、身を捨てて人の心よと、ほら、せして、己う一身を樂へきを無道千万なる有様、とくいふへきやう被し、此よとく此無道人、予よ忠ありとも、其分よて置とれき、備後、安藝兩國の人民、天道を恨るものよ、夏の桀王よ高慢して、朕う代亡ひ、日月共よ亡んと此よまいし時、天下の人民、日月ともに成とを、桀王亡ひ給へうしと願ひしと也、ケ様の事よて物の心をえれ、予天下の主として、如此の惡人を亡させ時き、天

元和五年六月二日

七七二